

候まら○

一 人民は國家に屬したる人民にして、我私すべき物には無レ之候○  
一 國家人民の爲に立たる君にて、君の爲に立たる國家人民には無レ之候○  
右三條御遺念有間敷候事○

天明五年二月七日

治廣殿 机前

治憲花押

治憲田沼  
時代と始

如何にも徹底したる文句だ。  
治憲は十七歳にして封を襲ぎ、三十五歳にて隱居した。其の在位約十七年。彼は實に當代に稀なる治績を挙げた。然も彼が米澤の藩政を振起したるは、宛も田沼時代であつた。田沼意次が大名となつたのは、寶曆八年であり、その御側御用人となりて相良に城さ、城持となつたのは、明和四年即ち治憲襲封と同年代であり、而して田沼が職を罷められたのは、治憲隱居の翌年天明六年である。されば彼の治世は、田沼時代と始終すると云ふも不可なした。



自治權の爲の良政

斯く考へ來れば、何人も徳川時代の封建制度が、其實純然たる封建制度ではなかつたにせよ、兎にも角にも、各藩何れも自治權を保留し。其の自治權の爲めに、中央に於ける幕政の、腐敗の絶頂期に際して、尙ほ沙漠中の綠丘の如く、各地に往々明君賢相を出したる事實を、看過することは出来ぬであらう。此れは必らずしも、上杉治憲に限つたことではない。治憲は只だ其の一例に過ぎない。

封建制亦  
謳歌すべし

若し假りに當時の幕政が、中央集權であり、各藩に諸侯なるものなく、又た各藩なるものなく。單に中央政府の意の儘に、其の地方官を配置、更迭せしむるを得たるものとしたらば、田沼の腐敗政治、賄賂政治は、一掃的に全國を風靡したかも、未だ知る可からず。然も如何に中央に、田沼の如き者あるも、各藩は殆んど其の藩内限りの政治に於ては、中央と没交渉であつた爲めに、銘々の意見通りの政治を能く行ふを得た。此の意味に於て、所謂封建制度も亦た、謳歌す可き價値がある。

治憲の勵精

有明の行  
燈一筋の

書畫の類、御掛軸地紙なれば、表装も紙、地絹なれば、しけ絹にて、御外より御進物は格別、御立分は、織物類にては仰付けられず候。物毎總べて無用の費を御省きなされ候。每宵亥刻御寢入なされ候、宿直の近臣も、臥に入り候頃、夫より起きさせられ、何ぞ御勉勵遊され候、御様子にて、何時御寢なりしや、伺ひ知る人なし。時に御寢所有明の行燈一筋になし置かれ候を、取扱ひ候坊主、氣を付け居り候に、年中怠り給はざりしとかや。又當々御他家などより御來狀の、白木箱を結びたる捻紐をば、御貯へ置かれ、御狀箱の封へ御用ひ、或は御持用御三徳は、木綿雲齋織にて捲へたる類、毎事之に准せられ候。然るに御惠賜の事、譬へば御他家又は諸方よりの御到來物、何品に依らず、皆以て御方々様へ御贈進、臣庶御縁の者に賜る、御手當等の事、擧げて記し得べきにあらず。其程は前五卷の内にて、粗々伺ひ奉るべければ、爰に之を洩す。(餘韻附尾)

惠賜



### 第十四章 毛利重就と其の藩政

#### 【七一】 毛利氏の財政

重賢治憲等の感化

更に感化大なる毛利重就

關原役の打撃

肥後の細川重賢、紀州の徳川治貞、米澤の上杉治憲、何れも其の一藩に於ける賢君、明主であつた。而して彼等の感化は、當時に於て、其の領域を踰えて、他藩に及び、又た時代を超えて、後世に及んだ。されど事はそれに止つた。然るに長防二州に於ける毛利重就に至りては、其の感化は、更らに大なるものがあつた。彼は毛利家中興の主にして、後來維新前後に於ける雄飛の基礎を定めた。重就は所謂る毛利家に於ける、英雲公と稱するもの。

關原役は、諸大名の禍福の分岐點であつた。或者は小大名より中大名となり、中大名より大々名となつた。或者は大々名より中大名となり、中大名より小大名となつた。甚だしきは除封せられたものも、少くなかつた。(参照 關原役、一〇

既得物成返償

益田元祥の遺縁

七) 而して其中に於て、毛利氏は最も甚だしかつた。(参照 關原役、九八、九九) 毛利氏は其の領地、九國に跨り、百二十萬石の大大名であつた。然るに關原役西軍に與みしたる爲め、最初に家康に款を通じ、目醒しき戦争に預らなかつたに拘らず、防長二州二十九萬餘石に削小せられた。

從來毛利氏の財政は、豊裕でなかつた。廣島の築城、征韓の出師、大阪伏見の置邸等、あらゆる施爲は、勢ひ經費の支出を過甚ならしめた。然るに今や此の窮厄に遭ふ。然も尙ほ實収入の既定石高よりも、多かる可きを豫測して、聊かその窮厄を切り抜けんとしたが。更らに思ひ懸けなき一厄は、削封中の安藝、備後、石見、出雲、隱岐、及び伯耆、備中各半國の一年既得の物成を、返償せねばならぬ事となつた。

當時財政に通じたる益田元祥は、遮二無二絞り得らるゝだけの物を絞り、課し得らるゝだけの物を課し、藝備二州に封を移したる福島正則には、大島郡の地を質となして、暫く返納の猶豫を請ひ、漸く此の急場を切り抜けた。此れが爲



めに諸士卒の俸祿を減じ、或は緩かに勘忍分を給し、甚だしきは官黜を附して、之を放遣した。

公稱石高決定

斯くて檢地の事は、慶長十五年に至りて了つた。其の官數五十三萬九千餘石を得た。秀就はその實數を幕府に上申せんとして、豫じめ老臣福原廣俊をして、本多正純に謀らしめた。然も正純は石高多ければ賦役も多し、寧ろ其名を小にして、其實を取るに若かずと云うた。よつて其の公稱を、三十六萬九千四百餘石とした。此にて毛利氏の財政は、聊か一息ついた。

元和末年の窮乏

然も徳川氏より課し來る賦役は多く、又た會計者其人を得ずして、元和九年には、四千貫目の負債を生ずるに至つた。當時國老益田元祥は、致仕して牛庵と稱した。然も輝元秀就の父子は、強ひて彼を起し、國家老とした。牛庵亦た清水景治を起して、己れの副となし、共に整理の事に従ひ、更らに長府侯毛利秀元を招き、其の主宰者とした。かくて十餘年の後には、四千貫目の負債を償却し、城中の倉庫には、非常軍用の貯金を藏するに至つた。此時牛庵が貯藏した

財政基礎漸く定まる

るもの、銀千三百貫、金子大判三百枚、小判三千兩、印子くさり阿州砂金四貫四百目(大判百枚)と云ふ。寛永九年牛庵年愈よ老て職を辭した。此の如くして毛利氏財政の基礎は、先づ定まつた。

馳走米賦課

爾來隆替恒なく、然も其の財政困難に陥る毎に、或は節儉令を布き、或は馳走米を課した。馳走米とは、特別賦課を云ふ。即ち士の祿は四物成にて、祿高百石に付き、玄米四十石を給す、其内若干を上納せしむるを御馳走米と云ふ。此の例は正保年間に創つた。然も寶永の仕組―仕組とは節儉の方法、及び財政整理の計畫を云ふ―に際しては、半知となつた。即ち四十石分の取高を、二十石に減じた。寶永四年吉廣三十五歳にて逝くや、其の嗣子無かりしかば、同四年吉元長府より入りて封を襲いだ。而して正徳三年には、其の負債銀五萬貫目を超ゆるに至つた。此に於て彼も亦た悟る所あり、從來財政の局に當れる六戶就晴、志道就保を斥け罰し、桂廣保、山内廣道を登庸し、更らに理財の事に通ずる大阪頭人蜷川親賢を萩に召還し、正徳三年三月大に儉約の令を布いた。之を正

正徳の仕組



延享寛曆  
の仕組

徳の仕組と云ふ。享保十六年宗廣封を襲ぐに際して、山内廣通尙ほ職に在り、元文元年復た儉政を布き、五年に至つて銀千貫目を、寶藏に納むるに至つた。然も宗廣の晩年、亦た財政困厄を來たし、延享元年、寶曆元年、兩度の仕組の法を行つたが、遂ひに其の効績は擧らなかつた。

【七二】 毛利重就の襲封

重就亦た  
養子

毛利氏中興の主、所謂英雲公、即ち重就も亦た養子であつた。先代宗廣、寶曆元年二月二十七歳にて逝くや、彼は長府より入りて宗藩を嗣いだ。彼の進路は、宛も八代將軍吉宗と相類してゐる。吉宗は其の兄の後を嗣いで、先づ紀州藩の主となり、紀州より更らに入りて幕府の主となつた。重就始めは元房と稱し

財政整理  
著手

た。長府藩主毛利匡廣の十六子にして、享保十年九月江戸日ヶ窪邸に生れ、同二十年十一歳にして、兄主水師就の家督を繼いだ。元文四年十二月從五位に叙し、甲斐守に任じ、名を匡敬と改めた。寶曆元年宗藩主宗廣の遺言によりて、入りて其後を襲いだ。將軍家重の偏諱を賜うて重就と改む。從四位下に叙し、侍從に任じ、例に仍りて大膳大夫と稱す。時に二十七歳。然も彼の坐したる席は、決して幸運の茵ではなかつた。彼は寶藏の貯金が、徒らに帳簿の上存して、其實なく、其の出納に際する、藩主の黒印を用ふるの定規も、徒らに空文に屬するを見た。寶曆二年彼が其の封土に還るや、先づ坂時存、長沼正勝、山縣昌貞の三人を召して、其の意見を聞いた。彼は三人の言を嘉みしたが、然も時機未だ熟せず、之を行ふに遑なかつた。寶曆四年には、又た儉約の政を行ひ、諸役所の所用の米銀を半減し、士卒に四年を期として、半知一即ち百石の知行四物成四十石に、二十石を課するの類一を課し、民に馳走一附加租一を課した。寶曆八年に至り、半知課税の



馳走半減

期滿ちたるも、國用不足したから、更らに大儉約の政を行つた。當時重臣の中、彼の政を最も能く輔翼したるは、毛利廣胖、梨羽廣言等であつた。彼は所謂馳走減免の必要を感じ、其の意を當局に示して、其の方法を講せしめた。寶曆九年に至り、大に士の馳走出米を減じ、高百石に十石とした。即ち半知の馳走を半減した。而して藩の負債にして、至急處理を要するものに應ず可く、頼母子講を設け、總かに八百貫目を得て、其の急を補うた。

已むなく半知制復

寶曆十年に至り、漸く財政整理の効を擧げんとするに際し、俄かに幕府より公役賦課の命が來つた。此れが爲めに、已むを得ず半知の制に復した。元來毛利氏の祿高は、三十六萬九千四百一石と稱す。一重就襲封後明細書祿上高一されど其の實高は、七十萬石を超えた。されば其の財政の困難を切り抜くるに、自から方便無しではなかつた。されど元來輝元時代に於ける、大々名の大世帯の後にて、然も其の三支藩、岩國等の分封や、一門士卒に給與する祿俸を除き、其の藏入の米租は、八九萬石に過ぎず。それを四物成とすれば、平均實收は三

恒に歳計不足

萬石餘に過ぎなかつた。それに製紙とか、生蠟とかの物産や、又た帛稅や雜稅の收入を加へて、江戸、本國、双方の世帯を切り盛するが故に、恒に歳計の不足に困んだ。而して其の不足を補ふには、何時も士卒や、民に馳走を課した。然も斯くては只だ、財源が枯渇するのみであつた。

新田開墾

何れの大名の封地も同様であるが、屢ば檢地して、其の隱田を發見し、或は所謂打出を得るのみでなく、新田開墾の業も、亦た大いに勵めた。特に海に面する地方に於ては、所謂干潟多くして、乾拓の便、極めて容易なれば、毛利氏の如きは、蚤に之を奨勵した。承應年間網廣の時には、歩戻開作證書を作

歩戻開作

りて、士卒に與へ、苟も公益に害なき限りは、何れの土地を問はず、勝手に新田を開くの權利を與へ、其地を得るに従ひ、其の俸祿を増加するの證券とした。されば宍戸氏の如きは、五千石の祿高であつたが、後には一萬石餘に上つた。此れは専ら歩戻開作によつて得たものだ。而して毛利氏自身の開拓も亦た、大規模のものがあつた。例せば、寛文中防州高泊の開拓、元祿年中三田尻



重なる財源

の開拓、安永年中大濱鶴濱の開拓、名田島の慶三開拓の類がこれである。其の産物の尤は米であつた。大阪に於て立米たるものは、肥後米でなければ、長防米であつた。而して之に次ぐものは、製紙と楮、生蠟だ。製紙は玖珂、佐波、美禰の諸郡、最も盛に、楮は北部に産した。其他漁業、鹽田、製藍等もあつたが、未だ之を以て財政を補ふに足る程の、發達を見なかつた。以上は、重就襲封前後の情態であつた。

【七三】 毛利重就藩政刷新の端緒

重臣の驕慢を抑ふ

重就の支藩より入りて封を襲ぐや、務めて重臣共の驕慢を抑へ、縦恣を制し、官紀を一振した。寶曆四年再び國に就くや、老臣村上三郎兵衛の無禮を責めて之を罰し、尋で組頭益田頼母以下の怠慢を咎め、罪を得たる者數人に及んだ。

記録所役を設く

寶曆八年在國の時、老職益田隼人が其任に堪へざるを陳べて、解職を請ふや、彼は懇諭して之を止めたが、隼人の尙ほ推して請ふや、重就は怒て之を許し、退いて其罪を待たしめ、毛利廣胖(内匠)を以て之に代へた。そは廣胖の用ふ可きを認めたるが故だ。

坂時存の財政意見

重就は單に財政困難に付て、目下焦眉の急を濟ふのみでなく、茲に一大新政を施して、子孫長久の財政策を定めねばならぬことを、看取し。寶曆八年、曩さに意見書を上りたる坂時存(九郎右衛門)を召して、諮詢する所あり、裏判役高洲就忠(平七)をして、記録所役を兼ね、毛利廣胖(内匠)をして、之を統べしめた。記録所役は、藩主に親近の職であり、直ちに彼の旨を承くるの便宜あるが爲めに、就忠をして之を兼任せしめた。斯くて坂時存は、意見七條を記して毛利廣胖に呈した。其一是、他領借を以て、一時の急を救ひ、未だ收めざる租税を以て、之れが抵當とし、而して豫め債主に與ふるに、新穀出津の證を以てす。此れが爲めに今明兩年の如き、歳入の



明年所務皆無

所務は既に皆無となつてゐる。實に危急である。 (茲に他領借とは、大阪江戸の債主に依らず、隣國或は藩内にて起債するを云ひ、出津とは、藩境より大阪等の地に輸出するを云ふ。)

貯金空乏

其二是、財政が此の通りであるから、寶藏の貯金も既に空乏に歸し、山内廣通等が定めたる毎年増貯の法も荒廢す。藩國の事、宜く此の如くなる可からず。

貯穀亦た空乏

其三是、國中の用心米(非常貯穀)亦た甚だ緊要である。山内廣通は特に心を此に用ひた、大藩には大藩の風がある可きだ。近時巧利の徒は、説を爲して曰く、貯穀を賣りて金となし、之を大阪の藩債銷却に充て、貯穀に對しては、借用の證券を與へ、息銀を附せば、藩は息銀を外に出すの損なく、貯穀は息銀を得るの益ある可しと。此説斷じて用ふ可からず。若し凶荒、享保壬子(十七年)の如

耕地荒廢

其四是、今や耕地の荒廢に歸するもの多し。此れが爲めに、年々追損米を給付するもの、其の現額三千五百石餘、之を時價に換算すれば、銀百五十貫目餘に當る。此れは空しく看過す可きものではない。況んや良田をして、荒廢に歸せ

良港創設

しむるは、政道の宜しきを得たるものとは云はれない。(茲に追損米と云ふは、田畠に損害ありて、公租を納むる能はず、然も検見を請ふに適せず。而して官より其の不足を補給するを云ふ。慣例によれば、千石以上の損害は検見を許す。追損米を給するは、其の以下と知るべし。)

歳入増加法

其五是、我藩に良港なし。曾て備後尾ノ道港より米を輸出するとがあつた。然るに福山藩主は、故障を申した。柳井、下關は俱に支藩の封域である。宜しく良港を創設して、運輸の便を圖る可し。

歳出節制

其六は、出入相償はざるは、久しき慣例となつてゐる。加ふるに侯家内府の所費も、近頃は其制を超えて多きに過ぎつゝある。時勢華美に向うて、是亦た餘儀なき勢である。されば宜しく歳入増加の法を講せねばならぬ。累代の能臣、益田牛庵、毛利就方、毛利就信、毛利就直、佐世廣長、毛利廣定、山内廣通、何れも新田開作に力を竭した。然も其事や容易でない、宜しく老功の士をして、専心之に従事せしむ可し。



著々實行

しく重大の國役賦課に際し、或は藩内非常の時變ある場合に限り、臨時賦課す可し。從來の改革も、何れも之を以て其の方針としたが、遂に其の實効が擧げられなかつた。現今の財政では、此事速かに數年を期して、成就し得可しと思はれぬが、然も節約の手段は、決して怠る可きではない。但だ數十年の仕來りの事は、急遽に之を變改すれば、一利一害は免れ難きものである。故に功を長久に期し、硬直練達の士を擇んで、之に任ず可きである。

以上が其の要領である。而して重就は、概して坂時存の建白を嘉納し、其の主旨に原き、著々實行の歩を進めた。

〔七四〕 重就愈々改革に著手す (一)

御前仕組  
方設置

寶曆九年に至り、重就は愈々財政の根本的立て直しに著手した。而して之を行

重就新誓

重就訓令  
十條

ふには、其人を得るにあるを以て、同年三月三日、江戸に參勤の爲めに出發するの先日、藏元兩人役坂次郎左衛門時存に、手元役所帶方兼務を命じ、札座頭人を兼ねしめ、羽仁五郎左衛門正之に、手元役所帶方兼務を命じ、藏元兩人役佐々木五右衛門滿令に、所帶方兼務を命じ、粟谷六郎右衛門勝之に所帶方を命じ、此の四人を新に御前仕組方と爲し、大に整理の事を評定せしめた。御前仕組方とは、特に君側にありて、整理改革の方法を審案するの職掌である。

此に於て彼等は、萩城獅子の廊下に、一局を設け、専ら其事に従うた。村田四郎左衛門爲之(清風の祖父)亦た擢られて、其の屬僚の中に在つた。而して三月五日、即ち江戸參府發程の先日、洞春寺に詣し、其の始祖元就の神位に謁して、願文を捧げ、其の冥助を祈り、切に己を責め、固く自から誓ふ所を明かにした。而して、同日彼は、其の國相毛利内匠廣胖を召し、親筆の訓令十條を示した。

一 所帶至て困難の趣、數十年來の不足、行詰候儀と相聞へ、於今は既に上下の大難に臨み候程の儀、去冬書付を以ても、申聞せ候通に候。



禮儀を求む

此時政務引受の職座に當り候御方、別而心勞無限事に候。於二當家一如此所帶及二困窮一候儀、前代未二相聞一事に候。然る上は、儉約諸沙汰之儀も無據、前々無之程の沙汰筋等不申付候。是は、所帶の大難可凌の術無之道理に候。如此時節に、我等御方相共に奉職の儀、迷惑の事に候得共、今度當家所帶の大難をも凌候時は、互に忠孝の道にも可相叶一程の儀に候得者、志の所立肝要の事に候。依之御方諫言等の儀有之候は、縱令非禮の期に至候共、全く加了簡可レ用ニ其意一覺悟候條、無レ用捨一可有レ所勤候。我等より申出候筋、其外諸沙汰の儀も、於レ時或は其元身分へ引受、以外氣の毒の筋など有之候共、今度所帶の大難凌候迄は、謹而被二相守一候様に頼入事に候。都而我等諸事行作候。とても、素より聖賢の道に叶可レ申儀に而無之候條、忠義の實意を以て、及二諫言一候者、於有之者、日夜所相俟一候。

重就其の祖先の神位に、冥助を祈つたのみでなく、其の國者にも、赤心を披

浮説謗議に迷はぬ事

いて、其の戮協を求めた。

一 諸事儉約省略等の儀は、人心不穩物に候得ば、職役受レ謗事共有之事に候。況や當レ事の儀に候得ば、政事不レ任ニ所存一義共多く可有之事に候。不辨ニ此理一小人の見識、流言等有之候共、大義を被二相守一候事、專要の事に候。

此れは世間の浮説、流言、謗議に迷はず、一意専心其の大義を嚴守、徹底す可しとの意味だ。

沙汰慎重を要す

一 去年以來儉約の諸沙汰には、相定る格式の作法をも暫避之、便利を要とし、諸事及二内聞一候様と申付候。と雖も、兩國(周防長門)の政事、甚以繁雜の儀に候得ば、悉く手中より出候様に、相心得候者有之様相聞候。大小の役人此趣を相考へ、未練の沙汰筋於有之は、其非の所歸、甚以重き儀と相心得、假初の沙汰筋をも随分念を入れ候様、役人中、能々可相心得一之通、申付肝要の事に候。



格式を重  
事入すべき

儉約の爲めに、姑らく相定る格式は之を避くるも、便利を主とするの餘りに、未練の沙汰ある可からずとの意味だ。

一 廉有之政事之儀は、表方相二伺之、如ニ格式一可有ニ沙汰一儀勿論に候し其外當役中、申談之上、沙汰相成候儀も有之、職座一存之沙汰筋に任せ候政事、段々有之儀に候。此等之格式は、其廉重き事に候得ば、千歳迄も不レ可レ略之家法に候。自今以後も、彌以諸沙汰委敷候て可レ然事に候。猶今度時宜の便利を以て、吟味筋有之、去冬以來、内聞之取次役相立置事に候。追々被レ及ニ内聞一候心得、可レ爲ニ去冬以來之通一候。尤參勤在府の内は、只今迄の通、時々内聞不ニ相成一事に候條、差向儀は如ニ作法一、宜様に沙汰候而、追而及ニ内聞一候様、其沙汰可有之候。此れは前條を、一層詳かに説きたるもの。政事上大體の格式は、決して忽略にす可からざるを戒告したるもの。此れは恐らくは、當時便宜を主とするの餘、却て紀綱を紊りたる傾向を生せんとしたるを、警戒したるものであらう。

【七五】 重就愈々改革に著手す (二)

格式愈重  
理由

重就が其の國老毛利廣胖(内匠)に向つて、特に格式を重ず可きを告げたのは、(參照 十四) 畢竟儉約の爲めに、諸事手輕を主とし。其弊餘りに手輕に過ぎ、法度を無視し、之を抛却するが如き傾向を生ずるを、虞れたるが爲めであらう。

人材登用  
心得

一 人材登庸之儀は、政事の第一に候。數多之家中の儀に候得者、其人不レ乏。筈に候。役人共より吹舉之時、其心を用ひ候儀、事淺候得者、人才下に届候様相成、先進之者及ニ考齡一候以後、後年に至て差聞之期も可有之候。尤家老中其外重職の者は、數多の諸士中と、常々相交候儀にても無之、其才の長短、甚以不レ易レ知之道理に候。偏に吹舉の役人、此段宜敷相心得、親疎之差別なく、後來可ニ用立一人材と相見候者、令ニ吹舉一候様に、兼々申付候儀、可レ爲ニ肝要一候。此れは人才登庸に就ての心得を示したるもの。



一家中豪家の陪臣等、其主人の威を可爲盛之、物筋より申付候諸沙汰、不相守の不心得の者も、間々有之候様相聞候。甚以て風俗の衰に候。物筋より申付候諸沙汰不被行時は、豪家の威光全可相立道理無之候。御方職座より申付候諸沙汰、城下田舎の無差別、此以後尙又速に被行候様、可有覺悟一事に候。

此れは陪臣の横暴を制する爲めの注意書だ。陪臣とは、一門家老以下の臣下を云ふ。

一 用方の者共、毎月於蔵本一參會の日を相定、政事の得失を令詮議、諸事爲能様に相計ひ、或は衆議相定爲能儀と相考候ても、不及内聞一時は、其事難調旨趣なども有之候は、其元聞届之上、役人中、衆議相定候處、委く相記、内聞の取次を以て、令言上一候様、可有沙汰一候。

會日を定め、政事の得失を評議し、事の上裁を経ざれば、實行し難きものは、委く其旨を記載し、之を言上せよとのこと。

一 只今の當役中、孰も別而心得宜敷、何角今度の留主之儀、一入令安心一及足一事に候。其元よりも随分一和を心掛、加判中可被申合一候。尤職座の儀は、政事繁雜の儀に付、諸沙汰數人の手より、出候様に有之候而者、還而不相調一候故、職座一存に相任せ、古來凡の規則も有之由に候條、左様の儀は、以作法可有沙汰一儀勿論に候。毎月寄合等の儀、彌以て無怠被申合、諸沙汰無滯様可被申付一候事。

當役間の一和を心掛け、毎月寄合、同心協力、政務を擧げよとの意。

- 一 家中風俗の儀、並諸士中、文武諸藝修練の儀、此條數々除之。
  - 一 諸郡之儀、可申付一筋も有之候得共、追而申付にて可有之候。
- 右之條數、大概心得の前に候得共、留守中の儀は、猶諸沙汰心得にも可相成候付、先記一二之樞要一候事。

以上は、彼が江戸參勤に際し、其の發程の前日、國老毛利廣胖に、親書もて申聞けたるもの。如何に重就が國持大名の一人として、其の見識が超越し、其の



一門戒諭

職責を自覺したるかを、知る可きであらう。重就は、既に寶曆八年十二月朔日、一門以下を召し、親ら戒諭數條を記して、之を告示した。其中には、

身柄之儀、重く令ニ省略、躬之行を以、諸人に先だち、儉約を示し、候條、執役之面々、此意を得と領掌し、自分ノ堅固に相愼、假初にも驕奢放逸之心なく、萬事質素にて、外儀にかゝらず、儉約の實意に叶候様に、政道執行候はゞ、諸人も自ら信服し、制度も相立、往々困窮も行直り申可し。

諫言寛容

と云ひ。又た、身柄隨分儉約之道筋、吟味を盡すと雖も、猶氣付不レ申事も多く可レ有レ之候。存寄之儀候はゞ、密々可ニ申出候。早速其沙汰可ニ申付候。

政務心付申田の事

大小によらず、諸役人は勿論、無役の者たりとも、何ぞ政務之筋、不レ宜事

總て道理に從ふべし

も有レ之候はゞ、無ニ遠慮ニ申出へし。若申出もの候はゞ、早速取次之役人、遂ニ吟味、品により、其沙汰可ニ申付候事。

と云ひ。先例舊格と申も、多くは近來之仕辭にて、必しも祖宗之古法にあらず。たとへ家風と成來候事にても、道理に不レ叶儀は、時に依可レ改。然者向後其心得を以、萬事、先例舊格家風と申事になづみ不レ申、才力之及候程は、道理に隨ひ可レ致ニ吟味候。

文武怠惰の事

と云ひ。近年儉約にかこつけ、家中之風俗、自ら文武の道に怠り、内證にては、反而淫酒遊翫之費も有レ之様に相聞候。甚本意を失候事に候。

役人整理

と云ひ。役座を省き、役人を減し候儀、儉約之第一と相聞候。……近年執役の輩、自分ノ手筋の者を引立候故、自ら役人も相増……甚以儉約之筋に相



違し、私を以公儀の爲を忘れたる事候。以來随分人才を選び、最良偏頗なく、其役座に相應、不相應を吟味いたし、役儀申付候時は、上下之爲宜敷、諸事治り、道筋も正敷可相成事候。惣じて國家之政道、人才を得るを以て本とす、此段別而無私曲やうに、可取計一事候。

表裏洞徹

此の如く重就は、其の一藩の政治に就ては、表裏洞徹してゐる。彼が江戸參勤に際して、其の國老毛利内匠に申し残したる言も、此れと對照すれば、愈よ以て其の意味が瞭然たるであらう。

### 毛利重就の教育

右田の學會

越氏塾

是より先き正徳年間毛利廣政學會を其邑周防の右田に建て奇傑の士瀧鶴臺を擧げて教授となす。而して三田尻の處士河野通文字義哲醫も亦私塾を開きて郷人を教育し、享保十二年死に臨み其家を擧げて官に寄附し、子弟習業の所とす。越氏塾是なり。河野は越智姓なり此の如くにして教育一藩に洽り故に此名あり

英雲公の獎勵

四科

く、人材彬々として出づ。後ちの長藩教育の盛運を説く者常に享保を稱せざるはなし。既にして泰平久しく國用給せず、士祿を減じて上用に供すること多きに至りて、學問少しく衰へ士風も亦漸く優柔に流れ、漁獵遊戯に日を消する者多し。寶曆安永の際、英雲公就支藩より入て國を繼ぐに及びて、深く文武の業の衰へたるを憂へ數々令を發して藩士を獎勵し、儒醫數兵學の諸家をして各々其門生の俊秀なる者を記して之を左右に呈せしめ、以て不次拔擢し、且つ「父母に孝行、兄弟親族に睦敷行跡を慎める者」、「才智勝れて貞實なる者」、「學問ありて正直なる者」、「強健にして武術を善くする者」、の四科を設け、各組をして各々其名を上らしめ、以て人材を鼓舞するの道を開く。是に於て學問亦中興の勢あり。爾後、納戸金撫育金等を出して明倫館の經濟を助け益々心を教育に用ふ。「防長回天史」

### 【七六】 撫育局の新設

土地廣狹

重就が寶曆九年三月、御前仕組方を設け、坂、羽仁、佐々木、栗屋の四人を擢用し、村田を參せしめたることは、既記の通りだ。(參照 七四)爾來彼等は著々審



負擔均一法

檢地著手

議に取りかゝつた。當時歳入は歳出を償ふに足らず、此儘にては、到底辻棲の合ふ可き道なし。是を以て別に財源を求むるの必要は生じた。斯くて漸く土地廣狹秤の一法を案出した。それは貞享年中土地の廣狹を量り、士民の地區を検し、納税の率を定めて以來、寶曆の當時に至る迄、既に七十餘年を経過した。其間一方には、田畝の荒廢して、收穫の従前通りに無きものがあると同時に、他方には、排水や、拓地にて、其利を收むる者も少くなかつた。然るに前者に對しては、往々官より給穀して、之を追補しつゝも、後者に對しては、何等官に徴收するもの無かつた。されば此際、如上の積弊を一新し、免す可きものは免じ、徴す可きものは徴し、名實一致、負擔の均一を謀る可しと云ふことゝなつた。此れが土地廣狹秤の要旨だ。即ち若し精細に測量し、新地を以て荒地を補はゞ、新地に餘裕あらむ。此の餘裕を以て、獨立の財源を求めんとするが、仕組方の者共の胸算であつた。此の胸算によりて、愈よ檢地に著手し、布施光貞、都野祥正をして、其任に當

六萬石の剩餘を得

正味四萬石を剩す

らしめた。然も之を檢地と云はずして、廣狹秤と稱したのは、幕府の聞えを憚つたからだ。此れは長藩のみの事ではない。現に肥後に於ても、細川重賢は同様の事を用ひた。(參照 四六)

長藩にては、寶曆十三年に至りて、其事を了つた。此の廣狹秤は、實に於ては檢地である。然も檢地と云へば、事が重大となり、豫じめ幕府の許可を受けねばならぬ。又た其の結果の増減に就ても、幕府に申告せねばならず。故に之を廣狹秤、即ち小村石坪と稱した。而して其の結果は、追損米八千石を填補し、六萬石の剩餘を得た。

此れは人民の開作と、士卒一部の墾地に成り、公簿の外に在るが故に、官先づ之を收め、士卒の墾地に從事したる者には、其費を辨じて、更らに墾地の十分の四を與へ、人民の開作に成るものには、亦た其費を償ひ、其勞に報ゆる所あり。又た從前の田畠に缺損、若しくは入畝、即ち尺不足あるものを補足し。此れが爲めに二萬石を費し、其の正味剩す所四萬石となつた。



撫育局成

此の四萬石は、藩庫歳入外の物資であるから、之を別途の資金とし、特に一局を設けて、之を管理し、兼て運用増殖を謀らしめ、重就自から其名を命じて撫育局と稱した。其他、追損米の減滅に歸する分をも、移して撫育局の資に充て、

支出は藩主直接命

其他の雑收入、悉く擧げて此中に投ずることとした。然も此の別途資金は、従前寶藏の貯蓄の如く、本部財政の窮迫の爲めに、動もすれば攪亂せらるゝの虞あるを以て、非常支出の場合には、藩主自ら之を命

大に殖産を謀る

じ、敢て臣下の建言を待たざる法を定めた。撫育局既に成り、其の基礎漸く固し。此に於て大いに増殖の道を講じた。即ち先づ米穀の販路を索め、大濱(中の關)今浦(下の關の西端)室積(熊毛郡にあり)の三所に港を開築し、運輸の便に供し、御馳走開作を奨勵し、公田を増加せしめ、又米廩を十箇所に置き、機に應じ、貧民に貸與し、其息を收め、或は藍座を設け、製藍の專賣を爲し、而して郡村には亦た郡村費節減の方法を講じ、民力の休養を謀つた。

御馳走開作

前述の御馳走開作とは、例せば、十町の開拓には五町を官に納め、五町の下附を、自己に請ふの類を云ふ。然も寧ろ人民より其の資金を集め、官自から開作するの便に若かざるを以て、其の出資者には、苗字帯刀を許し、士分の格を與へ、盛んに之を奨勵した。此れも長州に限つたことでなく、各藩共通の事であつた。然も重就の撫育局は、數年ならずして、大いに其の効果を示した。窮すれば通ず。彼は財政困迫の極所に陥りて、遂ひに其の財政の立て直しをなし、中興の主たるに至つた。彼の努力も亦た大なりと云はねばならぬ。

〔七七〕 撫育局の成功

重なる効

撫育局は全く重就の見込通りに成功した。而して其の成功も、寧ろ速かであつた。今ま其の効果の重なるものに就て見るに、



- 一 從來別途貯蓄の寶藏金は、名ありて實なく、財政窮乏の際、所帶方に於て、一時的貸借の名にて流用し、其の返納を怠り、此れが爲めに、其の貯蓄金は、空しく帳簿上の數字に止つた。然るに撫育局設立以來、寶曆十三年より安永三年に至る、十五年間に、盡く之を償還した。
- 二 所帶方に於て、急速大坂豪商に返償す可きものを代償し、一萬二三千貫目を支出した。
- 三 日光廟營繕の補助を命せられし時、所帶方の爲め、銀二千貫目を支出した。
- 四 大坂中ノ島に於て購求したる、藩邸地代を辨償した。
- 五 諸郡頼母子講の掛捨金を代償した。
- 六 武庫の武器修繕費を支出した。
- 七 天主閣修繕費を支辨した。
- 八 満願寺祈願會の中絶を再興した。

- 九 高祖毛利元就二百年祭の費金を支出した。
  - 十 明和三年濃州、勢州の徭役を補助した。
  - 十一 江戸藩邸の火災の爲め、再築費を支辨した。
  - 十二 以上十五年間、開作して新に收入を増加したるもの、一萬三千餘石。
  - 十三 人民救助の爲め、貯穀したるもの、一萬一千四百六十七俵。
- 此の倉庫は、南方の各郡に十箇所あり。年を限りて、舊新交換することとした。

用心米

十四 用心米と稱して、毎年江戸に廻送するもの、千餘石あり。

十五 確實なる擔保ある時には、士民に對し、低利の貸付を爲し、其の窮乏を救ひ、或は鰥寡孤獨等、無告の民を撫恤した。

十六 毛利家公族の湯沐、其他保養費に支出した。

以上は、其の概略を擧げたるに止るが、此にて如何に撫育局が、其の目的より以上の効果を奏したかを知るに、餘りあるであらう。而して此れが維新回天の時

目的以上の効果



重就の高  
祭文

に際し、長州藩の運動に、如何なる便宜を與へたるかは、固より重就の豫期しなかつた所であらう。

重就が寶曆九年、改革に著手せんとするや、先づ高祖元就の廟に詣りて、願文を捧げた。而して其の改革の目的略ぼ達し、元就の二百年祭を、洞春寺に修むるや、彼は重ねて祭文を捧げて曰く。

重就小子、乏しきを承け宗を嗣ぐ。……百兩の用費、六府俱に空し、振貸周急、拮据途窮す。人力及ばず、唯だ冥助を假る。昔は公の靈に祈り、齋宿衷を竭す。……天は有年を降し、閭閻豊を告ぐ。人は餘算を献じ、朝野貨通ず。經費事給し、粟米金銅、不虞武備、威揚矢弓、農は田租を省き、臣俸維れ隆し。惠は上下に被り、澤は西東に流る。嗚呼盛哉遺徳、綿々として涯り無し。星霜二百、今猶は當時のごとし。

と。亦た以て如何に彼が改革の、効果の昭著であつたかゞ、推察せらるゝ。當時士民歡喜、各々物を献じ、金を納れ、元就二百年の祭典の盛を助く。此れ

一藩盛況

重就子孫  
訓誡を貽す

實に一藩皆な重就の惠政に、感悦したる證と云はねばならぬ。彼は此の機會に於て、訓誡一篇を納めて、子孫に貽した。

予今身命を奉じて、公の神靈に誓ひ、家を興すことを祈る。幸にして上下和し、五穀熟し、二州の衆小民も亦其堵を安んじ、正道に由り、國政を行ひ、家聲を起し、家格を進め、壽を以て終ることを得ば、是れ公の神靈の吾を加護するなり。我子孫たる者、能く此意を體し、殊に追遠の禮を慎むべし。……撫育の事は、若し洞春公の加護に因り、以て其功を大成することを得ば、子孫長く其利を私すべからず。撫育の經濟は、特に之を本勤より別つ。是れ家の爲めにして、家の爲めならず、寔に國家を安ずるの一助たらんことを冀ふに出づ。子孫たる者、宜く之を思ひ、公役其他重要な事あるに方りては、則ち撫育の金を以て、之を助くべし。……凡そ子孫は能く之を訓育して、以て一材器の人たらしむべし。是れ祖先に對する第一の孝なり。

彼の訓誡は、決して徒文に終らなかつた。そは歴々として長防二州の、維新同



遇隠中の  
事業

天の時に於ける實行が、之を證明した。  
重就は功成り名遂げ、天明二年八月退職を乞ひ、天明三年三月國に還り、別館を三田尻に建て、其の残年を養うた。然も其の退隠中、尙ほ西浦三十六個の鹽田を開き、及び江泊濱勝間の開墾地を作つた。三田尻地方の人民は、今猶ほ其の餘澤を被つてゐる。

### 第十五章 幕府財政の遺線

#### 【七八】幕府の儉約令(一)

地方の剛健

田沼時代の前後に於て、大名中の明君とも云ふ可きものは、必ずしも細川重賢、徳川治貞、上杉治憲、毛利重就に限つたものではなかつた。本書には、寧ろ其の標本として、之を掲げたるに過ぎない。然も之によりて、如何に中央政府が腐敗しても、混濁しても、地方には、其の影響を被らず、各個の清肅、剛健なる政治が行はれつゝあつたかを、證するに餘りあらん。

幕府財政  
の困難

話頭は再び中央に返る。地方の諸大名が、何れも概して財政困難に陥りたる如く、中央政府たる幕府は、猶更ら困難に陥つた。此れは必ずしも田沼意次一人の責ではない。否な、田沼は寧ろ此の困難を切抜くる可く、種々の方策を廻ら



した。彼の一生は、果して功罪相償ふに足ると云ひ得可き乎、否乎を知らざるも、彼も相應に努力したとは間違ない。但だ彼が賄賂を貪ぼり、權勢を弄び、自から政府的腐敗の雰圍氣中に棲息して、寧ろ之を濃厚ならしめたる形跡の、甚だ著しきものあるは、掩ふ可からざる事實だ。然も腐敗は、決して田沼一人の腐敗ではなかつた。

幕府の切四策

當時幕府が、財政困難を切り抜くるには、概して四策あつた。第一は儉約、第二は惡貨鑄造、第三は利源開發、第四は諸運上だ。明和元年正月には、御勘定奉行へ、左の如く達してゐる。

入用引締

一 御勝手向三ヶ年之内、諸向別て取締りの儀、去る亥年(寶曆五年)被<sub>レ</sub>仰出、同丑年(寶曆七年)彌<sub>レ</sub>減方相ゆるみ不<sub>レ</sub>申、可<sub>レ</sub>成丈御入用相減候様可<sub>レ</sub>心得旨相達候處、其趣も相ゆるみ、近年別て御入用相嵩候。然共格段譯も有<sub>レ</sub>之、御入用相募候と申儀も無<sub>レ</sub>之、全諸向取<sub>レ</sub>扱心懸薄故と相聞候。御代替(寶曆十年)以來、打續臨時御用も多、其上所々御修復等數多

向々渡物

有<sub>レ</sub>之、朝鮮人來朝旁、多分之御入用も有<sub>レ</sub>之儀に候得ば、諸向にても御入用減方、彌<sub>レ</sub>相ゆるみ不<sub>レ</sub>申、去亥年(寶曆五年)相極候。一ヶ年御入用金高之内をも、猶又減方も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事に候間、銘々役所限り格別之減方、評議いたし、可<sub>レ</sub>成丈御入用相減、一ヶ年御入用高相積、此節書出置候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候。且又向々え渡し物之儀は、向々より差出次第相渡候に付、時宜に寄、御入用格別相増候儀も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。是等之内には、前々請取ものより過分相増候向も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。都て差出下り候分は、作略は難<sub>レ</sub>成様相心得候得共、御入用相増候得ば、其役所一體御入用嵩相成候事に候間、前々請取ものより相増候向も有<sub>レ</sub>之候は、別段存寄をも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相伺候。左候は、其向えも相達にて可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。其役所よりも先々え申談、御入用相減方に相成候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>心得候。畢竟仕來之取扱にもたれ、又は其役所前々之風儀になづみ、如何と心附候ても、自分相勤候内は、事々間敷様にと心得、假成にも其品申取、様子宜様取扱候ては、御入用



相増候儀、歴然之事に候間、此所心得專要之事に候。

一 諸向御入用請取候書付、被差出一候節、此度之御入用請取候得ば、當正月より是迄御入用都合何程請取候段、並御修復御入用積等被差出一候節、何年以前御修復有之候場所之旨、且臨時請取もの書付被差出一候節、何年以前請取候旨、以來右書面之肩書に、朱書に相認、差出様可被致候。

品物買入方

一 御作事方、小普請方、御賄方、御細工所、筆墨紙、蠟燭、石灰、燈油、布晒、其外品にて請取候儀、此以後相止、其役所々にて買上にいたし、右金高は一體御入用之内え差加、其分協書に相認、差出候様可被致候。此の如く頗る詳細に涉りて、儉約の令を發した。然も其の實効果して幾許あつたか、甚だ覺束なし。

〔七九〕幕府の儉約令(二)

明和八年儉約令

明和元年の儉約令に引き續き、同八年には、亦た儉約令を出した。此れは其の前年に早魃があつたからだ。

拜借差許されず

一 去寅年(明和七年)夏中御料所早損之國々多、御收納高格別相減、御勝手向御入用御不足に相成候に付て、當卯年(明和八年)より五ヶ年之間、格別之儉約被仰出一候に付、諸拜借之儀、所司代並大坂御城代は勿論、遠國奉行諸小役等、御役被仰付一候節は、是迄御定之通拜借可被仰付一候。其外萬石以上以下共、不依何事一拜借相願共、當卯年より五ヶ年之間は、容易に御沙汰に被及間敷候。尤去年は諸國一統早損に付、銘々儉約を專に可致事。

但公家衆、門跡方、其外寺社等、江戸遠國に不限、拜借之儀は勿論、堂社御寄附等も、五ヶ年之間は、御沙汰に不被及筈に候事。



臺外一切

と達し、一切拜借金の貸出しを、向後五個年停止するとし。更らに内外一切の經費を、寶曆五年度檢約令發布の額、若しくは其の以下と定め、其の範圍内に於て、支辨す可き旨を、それく其の局に當る諸役人に達した。而して道中奉行へ向つて、

道中奉行

一 此度御檢約被ニ仰出候に付、道中宿々拜借等相願候共、格別無レ故候ては被ニ仰付一間敷候。道橋修復等之儀も、當年卯より五ケ年間は、別て御入用相減候様、可レ被ニ取計一候。

臺所料理

と達した。然も、それよりも尙ほ詳細に涉りたるは、臺所料理等の件や、筆墨紙、疊等の事だ。

一 御臺所料理被下候儀、當卯年より五ケ年之間は、老中若年寄は、御湯漬被下、御側衆奥向之面々評定所へは、香物共に一汁二菜之積り、夜食は是迄之通、一の間二の間御臺所被下候面々へも、是又朝夕夜食共に御湯漬被下候間、其通可レ被ニ相心得一候。但三之間之儀も、香之物一汁二

菜之積、四の間御臺所は、是迄之通被下候。尤席共に御酒は不レ被下候事。

諸入用一

但御煤取並歳暮年始、其外規式之節は、是迄之通御料理被下候事。一 諸向共惣て御入用に相成候儀は、右御檢約被ニ仰出候年限之間は、別て心附御入用高相減候様、相心得可レ被ニ取計一候事。

筆墨紙檢

一 御用に付諸向相用候筆墨紙等、御納戸より受取は勿論、御入用に相立候分、江戸遠國不レ限差出候書付等、粗紙相用候も、不レ苦候。筆墨之儀は、御右筆等の外は、一對物之筆、大形上筆等決して相用間敷事。

但遠國奉行等諸伺書類、奉書紙に限候に不レ及、其所相應之紙相用可レ被ニ申候事。

城中疊取

一 御城中之口、其外部屋等、御疊之處、切損候共、五ケ年之間は、取締等無レ之筈に候事。

右之外、惣て御入用筋の義に可レ成だけ相減候様に、可レ被ニ相心得一候。



四月

ど徒法

此の如き儉約令は、果して焼石に水ではなかつた乎。幕府の困難なる財政を、幾許の程度迄、救済するを得たる乎。凡そ如何なる法令も、社會がそれに共鳴せざる限りは、殆んど徒法たるを免れない。固より鐵腕もて、共鳴せざる民衆に、高壓的に押し附くるも、亦た一種の方法であるが、當時の幕府には、到底それ程の力ありとも思はれなかつた。それより更らに甚だしきは、斯る儉約令を出す幕府の諸役人共が、誠心誠意に、此の法令を實行せんとする者なく。彼等は概ね斯る法令を出しつゝ、身自らは贅澤を恣にし、驕奢に耽り、公金を浪費し、賄賂を貪り、其の言行不一致は、彌よ以て斯る法令をして、徒法に歸せしめた。然も亦た全く無効と云ふ可きではあるまい。旗下や、大名や、其他の拜借金を拒絶する位の効能はあつたであらう。

天明三年の儉約令

天明三卯年十二月

近年御料所損毛打續候上、當卯年關東北國筋不作にて御收納相減候に付、來辰年方來ル戊年迄七ヶ年之間、諸向御儉約之儀被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候。右に付、萬石以上以下共七ヶ年之間は依<sub>レ</sub>願拜借等之儀不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>候。

但御役に付、定例拜借之儀は是迄之通に候。右之趣向々江可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相觸<sub>一</sub>候。

十二月

〔天明集成録〕

【八〇】 儉約令と社會

儉約令茶化さる

幕府の儉約令は、頗る受けが悪しかつた。當時の落首などを見れば、何れも之を莫迦にし、之を茶化し、之を冷笑、嘲罵の資料とした。



差上申請狀の事

一 此けちと申女、生國貧州かつへ郡くはず村にて、随分始末成る者に御座候間、我等御請に罷立、五ヶ年御儉約中、御奉公に差上候處、實正也。御給金の儀は、一ヶ年五匁銀一枚に相定、爲御取替、四文錢五十文御渡被下、慥に受取申候。

一 御公儀様御法度之汁菜之儀は不レ及ニ申上、女に不似合大ぐらゐ仕候歟。又は焼味噌にても、度々なめ候はゞ、如何様にひだるいめ被ニ仰付一候共、違背仕間敷候事。

一 宗旨之儀は、代々錢宗にて、御益町困究寺旦那に紛無御座一候。此女萬一相煩候はゞ、我等方より返料差上可レ申候。爲ニ後日一仍如レ件。命和卯月

押込御門外 請人 山下屋平兵衛  
西欲ばん町

人主 川井屋次郎兵衛

田沼右近様御内

水野小左右衛門殿

儉約ちよ  
ほくれ

又た左の如き、ちよぼくれが出来た。

さめうてうらいよよい

皆さん聞給へ、四五年こつちへ、日本の金めが、右近がか、れば、周防がほのめく、田沼が流れて、川井の樋から、水野へ落込、板倉升でも、阿部ない事だに。世間が詰れば、眞鍮ぎせるが、銀になるやら、棧留ばかまは、丹後に成やす。娘子共は、藝者に成やら、鍋金錢でも四文に通用。本町通りにはらほら明店、赤繪が世に出て、めくり成やら、四貫の相場が、五貫に成やら、六位の武家衆が、侍従に成やら、三汁五菜が湯漬に成やら、町人百姓が、乞食に成るやら、年季野老が、長歌初て、曲り形にも、覺へ仕廻て、なんでもあたまは、本多の事だに。著物の袖口ちや、細かい時花、なんのかのと



て、是では茶釜が、藥罐と化しても、御無理はあるまい。此すへ大切、用心しなさい。あげくのはてには、油もついえだ、元結もついえだ、坊主になれとの、御觸が廻ろう、今から衣の仕度をしなさい。あんまり違は有まい、うるさいこんだにほう。

擬觸書

尙ほ更らに皮肉なるは、左の擬觸書だ。

此度格別御儉約被仰出候上者、世上一統に、儉約を專に可致儀に付、

猶又御旗本惣てきやんの面々、以來左之通可被相心得候。

一 布衣以上面々、女郎買之儀、以來一統に六印可被相用、若無據勤筋

にも拘り候、突合等之節は、其段頭支配へ相届候上、壹分女郎可被相

求候。且紙花之儀、追而金子差遣候事、堅無用に候事。

但引はり候節は、當時之致相場、錢下直に付、錢買上、壹貫貳百文相

拂可申候。十貳文つもり之儀は、算入再應吟味之上、請取置、船頭に

任せ不致、自分、賄可然事。

布衣以上  
女郎買上  
方

布衣以下  
仕方

一 布衣以下、御番方諸小役は、格別之譯合有之節は、根津、音羽等えも相

越、平日は蹴轉し、又は百藏可被相用候事。

但眞鍮錢之内、取違候、振合にて、文錢四五文迄は、取ませ通用不苦

候。最下がり、喰逃、ぶつたくり之筋、器量次第たるべく候。横根

斷三十日相立申候事。

一 右往來船駕共、堅く無用に致し、ばつち尻はしよりたるべく事。

但足に毛有之輩は、ばつちも可有二用捨事。

一 衣服之儀は、向後糞見え相止め、以來星入引け物三つ物、第一鎌倉がし

等專に相用、八反懸け之義は、太織島にてまざらし、縮緬は早染草を以

手前にて幾度も色上げ可相用。且又魚葉牡丹、鎧蝶、靄の丸等之紋所は、染

代にもか、はり候に付、蛇の目釘貫之類、替紋に可致候。繻袴は壹尺

十四文之晒木綿可然候。若心得違、天鵝黑繻子等之半襟被用輩有之候

は、見懸次第、御徒目付姓名を承り、若被咎候事如何候。

衣服の事

船駕無用



足袋の事

禪の事

結髪之事

多葉粉入の事

但夏足袋之儀、近來裏のぬけ候を被二相用一候輩、ま、相見へ候。右之分は、下冷快候哉に付、向後足袋可レ爲二無用一候事。

一 禪之儀、縮緬を用候面々有之候。不埒之至候。向後秩父縮之候、不二相用一當番並他出之節は相用、在宿之節むふんたるべく候。

但淋病之節は、一統に木綿可レ被二相用一候。

一 髪は本多、銀させる之類、決して無用候。銀にて不レ叶節は、吸口色替候得ば、相濟儀に候間、吸口斗張繼にて、可レ被レ用候。且本多天窓之儀

は、損じ早く、油、元結費に候。以來ざつと水髪、又は引詰、はげ長等之積り、十日に一度づ、可レ被二結置一候。最がた、並亂びん、うんざりびんにて、出勤不レ苦事。

一 多葉粉入更紗は相止め、一統に油紙可二相用一候。右格前之譯有之候節は、下直成金巾に書更紗可レ被二相用一候。但多葉粉之儀も、國分用來候輩は、以來は痰に當り候などと號し、

諸事かすりある様

最も皮肉

何れが不眞面目

館の寸切り相用、平日は可レ成だけ拾八文、可レ被レ用之候事。

右之通相心得、以來諸事高慢に決して相愼、諸入用不二相懸一候様に、日夜無二懈怠一、安賣賣女相調、上納地格別に繁昌致し候様に、可レ被二相心得一

候。最腎虚又瘡毒等相煩候は、一粒金丹大服延藥等之物の入候療治は不レ仕、捨置、早速病死仕部屋住被二召出之者は勿論、若輩、家督之輩、家斷絶におよび、御切米上り、少にても公儀之御かすり有之様に、精々

可二心懸一候。右之趣、可レ被二相觸一候。以上は單に皮肉のみでなく、何となく問ふに落ちず、語るに落ちたる氣味がある。乃ち一面旗本の腐敗の現状が、歴々として暴露せられてゐる。

惟ふに眞面目である可き儉約令が、斯く不眞面目に受取られたる所以は、發令者たる幕府の當局が、不眞面目であつた爲め乎。將た之を受取つた當時の社會が、不眞面目であつた爲め乎。何れにしても奇怪千萬だ。



【八一】新貨鑄造

明和二年  
貨幣新鑄令

貨幣改鑄、若しくは新鑄も亦た、幕府の財政困難に處する、常套政策の一であつた。明和二年九月朔日には、左の發令をした。

此度文字銀同位を以、掛け目五匁に定り候銀、吹立被仰付候間。有來丁銀小匁銀に取交、渡方請取方無滯可致ニ通用候。右之趣、國々へも可觸知一者也。

明和四年  
の發令

と、此れは川合久敬の建白にて、定位銀を行ふ始めだ。而して明和四年に至つては、更らに勘定奉行に向つて、左の發令をした。

一 五匁銀之儀、吹職諸雜用多相懸り候に付、吹職諸雜用御入用に相立候様致度旨、銀座年寄相願候得ども、銀一枚に付四分宛之輕重無構候は、歩一被下銀に而相濟可申由に候間、以來右之趣にて、吹方可被申付候。且又右五匁銀、自今銀相場に不拘、金壹分に銀三匁、金壹兩に銀

公定價格  
を附す

拾貳枚之積、渡方請取方無滯可致ニ通用旨、一統可ニ相觸一問、諸御拂之節、右之割合を以、追々相渡候様可被致候。

乃ち五匁銀新鑄の際、目方だけの銀の相場にて通用したが、此れからは實際の相場如何に拘らず、又た其の貨幣の量目の輕重に頓著なく、金一兩には六十匁、金一分には五匁銀三個、一兩には十二個と云ふ公定價格を附け、其の鑄造の高は、安永元年の暮頃迄、千八百六貫四百匁に及んだが、其頃から何時となく通用が止んだ。

眞鍮錢鑄

又た明和五年四月二十八日には、

一 世上通用之ため、銀座に於て、眞鍮錢吹方被仰付候。右眞鍮錢壹文にて、並錢四文之代りに相用、國々に至迄無ニ差支一様、可令ニ通用一者也。

と發令した。而して其の總額が一億五千七百四十二萬五千三百六十枚に達した。此の原質粗惡の爲め、錢價下落し、人民は頗る之を厭うた。其の一例として、左の落首がある。

錢價下落



四文錢落首

四文錢落首

ちかき頃、青海鳥といふ惡鳥出るもとは田の沼(田沼を斥す)より出る。龜井戸邊より多く生ず。町中飛びあるき、民家えゆけば早くおひ出す。毛黄にして、うしろに青海波をおふ。(四文錢の裏而此の如し) なく聲四文くといふ。又一名をつりととりともいふ。めん鳥は羽色しろく光りて、こへつくくといふ。瀬戸物のかけをおほくすいて、くろふ物にあたれば、碎けて微塵となる。大あく鳥なり。

四文錢色はうこんでよけれども、かはいや後はなみの一文。

大物の浦うち返し詠れば、新中納言浪にたゞよふ。

新南鐮二朱

又た安永元年九月七日には、南鐮二朱判新鐮の發令をした。

一 此度通用のため吹拔候上銀南鐮と唱候銀を以、貳朱之歩判被仰付候間、右歩判八を以、金壹兩之積、文銀並錢共、時之相場之通、無滞可致二兩替一事。

法の力に得ず

一 右貳朱銀兩替に付、切貨之義、是又金者同様相心得、取遣り可致事。  
一 貳朱銀包之儀は、文字銀と違、於ニ銀座一包致候間、其通相心得可申事。  
右南鐮貳朱銀之儀、金と同様、通用之ため、被仰付候間、無滞可致ニ通用一事。  
右之趣、國々えも可觸知一もの也。

此の如く南鐮二朱判八個を以て、金一兩に充つるとしたが。其の質の粗惡の爲めに、此の二朱判百兩と、金百兩と交換するに、二朱銀の方からして、兩替代二十四五匁を要した。然も幕府は法令もて、如上の増歩なく、金と同様に通用せしめんとしたが、如何に幕府の威光を以てしても、法令の力もて、之を制し得可くもなかつた。此の如く銀貨の粗惡の爲めに、其の相場が下落するにつけて、物價は自然に騰貴し、而して惡貨が善貨を驅逐する原則通りに、市場には小判小粒などは、影を隠くして、市場には此の二朱のみが専ら通用せらる。



に至つた。

【八二】 下駄屋甚兵衛の上書

世上迷惑

新貨新錢の鑄造は、何れも頗る不人氣であつた。如何に世上に迷惑がられたかは、左に掲ぐる、田沼意次失脚後、即ち天明七年六月、下駄屋甚兵衛の上書を

上書本文

見ても、想像するに餘りある。  
乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候。

天明十三年四月

下駄屋 甚兵衛

近年諸國一統困窮仕候に付、東國筋西國筋百姓町人に至迄、御救之御慈悲御座候儀、難有御座候に付、乍レ恐愚意存付記之、奉ニ申上一候。

金相場下落

廿年來諸色高直に相成候儀は、貳朱銀出候てより、西國方金相場、段々下直に相成候。大坂表にて、其已前金壹兩に付、六拾匁より七拾二三匁迄高下御座候處、唯今にては五拾匁、五拾五六匁に相成候故、先年よりは金の位悪敷相成申候。

陰盛にして陽衰ふ

凡金銀は陰陽にかたどり候ものとやらん承候。右之直違にて、陽衰へ陰盛に相成候道理にて、陽之日影衰、陰盛に相成候故、兎角雨天にて水難多御座候。何れ陰陽和合不仕候而は、五穀成就不仕道理歟と奉存候。陽之金の位悪敷相成候儀は、貳朱銀、四文錢出來候而よりの事と奉存候。先年の通に、貳朱銀四文錢相止候は、金銀之位に和合仕、近々之内諸色下直相成、三十年以前之ごとく、國土繁昌仕時節に立歸申かと奉存候事。

四文錢波

一 四文錢之裏に、青海波之形御座候も、皆其大水にて御座候得ば、浪と成水の體をうごかし候故、自然と雨を催候様に相成可申道理と奉



二朱銀七

江戸米不足の理由

存候。最四文錢は、川合越前守様より始り候故、其功之殘候様に思召候て、浪の形を付候とやらん申者も御座候。天下之寶と相成候錢、ケ様之形出来候も、自然と陰氣を動し候様に相成申候。又貳朱銀之極印に七つ星を御付候も、田沼様定紋とやらん申候得共、是も天下之御寶、ケ様之極印出来も、星は陰にて夜顯れ候ものが、晝盛に通用する物に顯候は、如何にて候。壹人前之紋所は、其人限之事に候得ば、天下通用之寶には如何あらんと申人も御座候。夫故か六七年以來日照にて、干損も無之、雨降候て水邊五穀成就不仕候。其大洪水水難之國々多御座候。とかく陰陽和合にて、五穀成就之順氣に相成候は、自ら地より生るもの、穀物野菜に至まで、澤山に相成可申奉存候事。

一 御大名様方、廿ヶ年以前迄は、江戸表の御家中へ、御切米方、皆々國元より米積下り、御用辨せられ候處、近年二朱銀通用被仰付候而より、金之位惡敷候故、大坂にて米御拂被成候て、江戸にて御買入被成候得

大坂より米積下り

世上一統困難

神佛の加護薄し

存候事。江戸にて御買入に相成候故、自然と江戸米不足に相成候様に奉存候事。

一 大坂表、其外西國筋より江戸表へ米積下り度奉存候得共、金之直違にて、相場引合不申候故、積下候石數減じ候様に奉存候。此節貳朱銀通用相止候は、金之位直り候に付、西國筋より積下候米穀始諸色澤山に下り候様に相成可申と奉存候事。

一 近年五穀は不及申、諸色地より生る物、豊作と申事は稀に御座候故、諸色高直に相成候も、一通りに候得共、全體錢之相場下直に相成候故、世上一統困難仕候様奉存候事。

斯くて彼は、上々様方御儉約にて、前より相定り候神社佛閣に而、祈禱料も御止め候故、神佛之加護も薄く御座候に付、夫に連候而、天下之順氣も惡敷相成候歟



と奉<sub>レ</sub>存候○

と云ひ○

御家來えも下のものは、半知杯と申事御座候得共、奥向相勤候女中え、半知と申事は相聞不<sub>レ</sub>申候○此御儉約に、女中方之はで成衣裳杯と、御振替被<sub>レ</sub>成候も、五穀成就之御祈禱も、前々之通勤させられ候様に相成候は、佛神之御守も宜敷相成可<sub>レ</sub>申哉と奉<sub>レ</sub>存候○

と云ひ○

祈禱請願  
上々様にて、五穀成就之御祈禱被<sub>レ</sub>仰付候様相成候得ば彌豐作可<sub>レ</sub>仕候○  
と云うてゐる。

金銀直違

一 關東筋、文字金、びた錢通用多時分に、百文に調たるものは、唯今にては貳百文にて相調候様に相成故、御大名様がた、寺社方様御勝手向、御入用之違、十六年以前之御帳面と御引合被<sub>レ</sub>成候得ば、御手當之違相知れ可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候○右金銀直違之儀は、京大坂引合之間屋中え御尋被<sub>レ</sub>遊

兩替之損

廿年以來之様子、御吟味御座候は、明白に相知れ可<sub>レ</sub>申候○  
一 貳朱銀、四文錢通用相止候歟、又は四文錢百文に付、銀六貫取定直段被<sub>レ</sub>仰付、南鐮も壹兩に付、びた錢五貫文引替に相定候は、南鐮、四文錢之高下相場御座候而、南鐮と四文錢は、四貫壹兩之割合にて、定直段に令<sub>レ</sub>通用御座候は、世上一統に悦可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候事○  
一 兩替之儀も、金壹兩に付、廿文位之開にて、兩替仕候處、四文錢出來候てより以來は、段々直違御座候て、只今にては、壹兩に付百文以上之直違にて兩替仕候故、不<sub>レ</sub>存寄、兩に付七拾五六文餘之損も御座候得ば、御武家様百姓町人に至迄、及<sub>レ</sub>難儀一申候○其様子は、五文拾文乃至百文貳百文と小錢を集、金子兩替仕候節は、壹兩に付七拾五六文之損毛に相成候○兩にて僅之様に候得とも、日々通用何萬兩と申金子にて割候ては、廣大之違に相成候○右諸國之困窮、か様之儀、其根元と成候様に奉<sub>レ</sub>存候事○



世間の應  
し度知るべ

此にて世間の四文錢や、南錠二朱判に對する態度が、トせらるゝ。田沼は必ずしも人民の爲めに、悪しかれと考へたのではあるまい。所謂る財政困難を切り抜け、融通をつける爲めの方策の一として、斯ることを行つたのであらう。されど社會は、確かに之を田沼の惡政の一として受取つた。

### 【八三】運上政策

改鑄新鑄  
の害

田沼は元祿以來、徳川氏の常套政策たる、貨幣の改鑄を行はなかつた。然も新鑄を爲した。此れが爲めに人民を惱ましたのは、前記の如く、(參照 八二)頗る多大であつた。されば新鑄と改鑄と、其の得失如何は、容易に判定し難い。彼の財政策は、凡有る方面に及んだ。其の一は運上である。運上とは、所謂る冥加金の附課だ。酒、醬油、酢等の如き、若しくは水車、油絞の如き、何れもそ

運上

冥加金

株式冥加

課税の失  
敗

絹糸眞綿  
改所設置  
令

れであつた。又た商業の株式を定め、江戸に十組の組合を置き、大阪には二十四組を置き、各組から毎年百兩づつ、の冥加金を出さしめた。質屋にも組合を置いて、冥加金を納めしめた。此れは將軍吉宗時代からあつたが、享保八年には組合二百五十三で、戸數二千七百三十一戸であつた。然るに田沼時代の明和七年には、二千戸を限つて、一戸に付き、銀二匁五分の冥加金を納めしめた。天明二年には、定飛脚問屋を大阪に置いて、其の株式を許し、冥加金毎年五十兩を出さしめた。菱垣樽廻船は、安永二年に株式を定めて、此にも冥加金を課した。天明五年には、關東の諸川の川より江戸へ運送し來る總ての船に、焼印を押して調べるとし、之に向つて課税せんとしたが、百姓などは、己等の使用する船は、年々田地から年貢を納めてゐるから、此上更に船に對して納税す可き譯合がないとて、既に騒動を起さんとしたから、遂に之を施行しなかつた。天明元年には、武藏、上野の絹糸、眞綿等の賣買の爲に、四十七ヶ所の市場に、改所を置く事にして、其の改所の數を、十ヶ所と定めた。天明元年六月



二十七日、左の如く發令した。

上州綠野郡今井村名主

半兵衛

同國同郡新町宿名主

源左衛門

同國同郡新町宿名主

五左衛門

右之者共、武州上州村々より織出候諸反物並糸眞綿賣捌方、近來市場不取締にて、買主損毛も多き趣に付、右二ヶ國村々四十七ヶ所の市場へ、端物並貫目改所十ヶ所相立度旨、御勘定奉行願出、糺之上諸國へ買取候端物員數、糸眞綿貫目を改、代附共帳面に記し、賣人買人印形を取候得ば、銘々買受候品、員數直段共、慥に相知れ候に付、買主損失無之様相成、端物一疋に付銀二分五厘、糸百目に付銀一分、眞綿一貫目に付銀五分づつ、買主より改料取立、市場之儀も、上下市場等有レ之分は、不三片寄一様、上下共市日相立、賑合候様可ニ相成、由に付、右願人共申立候通、先三ヶ年を限り、改所建候儀差免、當丑、天明元年七月廿日より、

改料取立

端物等買高改候筈に候間、諸國より罷越候者共、端物、糸、眞綿貫數、貫目等改所へ申談、帳面に記し、改料指出、是迄之通り無ニ異論、買受可申候、右之通り江戸町々御料私領寺社領在町共不洩様可ニ觸知一者也。此れは云ふ迄もなく、織物や、絹絲や、眞綿に課税せんが爲めの、方便と見る可きものであらう。

大店の仕入差控へ

然るに此事は、意外の騷動を惹き起した。そは例年八月五日には、産地に於て、初市が立つから、江戸の呉服屋は、何れも此に來りて仕入れることとなつてゐる。然るに此の新令の爲めに、當時重なる呉服屋の一なる越後屋の手代共は、申し談ずる様、今や絹一匹に二分五厘づつ、の改料を取られ、それを買手から出すこととなれば、越後屋のみにも、千五百兩内外の税を出すこととなる。今や絹も若干持ち合せあれば、急いで買入るにも及ぶまいと、先づ初市にて仕入るとを見合はすとした。此の例に仍りて、恵比須屋、白木屋、大丸等、重なる呉服屋は、何れも仕入を差し控へた。此に於て折角産出して、市に持ち出した品



物は、一も捌けないことになつた。此れが騒動の原因となつた。

### 〔八四〕 運上政策と百姓騒動

人民爆發

天明元年八月九日に至りて、上州、武州の五十三ヶ村の者共は、愈よ爆發した。始め五十歳以上の者六人、相議して曰く、我等は人間の定命、既に五十を越してゐる。此上は生命を捨て、此の絹絲改役所の撤廢を謀るとしよう。若し一人も初市に買出に來る者なき、此の情態を續くるに於ては、我等は餓死するの外はないと。

高崎城下  
へ愁訴

此に於て彼等は、其の村民共を煽動し、遂ひに三千餘人の大衆となり、先づ上州小幡村吉十郎が宅を破り、夫れより豪商、富民の家に入り、狼藉をなし、松平右京大夫輝高が高崎の城に押寄せ、絹織物、絹絲、真綿の運上を免除せんとを、

城兵發砲

異口同音に愁訴した。

然るに家中の士共、周章の餘り、弓鐵砲など大手に備へ置いて、之を發つた爲めに、其の二三人を傷けた。此に於て頭分の者六人、進み出て申す様、我等は御覽の通り、數千人の中に、寸鐵をも帯びゐるものはない。其上御領地の百姓共である。然るに飛道具を御使用あるとは、粗忽の様に存ずる。早々御引取りされたい。若し御承引なきに於ては、是非に及ばぬ、一命を投棄て、押掛りませうと、同音に叫んだ。

改所撤廢

此に於て、兎も角も六人だけ總代として、城に入るゝととした。而して彼等六人は江戸に廻された。徒黨の百姓共は、六人が江戸に廻さるゝに於ては、我等は一人として、生きて居られるものではないといふまゝで、如何に諭すも、聞き入れなかつた。然も若し六人の者共を、關東御郡代伊奈様の方へ引き取らるるならば、退去す可しと云うた。伊奈は當時最も興望を負うた、徳川氏の地方官の一人だ。此に於て彼等は、愈よ伊奈方に廻さるゝとなつた。斯くて聽て



百姓騒動に就き發令

證議の末、此の絹絲類改役所は、八月十六日に撤廢せらるゝとなつた。尙ほ八月廿一日には、左の令を發した。

一 諸國百姓共、徒黨強訴致す間敷旨、度々觸も有レ之候處、又々心得違大勢申合、及ニ理不盡一候者も有レ之。右之内には、其趣意も不辨、外々騷立候に乘じ、罷出候族も有レ之、不届に候。畢竟村役人共、常々制方等閑故之儀と相聞候。此以後右體之儀有レ之、他領へ罷越候儀も候。是、早速領主より人數差出、引返、理非之不及沙汰、急度仕置申付候様可レ被ニ心得一候。萬石以下之面々も、同様可レ被ニ心得一候。

而して九月朔日には、更らに左の令を發した。

一 上州邊百姓共大勢申合、百姓家等打潰、或は焼拂、及ニ理不盡一候處、右之内には、金子雜物等盜取候類も有レ之由。最初は百姓共騷立候處、右騷立を幸に、無宿體之もの相加、法外之儀共相聞候。左候は、右盜取候品取捌候者無レ之候ては、不三相叶一事に候間

盜品賣捌取締令

萬石以下への注意

押込強盜誘起

領主地頭より承 糺 怪敷もの有レ之候は、召捕、公事方御勘定奉行え可レ被ニ相渡一候。並手掛りに可ニ相成一儀有レ之候は、是又御勘定奉行え可レ被ニ申達一候。尤捕違候分は、不苦候。村役人共も、見聞候ても、申立候ては、事六ヶ敷様存、見聞通候ものも有レ之候ては、甚心得違之事に候間、村々巨細に相糺可ニ申出候。若此以後見聞通候者有レ之、他より相知候は、村役人共急度谷申付、領主地頭迄可レ爲ニ越度一候條、其趣可レ被ニ相心得一候。且萬石以下之内には、怪敷者有レ之候ても、捕候儀不ニ行届一面々も可レ有レ之候間、右様之類は、怪敷無レ之候歟、又は手掛に可ニ相成一儀有レ之候は、其段御勘定奉行え可レ被ニ申達一候。早速捕方可ニ差遣一候。頭支配え相違、夫より御勘定奉行え申達候ては、手延に相成候間、地頭より直に御勘定奉行え可レ被ニ申達一候。此にて如何に上州騷動の餘波が、公然たる押込、強盜の類を誘起したるかを、推察せらるゝ。蓋し當初は、運上不服の徒の嘯集であつたが、之を好機として、



火付、盜賊の類が、公行するに至つたから、上記の如き令を發するの、已む無きに至つたのであらう。

絹運上騒動

名に負ふ上州者のならひ

足輕大將原田宇右衛門馳せ向ふ

其年(天明元年)の秋の比と覺えたり。公よりの御沙汰として、上野國より出さる絹一疋毎に銀二分五厘目といふ運上を定らる。一國の民是を歎き大勢打群徒黨を結び要訴するよし聞えければ、直に其事許されたり。されば此事誰より申上、何某等が申出し侍りぬと、誰いふとなく觸ければ、名にあふ上州者のならひにて氣あらしき者共寄集り、五百三百打連立、此家彼家押込て土藏を毀ち戸を破り、衣類調度の撰びなく打こはし、引裂ては投出し、踏碎きては取捨て、狼藉至極に振舞たり。後には盜人立交り物盗ん其ために髪をかけて童と成一番に躍入、又危と見る時は引かなかつて袖に隠し、富家を撰み指圖なして毀し、よし。中にも同國崎大黒屋何某こそ運上取とす、め申せし一人なりと罵者もありければ、逃な者共と六七百人寄集り一度にどつと押寄たり。所々領主右京大夫輝高朝臣在江戸の留守ながら此事早く聞し召、悪き賊徒の振舞かな。只一揉にもみつぶせと、足輕大將原田宇右衛門をさしむけらる。原田馬に打跨り鞭鎧を合せ、まつしくらに馳向ひ組子共に下知をなし、鐵炮を連れて放しければ、面に立たる徒黨の者即座に四五人打倒され、ひるむ處へ馬乗入縦横に掛け散し、元より頭取人もなく寄集りし土民なれば、一足もこらへばこそ。此勢におち恐れ、互

に踏合推倒し、死人怪我人斬知らず、唯一さんに逃出し跡かたもなく成けるよし。是にて徒黨は數せしが、此度の騒動に産を破り財を失ふ者又其數は知れずとぞ。(後見草)



### 第十六章 各種事業の官營

#### 【八五】 銅山及び銅座

專賣政策

田沼の財政策は、運上のみでなく、亦た專賣から收入を求めた。其の專賣にも各種の目があつた。而して此の專賣制度は、一面冥加金即ち運上の制度と相伴ひ、他の一面亦た、利源開發の方策と相伴らた。而して其の利源開發も亦た、各方面に涉つた。其の重なる一は、銅山の採掘であつた。

銅山採掘令

一 諸國銅山是迄不ニ相稱ニ場所、並前々出銅有レ之、當時休山に相成候場所可有レ之候間、御料は御代官、私領は領主、地頭より遂ニ吟味ニ相稱、出銅有レ之候様可ニ取計一候。尤出銅有無共、吟味の趣、御勘定所へ書付可ニ差出一候。

此れは寶曆十三年三月二十二日附の發令なれば、未だ田沼意次が老中とならぬ

以前の事だ。固より其時とても、彼は將軍家治の寵臣であり、且つ權臣であつたなれど。而して其翌明和元年五月には、幕府は秋田の佐竹氏に向つて、左の命令を發した。

佐竹領銅山を取上

佐竹右京大夫

其方領分羽州銅山之儀、追年出銅可レ致ニ減少一趣、畢竟手當行届かね、當時にても右銅山に付、難儀之趣相聞候。依レ之、當時稼候銅山其外古間歩休山共、麓村々にても凡壹萬石餘、當分上げ地被ニ仰付一候間、可レ被レ得ニ其意一候。尤去未年（寶曆十三年）之錢銅、並當申年（明和元年）引渡相濟候。追々出銅之分、長崎表え無ニ差支一様可レ被ニ相廻一候。委細之儀は、御勘定奉行へ可レ被ニ承合一候。

此の如く佐竹氏の銅山を、幕府の直轄直營とした。此れは長崎に於ける貿易品として、當時尤も大切な物産であつたからだ。而して明和三年六月三日、更らに左の發令をした。



銅座開設

問屋廻し

一 近年諸山出銅不進之上、一體銅方不取締に付、此度大坂表に有之、長崎銅會所を改、銅座に申付、諸山之出銅一手に引請させ候間、大坂表にて銅取捌候問屋、吹屋、中買、惣て正銅取扱候儀は、銅座より可致差配候。依レ之國々銅山稼來分は、不レ及申、此上出精いたし相稼、新山等開掘いたし、銅出方試、出銅少く候共、外賣不レ致、不レ殘銅座え差廻古地銅に至迄、銅座え可ニ相廻候。尤以來銅座え買入候銅代は、無口銀にて即銀拂之筈に候事。

但是迄廻來候問屋え相廻、勝手宜山元は、勝手次第問屋え相廻し、著船之節、銅座え相届候上、水揚可致候。代銀は銅座より即銀に相渡、口錢山元には不ニ相懸一筈に付、銅座より仕切書、山元え可ニ相渡候間、若問屋より相違之拂方も有レ之に於ては、銅座え可ニ申出候事。

一 長崎廻銅之分は、此後とても銅座之取扱迄にて、諸事は迄之通たるべき事。

長崎直送

銅質銅

積出銅員

一 諸國銅山之内、長崎え致直廻一勝手宜分は、長崎直廻に致、尤其後銅座え相届、出銅之斤數、年々銅座え可ニ相届候事。

一 諸山より銅致津出候道筋、並津々浦々又は海上にて、銅質堅致間敷候。尤銅質並質銅停止申付候。若隱候て圍置、或は質入いたし候儀、於ニ相知一は其銅取上に可ニ申付候事。

但是迄圍置、又は質に取置候分有レ之に於ては、斤高書付、早々銅座え可ニ相届候事。

一 國々出銅船積いたし、大坂え相廻候節は、右銅員數書付、廻船之者え相渡、大坂町奉行え可ニ差出候事。

一 東海廻致間敷候。若差支候譯有レ之ば、其段銅座え相違、差圖之上可ニ相廻候事。

年々其國々銅出高、凡積を以、員數書付、銅座え可ニ差廻、斤數前年之冬中、銅座え可ニ申出候事。



一切銅座より賣出

一 右之通、諸國銅大坂銅座え一手に買請、銅座より諸國へ賣出、大坂吹屋中買えも相渡候間、銅座並吹屋中買之内より可買取候。尤相場之儀は、銅座え張紙出置筈に候間、右値段より高直に賣立候儀、決して致間敷事。右條々、國々所々にて急度可ニ相守、諸國出銅、銅座之外、致三賣買、於ニ相知候は、急度可ニ申付一者也。

此の如く大阪に銅座を設け、一切日本の産出する銅を、此處に集め、又た此處から分配するととした。

〔八六〕 銀座、鐵座、眞鍮座

鑛山發掘願の觸

銅山若しくは鑛山開掘には、田沼時代の幕府は、一方ならぬ熱心であつた。明和四年五月廿二日には、復た左の令を發した。

銀專賣

一 諸國御料所並私領、寺社領、入會之場所、金、銀、銅、鐵、鉛山、見立願人有レ之候は、御代官地頭添狀を以、向後銀山奉行川崎平右衛門方え願出、吟味可請候。勿論是迄有來之金銀銅鐵鉛山之儀も、一統平右衛門方にて、吟味有レ之筈に候。平右衛門儀、所々かな山御用相廻り候間、大坂其外最寄之所にて願出候儀は、是又勝手次第之事に候。右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より可ニ申渡一候。

而して前記の如く〔參照 八五〕銅座を設けて、銅の專賣を事としたと共に、亦た銀をも銀座にて專賣せしめた。銀座は固より従前より存してゐた。而して同年五月十二日、潰銀等を、銀座より外にて賣買する事は停止なれば、調度の料に用ゆる銀も、銀座より買得可き由令したるに、近比はみだりがはしく成たり。又市井にて、婦女の首飾その外調度等、銀をみだりに用ゆる由、甚だ曲事なれば、此後は堅く禁止す。若し内々にても賣買する者あらば、重く刑す可し。(淺明院殿御實紀)



銀專賣局

との令を發した。而して安永四年五月十六日にも、

一 灰吹銀其外諸銀類、銀座並下賣之下え賣渡、銀道具下銀入用之者は、銀座にて買請、他所に而賣買致間敷候旨、先達而相觸候處、猥に賣買致者有之趣、相聞、不届に候。先達而相觸候通、急度相守、銀座並下賣之外、他所にて賣買致間敷候。

銀箔に就

一 銀箔之儀、銀座より株札並箔下がね相渡、於三京都一職人共打立、世上へ賣出し候處、他國に而紛敷下かねを以、箔打立候者有之由相聞候。右は京都箔方職人之外、他所に於て銀箔打立候儀は、難成事に付、一切致間敷候。

諸方鑛山

此の如く銅のみならず、銀の專賣をも事とし、其法の厲行に努めた。而して幕府が諸方に鑛山の試掘を企てたとも、決して少くなかつた。或は安永四年、京都の鞍馬に銅山を開かんとしたともあつた。或は吉野の金峰山にも、同様の企

鐵座眞鍮座を設く

てがあつた。其他、此風が諸大名の封内にも傳染して、其の方面に力を用ひたる者も少くなかつた。而して安永九年八月廿八日には、左の令を發した。

鐵荷物大坂著手續

一 此度銀座加役として、鐵座、眞鍮座被二仰付、鐵座役所大坂に於て相建、眞鍮座は、江戸、京、大坂、銀座役所にて取計候事。  
一 諸國より出候銀銚之分、是迄之通、山元より大坂問屋に積廻し、右問屋共より鐵座へ賣渡、尤鐵荷物、山元より大坂え相廻し候道筋、津々浦々は勿論、大坂問屋之外え直賣堅致間敷事。  
一 鐵銀銚大坂著船いたし候は、問屋並船方より、大坂町奉行所え相届、尤鐵座えも可ニ相届一事。  
但代銀之儀は、是迄問屋共取扱候通、鐵座合に應、直段致、鐵座え買入、問屋え即銀に相拂、向々賣出し方之儀は、夫々直段定置、中買え相渡候間、望之者は中買ともより可ニ買請一事。  
一 諸國より出候鐵類之内、其所領主え買上、大坂え廻し、藏屋敷納に



其所限使  
用の鐵

成り候分も有之由、是又右鐵荷物大坂にて引請候者、並船方よりも、同所町奉行え相届、鐵座えも届致、賣捌方之儀は、問屋又は鐵座え相渡、外賣いたす間敷事。

一 國産の鐵、其所限遣用にいたし來り候分は、是迄之通たるべく、尤大坂廻致不來分は、新規に問屋え相廻し候儀、勝手次第にいたし、堅外國々え相廻す間敷事。

眞鍮吹立

一 眞鍮之儀、前々は京都計にて吹方致候處、近來江戸、大坂、伏見、堺にても吹方致候由、此度眞鍮座申付候上は、江戸、京、大坂之外にて、新規之吹方致間敷、尤是迄眞鍮吹方致候もの共は、眞鍮座手に付、差配を可レ請事。

細工方へ  
賣渡次第

一 眞鍮座にてカね合割合に應じ、直段定置、細工方之者望次第、中買え賣渡候間、細工人共は、中買方買受可レ申事。

一 大坂鐵問屋中買並眞鍮吹屋中買之儀は、兩座より人數相極、株凡可ニ

相渡一事

但鐵荷物口錢之儀、問屋えは國々仕切値段百匁に付、銀貳匁づ、中買えは、鐵座賣捌代銀百匁に付、銀貳匁宛、鐵座より可ニ相渡一事。

一 眞鍮口錢之儀は、座より賣出し、代銀百匁に付、銀貳匁宛、中買へ可ニ相渡一事。

鐵眞鍮開  
座期日

一 鐵座、眞鍮座之儀は、來る十一月朔日より相開候筈候間、十月申迄は、鐵、眞鍮買吹方共、是迄之通相心得、鐵荷物著船届之儀も、十一月朔日より前條之通可ニ相届一事。

右條々、國々所々にて急度可ニ相守、鐵並眞鍮とも、兩座之外、賣買致に於ては、可レ爲ニ曲事一者也。

一切專賣

此の如く專賣は、銅、銀以外、更らに鐵、眞鍮に及んだ。尙ほ天明五年九月十五日に至り、鐵座の仕組に、若干改正を加へたが、其の大體の專賣制度に至りては、毫も變更する所なかつた。



〔八七〕朱、人參、龍腦、明礬の專賣

朱座專賣  
厲行

天明二年  
再令

專賣制度は、更に多くの方面に擴げられた。朱座は、八代將軍吉宗時代に始まつたものであるが、田沼時代には、數次布達を出して、その厲行を促がした。五日（安永六年七月）けふ令せらるゝは、朱墨朱砂の事、享保十九年に令せられ、年經て其制ゆるむにより、寶曆九年かさねて、令し下されしに、近きころまたその制みだりに流るゝときこゆ。いまよりかたく前令を守るべし。もし違犯のもの露顯に於ては、重く罪加へらるべしとなり。〔渡明院殿御實紀〕

斯くて又た、天明二年十一月十五日に至りて、左の如く令した。

けふ令せられしは、朱は其座の外うりひさぐ事を制禁せられしに、近年みだりにうりかふる事あるよし聞ゆ。よて唐土より舶來する品は、長崎より其座にをくり、琉球産は薩摩國より、これもおなじく座にをくることに定めらるれば、此のみ朱ひさがんとする者は、座よりかひうけてひさぐべし。もし外

田村元雄

よりかひもとめて賣いだすものあらば、重く罪せらるべしとなり。〔同上〕

尚ほ人參座は、田沼時代の利源開發の一として、寶曆十三年田村元雄召出され、三十人扶持賜つて、官醫の格に准じ、小普請組に入られて、朝鮮人參の事を司らしめた。元雄は當時に於ける本草學の大家にて、諸國を跋涉し、藥草を採探し、其の著述も少くなかつたもの。乃ち寶曆十三年七月廿九日、彼は命を奉じて、上野、下野、奥州等に赴き、野生の人參を尋ね探つた。同年八月十九日には、廣東人參の賣買を禁じた。而して明和元年閏十二月二十四日には、彌よ人參座を設け、此れが專賣を做さしめた。

人參座設

一 朝鮮種人參之儀は、世上人參拂底故、末々之輕者共は、病川之節も、たやすく難ニ相用、病氣不ニ本復一もの多有レ之候に付、日本にて可レ致ニ出來一候ば、萬民御救之事故、先々御代（將軍吉宗時代）朝鮮國え人參種被遊ニ御所望一野州今市邊にて御作らせ、其效能ためし有レ之候處。全朝鮮人參に不ニ相替一候に付、何卒澤山に作出し、末々の者までも、行届候様に、種々被



御製法人  
參の効能

遊御世話一候。其後陸奥國にても作初、段々増長いたし候に付、御製法被ニ仰付、諸人爲ニ御救、神田紺屋町に人參座相立、望之者は相渡、並別紙名前之ものども、下賣被ニ仰付、關八州、陸奥、信濃、東海道筋、京、大坂迄賣弘候。右御製法人參之儀、所々にてためし候處、至而効能宜、段粗相聞候。先達而廣東人參しはらく通用有之候處、右品は人參之効能は無之段決定いたし、商賣停止被ニ仰付一候。此度御製法人參之儀は、國々在々病用爲ニ御救、右下賣之者え賣弘申候。且又在方にては、紛敷人參之商賣いたし候。段相聞候間、紛敷儀無之ため、人參座より致ニ封印、下賣之もの共え相渡、封印候儘、賣弘させ候間、其旨觸知するもの也。(別紙略す)又た明和五年の六月には、龍腦座を長崎に設け、新たに龍腦を製し、舶來品と同様、之を使用せしむるととし、其座の印を附けて、廣く販賣せしめた。然も天明二年に至りて之を廢した。而して舶來の龍腦は、明和五年以前同様、商人の入札拂に附して、其の賣買を自由にした。此れは恐らく日本製が、支那の龍

龍腦座を  
設く

明禁會所

腦に及ばなかつた爲めであらう。明禁會所は、寶曆八年江戸、京、大坂、堺の四個所に設けられ、一切會所を経て、明禁の賣買をするとした。明和四年閏九月三日、けふ令せられしは、明禁賣買の事、江戸、京、大坂、堺に其會所を定められ、賣買すべしと寶曆八年令せられしを、未だ諸國私にひさぎて、かの會所に運送せざるよし聞ゆ。今よりのちは、かたく令にそむかざるやう、賣買せしむべし。もし私にうりひさがば、その罪あるべしとなり。(没明院殿御實紀)而して天明二年八月晦日には、こたび新に薩摩産、ならびに唐産のみ引うる發賣所、江戸、京、大坂、堺に建しむ。自今兩發賣所の外、私にうりひさぐ事をゆるさず。もし心得違、その産地より買出すものあらば、罪せらるべしとなり。(同上)然も專賣は、未だ如上の物には限らなかつた。

薩摩唐産  
專賣所



田村藍水

幕府擧げて醫官と爲す

登、字玄臺、通稱元雄、號藍水、江戸人、世業醫。父備豐通稱宗宣好上古記傳之學、著書數種。登少以本草二名。寶曆中幕府擧爲醫官、時新建製參所。命登掌其事、又往毛總野與等州買參。初朝鮮國獻二人、栽於幕府、凡三、皆弗殖。享保初、對州侯又獻二六根、德廟命擇地日光山下二種之。數歲三移、其地始得生植。乃募諸州民益種之。根株繁息及五百萬。登所製熟參、一舉得千有餘斤、民間不復苦貴藥難之。登采藥經涉三十餘州、其於人參、甘鹿、白河附子、白牛膝、芒硝及火浣布、綿羊等尤多。所發明二云。子善之、昌威。昌威出嗣幕府醫官栗木氏。〔皇國名醫傳後編〕

〔八八〕石灰と油の專賣

石灰專賣

專賣制度は石灰にも及んだ。寶曆十二年十月には、石灰業者九人を定めて、武藏多摩郡上成木村、北小曾木村、同高麗郡上直竹村の者共に之を命じ、彼等から運上を取つた。而して從來江戸に、石灰業者を定めてあつたものを停止し、今

硫黄專賣

後何方より、石灰を持ち廻るものありとも、之を引受ることを嚴禁した。天明六年八月には、硫黄專賣を始めた。硫黄問屋は、總て浦賀番所の檢めを受け、然る後賣買せしむるとなし、其の間屋の數七軒を定めた。

燈油一手販賣

寶曆九年八月廿九日には、燈油に付て、左の如く達した。寛保三年燈油の價騰貴し、世をあげて苦しむ。よて諸國に油種多くつくらせ、大坂に運致し、油多く製し出して、價かろかるべきをはかられしに、近年は又大坂運致の油種減じければ、價彌騰貴せり。その年の豊凶にもよるべけれども、この頃更らに油價の賤しかりし事なし。攝津、兵庫、西宮、紀伊、中國、四國、西國にてつくる膏油は、江戸にかゝはず、直に大坂に運送し、菜種もなるべきほど多くつくり増、大坂につみをくり、うりひさぐべし。棉實も近年は水油に製する事なれば、此のち大坂に棉實のこと扱ふ行家を定められたれば、國々より其の行家に運送すべし。つひては大坂に送る可き菜



種棉實、其の道にて他所に賣りひさぎ、あるは隠し製する事あるまじ。又大坂行家にも姦利のはからひ絶てなすまじき旨を命じ、諸國より油種運致の事により、出す可き費用をば、牌に書て、行家に懸をき、衆人に示し、過分の出費をかけしむまじき由定らるれば、諸國すべて此令に従ひ守るべし。もし用ひざる者は、重く罪せらる可し。(尊信院殿御實紀)

明和三年再令

而して明和三年三月七日には、

燈油の事は、寛保三年令せし後、寶曆九年に改めて令し下せしに、その意をわかず、なを寛保の令のまゝに、一國限り油のなりはひをするよし聞ゆ。これ全く思ひ違しなれば、今よりのちは、各國をのが植し油材もてをのれと絞り、その油を悉く大坂發賣の家に運送すべし。たとひ一村の中にて、他の油材を買、をのがなりはひとする事あるべからず。よく寶曆の令を守るべし。(後明院殿御實紀)

棉實賣方

其の翌明和四年三月廿一日には、

關東にて植る所の棉實、府の小網町と神奈川驛とにて、問屋を定められ、買とりし棉實を相模國足柄郡早川村にて燈油に製し、府にひさぐにより、關東の棉實大坂に運致するの外は、小網町神奈川の問屋にかならずうりあたふべしとなり。(同上)

明和七年綏和令

と令し。同明和七年八月廿五日には、更らに幾分の手加減をなすとして、左の令を發した。

水油の價踊貴して、世人艱困するよし聞ゆ。よてその減價の事、數度令せらるゝといへども、をのがたよりよき事のみ計りて、菜種棉實の豊凶にかはらず、大坂に運送する數少ければ、をのづから油價踊貴す。こたび油の問屋に收る口錢を減省せしめ、又搾油の商ども、組合買と稱し不直のとあれば、この後停廢せらる。

大坂の外攝河泉の國々油作ると許さる。又攝津の國菟原、八部、武庫三郡にては、水車もて油製するゆへ、絞草棉實は、大坂を除き、いづくの地よりも

絞草棉實買入方



自家用製油許可

背合者の

買入、菜種はその郡中にて、互に買製すべし。其外にて買へからず。又攝河泉はた塚にて人力もて油作るものは、大坂を除き、畿内の國々より買ふべし。又菟原の地、水車新田にては、さきくの如く、大坂運漕の菜種一萬五千石を買とり、棉實は大坂の外、いづくの國々よりも、便に從て買へし。又大坂の油商等は、たとひ行家ならずとも、諸國より運送油種を買ひ、あるは畿内の地より買入とも、心に任すべし。すべて攝河泉の外にては、五年前令せられし如く、自らの用にあつる爲めに、油製するとは許さるれども、産業たつるとは禁せらる。こたび攝河泉の國々油つくるという一許され、絞草のあつかひ、たよりを得可れば、油造る爲めに、あらかじめ出銀する事に任すべし。さきくの令の如く、菜種棉實作り増、大坂行家其外かねて許蒙りし所に賣拂ひ、絞り立ての油は、大坂に出して賣買すべし。もし此をきてをそむき賣買するか、或るはこれ迄その株ならずして、新たに産業をたつる者あらば、

棉實賣買

内密賣買の禁

問屋仲買多數許可

其者は云ふ迄もなし、郷里の者等も、重く咎らるべしとなり。(同上) 尙ほ安永四年の六月には、關東各國の棉實問屋の外に仲買を置き、江戸に十名、國々に四十名と定めた。而して仲買の口錢は、代金十兩に付て一分、賣先の口錢も之に準ずると定めた。尙ほ安永五年の十二月には、關西の國々にて、手製と號して、實は廣く他より買受、賣出るものありと聞ゆ。よりにては、油種の定額年毎に減ずるに至る。いとあるまじき事なり。若し制を破らば、大坂の官廳に引出し、糾問を遂げ、嚴に咎めらるべし。各處の村長等常に檢點して、かゝる事ある可らず。(同上) と令した。而して天明四年には、燈油商江戸中橋の榭屋善太郎、小舟町の丸屋三郎兵衛の兩人が、幕府に願して、問屋及び仲買を二百人迄許さるゝとした。兎も角も油の專賣は、民衆に多大の迷惑を與へたに相違なかつた。



【八九】 貸附會所の失敗

金銀融通政策

田沼時代の財政上の施設として、看過す可からざる一は、金銀融通の政策である。天明六年六月廿九日の發令に曰く、

御勘定奉行え

出金仰出

一 近年金銀融通不<sub>レ</sub>宜、諸家差支有<sub>レ</sub>之趣相聞候間、此度金銀爲<sub>二</sub>融通<sub>一</sub>左之通出金被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候。

諸國 寺社 山伏

宮門跡方、尼御所は相除、其餘之分、本寺本山より重立候。社家にて取調其末々之趣に隨、上之分一ヶ所にて、金十五兩と定、其以下は相應之出金高、本寺本山並重立候。社家にて相極、末寺觸下支配等え可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候。一 持高百石に付、銀貳拾五匁宛。諸國御領 私領 百姓 但大坂表 此度御用金指出候者は相除候積り。

一 間口一間に付、銀三匁つゝ。

右 同 斷

町 人

但大坂表云々同斷。

貸附會所設置

出金銀納方

右は當午(天明六年)より來る戊迄、五ヶ年之間、年々前書之通出金銀被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>從<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>も、御金被<sub>二</sub>差加<sub>一</sub>、一同大坂表會所に於て、利足七朱之積を以、諸家え致<sub>二</sub>御貸付<sub>一</sub>、返済引當之儀は、大坂表通用米切手、並領分之内相應之村高證文に書入、萬一相滯候節は、米切手は彼地定法之通取計、切手米爲<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>、村高は最寄御代官え預り、其物成を以、返済之積。勿論右出金銀之分、御用相濟次第、致<sub>二</sub>出金銀<sub>一</sub>候者共え、御戻被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>、利息は七朱之内、會所諸入用之分引之、其餘之利足、右元金銀御戻被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>候節、是又致<sub>二</sub>出金銀<sub>一</sub>候者共え可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>候間、心得違無<sub>レ</sub>之、前書之通出金銀可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>候<sub>一</sub>。尤右出金銀納方之儀、諸國共寺社山伏は銘々之出銀高、本寺本山にて取極、申渡候上、日數廿日之内、百姓町人は、前書申渡候趣相違次



第、是又日數廿日之内致出金銀、來未年よりは、年々正月中之積相心得、出金銀之分、御料は其所之奉行御代官並御預り所、私領は領主地頭え差出、夫より江戸最寄は、江戸駿河町爲替御用達三井組、並同所上田組二ヶ所之内え早々相納、大坂最寄は彼地にて、三井組は高麗橋三丁目、上田組は上中島町、右二ヶ所之内え可相納一候。右之通、萬石以上以下共、領分知行在方町方え、不洩様可申渡旨、可被相達一候。

出金銀期

而して又た翌月には、左の如く達した。此度被仰出候諸國寺社山伏並百姓町人共、出金銀差出候日數之儀、承知之日より廿日限り候積り有之候處、日數少々に候而者、差支候所も可有之候に付、承知之日より、五十日を限り差出候積り、可申渡旨、水野出羽守殿被仰渡一候事。

松本伊豆守

百姓町人の迷惑

此れは幕府側から見れば、蠱の善き話であるが、諸國の百姓町人等に取りては、當惑至極の事だ。それは前年來の凶作やら、何やらにて、租税も今迄滞納勝になつてゐるに、此際出金するなどは、以ての外のことであつた。而して幕府が斯る政策を案出したのも、下の如き事情あつた爲めだ。

幕府の利輔取政の失敗

其の前年田沼意次が、大坂町奉行佐野政親に命じて、大阪豪商から數萬金を徴發して、之を諸大名に貸付け、其の利子の七分の一を幕府に納めしめようとした。然も豪商等は、如何に幕府よりの命令とは云へ、若し貸付けられたる諸大名が、返済しないに於ては、元金を失ふから、寧ろ其の幾分を、御用金として、幕府に上納するがましであるとして、遂ひに其事は行はれずして止んだ。此に於て其の計金は、一轉して茲に上記の如き、貸金會所設立の事となつた。

出金中止

一 先達て金銀爲融通之、諸國御料私領寺社山伏百姓町人より、出金被仰付、從ニ公儀御金被ニ差加、大坂表に於て、諸家え御貸附之積、相達候得共、



此度關東筋其外出水にて、向々難儀之趣にも相聞候。依之出金之儀、一統御差止被仰出候、可被得ニ其意候。此の如くして如上の計企は、全く畫餅に歸した。

【九〇】 印旛沼手賀沼の開鑿

最も顯著の事

田沼時代の幕府は、新貨を鑄造した。儉約令を敷いた。土地を開拓した。鑛山を發掘した。座を設けて、政府の專賣を爲し、問屋を定めて、民間の專賣を爲し、運上を諸ろの營業者に課し、以て財政の困難を切り抜けんとしたとは、既記の通りである。(參照 七八―八九) 然も其の最も著明なる一は、印旛沼及び手賀沼乾拓の事であつた。

享保度の

享保九年八月二十九日、下總國千葉郡平戸村の農民源右衛門等相謀りて、印旛

開鑿失敗

沼を開鑿して、新田を起さんことを幕府に上請し、幕府より資金數千兩を借用して、業を起したが、果さずして罷んだ。享保十三年、幕府は高田茂右衛門友清をして、下總國手賀沼を開鑿せしめた。然も其功成るの後、千間堤及び蒔

安永度の計畫

依の悪水路崩壊し、既鑿地は潰れた。然るに安永九年に至りて、下總國印旛郡總深新田の名主平左衛門、島田村名主次郎兵衛連署して、印旛沼乾拓の調査書を幕府へ上申した。そは幕府が、平戸村から檢見川の海面までを掘開いて、印旛沼の水を海に落し、新田を起し、併せて運輸の便を開く可く、其の調査を上記の兩人に命じたからだ。

其の目論見

斯くて其の資本は、大阪の天王寺屋藤八郎、江戸淺草の長谷川新五郎に出さしめ、成功の後、地元のもの共が、新開地の二分を取り、残る八分を金主に渡して、其の工費を償却すると云ふ計企であつた。其の見積書は、大小二通り出來、一は三萬兩でやり、他は六萬兩でやると云ふとであつた。

實地檢分

斯くて天明二年二月十二日、幕府は愈よ御勘定猪俣要右衛門を遣し、手賀沼及



び印旛沼乾拓の爲め、實地を檢分せしめた。當時の勘定奉行は、松本伊豆守秀持、赤井越前守忠晶で、専ら彼等の評議に出たものらしい。天明三年七月上野、信濃の地震、淺間山の大噴火にて、利根川溢れて四十餘村を漂没し、利根川川底を高め、沿村の水害多き爲め、愈よ印旛沼の開鑿を斷行するととなつた。而して天明五年十月、亦た勘定方を派して、此事を督せしめた。而して同六年二月にも、亦た之を繰り返した。

洪水の被害

然るに天明六年六月より、七月にかけて、武藏、下總、上野、下野の諸國、大雨。丘陵の崩るゝもの數個所、利根川の暴漲する十數尺、大堤を踰えて陸に入り、又た堤防の潰決する數十個所に及んだ。而して下總關宿尤も甚だしく、洪水滔滔城中に入り、死者少からず。既にして其の餘勢は、江戸市街に汎濫し、其の深きは六七尺に及び、新大橋、永代橋を流失し、又た江戸川に架したる關口、奈加、石切の三橋を流し、男女溺死する者無數であつた。而して此れが爲めに、其の損害を被りたる隨一は、印旛沼開鑿事業であつた。

工事中止

曩きに幕府が印旛沼開鑿の工を起すや、其の目的は開田と運河であつた。即ち平戸より檢見川に運河を通じて、沼水を決放し、其の鑿土もて堤防を築き、閘門を渠口に設け、利根川の逆流に備へた。然るに此の洪水の爲めに、悉く破壊し、沼川一面海と爲つた。同年八月、田沼意次が職を罷られたと與に、此事も全く廢停に歸した。

新川開疏

印旛沼の水、古くより此村(安食村)にて利根川に落たりしを、天明中執政田沼侯の下知として、印旛沼の水を決し田となすべしとて、幅二十間程、長さ三里餘り、此處より下の方まで、多くの田畑を費し、川となし。其土を以て、左右堤を築き、遠く落す時は、地勢自ら卑ければ、流れに便よし。

閘門を設

されど沼と利根との地勢、高下すくなければ、利根に水増す時は、却て此方に水押上る。故に新川の中に門櫃を設く、俗に觀音開と云ふ。川幅廣ければ、三つならべ建たり。利根の水落ち下る時は、沼水押出す勢にて、扉自ら閉て、水を遮る。すべて人力をからず。



堤防開門  
皆な破壊

然るに丙午（天明六年）の秋大雨……利根の水、日比に十倍し、さばかり築き設  
けたる堤一時に崩れ、門扉悉く流れ行き、沼も川も一面となりぬ。修理の  
沙汰なく、其事止たり。今見るに、其堀割りたる川筋は、猶残りて、蘆、萱、  
川柳など生たるを、處々新墾したる田も見ゆ。

あながち  
田沼失策  
に非ず

此れは文政七年、竹村立義の鹿島參詣記に掲げたる一節だ。尙ほ彼は附記して、  
世には田沼侯の失策の如くいへども、享保年中手賀沼の水を決し、二萬石程  
の田地出來たる由、松屋の相馬日記に見えれば、此先蹤もて令し給ひしな  
るべし。天變地妖は、人力の測り知る可きにあらねば、強ち侯の過りとも云  
ふ可らず。

と陳べてゐる。此れは篤論だ。

【九一】 北地開拓の計企

田沼密貿易  
に關與

田沼時代は、密貿易の最も繁昌したる時代であつた。其の一斑は既記の通りだ。  
〔參照 二七一—二九〕而して此の密貿易に就ては、田沼意次其人も、恐らくは若干  
關知してゐたのであらう。必ずしも長崎方面と云はず、必ずしも松前方面と云  
はず。沿海隨處に、大小に係はらず、此事が行はれたることは、各地の富家豪  
商の身元を調べれば、之を知るに難くあるまい。

勘定奉行  
松本の蝦  
夷見積り

田沼の積極政策中には、蝦夷開拓の一事をも忘れてはならぬ。此れは北邊に於  
ける、密貿易取調と同時に、當時の勘定奉行松本伊豆守秀持から、田沼に上つ  
た意見書中に書いてある。

本蝦夷地周邊七百里之内。

- 一 平均凡長五拾里、横五拾里、但三十六町一里の積り。
- 右十分一 百拾六萬六千四百町歩 新田畑開發可ニ相成一積。



此高凡積五百八拾三萬二千石 但壹反に付五斗代の積り。

但諸國古田之石盛は、田畑平均凡壹反一石之積にも相當り可申哉、右半減之積りを以如レ斯。外九分通は、山川湖塘磯邊等開發不相成積りにて除レ之。

見可的意

とある。現時北海道の面積は、凡六千平方里なれば、此の見積りは千五百平方里、即ち二百三十餘萬町ばかり多くなつてゐるが。天明時代、測量の行き届かざる當時に於ては、先づ大體の見當を誤つてゐないと云ふ可きであらう。而して其の開墾地を、上記面積の一割とし、其の收穫を、普通の半分としたるは、少くとも可的目論見と云はねばならぬ。而して其の開拓の方法として、松本伊豆守は、諸國から特種部落民を集めて、移住せしめんとするの策を立てた。

特殊部落人移殖策

先づ彈左衛門を呼出し、其の場所を告げずして、手下を引き連れ、新開をなす考はなきやと尋ねた。彈左衛門は當時支配してゐる武藏、上野、安房、上總、下總、伊豆、相模、下野、常陸、陸奥、甲斐、駿河の内にある人別高三萬三千人餘ある内から、七千人程は、移住せしめ得ると答へた。然もそれでは不足だ。

そこで諸國にゐる仲間共は、元來彈左衛門の支配下と云ふ譯ではないが、從來とても當人から、仲間旋などを申傳へた慣例もあれば、旁々今度は改めて、彈左衛門を、諸國部落民一統の支配をせしめることに致したい。その人数は凡二十三萬人もあらう。その中から六萬三千人を移住せしめ、總計七萬人を引具して、彈左衛門も其地へ參り、勿論村居住宅、其外入用は、一切引受けて開發し、農業方差圖を請けて、右人別を支配致したいと云ふ。それに就て身分の願筋を申立てた。

永遠の策

勘定奉行の方には、彈左衛門の願筋等は、町奉行とも協議の上に、許す可きものは之を許すとして保留し。先づ今度は、左藤玄六郎の北地渡航を機とし、右新開の爲め必要なる陣屋の事、また松前家との交渉條件等を調査せしむ可く。此の如くして土地が開かるゝに至らば、諸商人の入込むものも、自ら多かる可く、人口増殖するに至らば、追々異國人の渡航の取締も出來、御威光を以て、西はサンタン（山丹）マンヂウ（滿洲）、東は赤人の本國までも、御國に服従す可き



移殖年月

やうに取計ひ、實に永久の策を立て得られる。

殊に彼地が開くれば、多額の高が増し、奥羽兩州も、中國同様の國柄となるに相違ない。且また新開のことも、あまり手間取るまじく、人間の移住だけは、

八九年の中には、成就致す可きやう、玄六郎より申開けたによつて、今度の再渡航には、其積りにて取調べさせたいと云ふが、其の意見の大略だ。

此の如く松本伊豆守が、佐藤玄六郎と相談の上、天明六年二月、田沼意次に上申し、同月十四日、伺の通りに仕る可しと、田沼から指令した。

田沼の許

可

止されど中

然も田沼の没落と與に、此事は停廢せられ、而して其の調査の爲めに赴きたる、五人の者共は、何れも呼戻された。此の如くして北地開拓の計企は、晝餅に歸した。

最初の試

松前藩の米穀試作

粳米、國俗是をうるこめと云、古より我藩此物なし。國人他國産に因て僅に性命をつなげり。昔時

平澤元愷の勸説  
安永の試作

元祿五年東部龜田にて作左衛門と云者新田を試みけれど、二三年にして廢したり。又同七年東部邊幾利知にて墾田を試しが、實りて新米を藩主へ呈せしことあり。又同十三年の頃西部江差にて新田を開發せしかど幾程なくすたれたり。又享保十七年に至て再び江差にて試みたりしが、實りて一苞の米を藩主へ呈せしことあり。又元文四年己未春、東部福島(古名折ヶ内と云り、福山城外より道矩四里四丁三十間あり。)に於て新田を開發せり。三年を経たれども其利潤すくなかりけるにや、自ら廢したり。誠に惜むべきの秋なり。近年又明和の末より二三年の間東部單部にて少しく試みたれど是亦廢れたり。安永戊戌夏、宇治の儒生平澤茂助元愷と云人、我藩に遊歴して墾田の事を藩主へも説きすゝめたり。安永八年己亥春正月羽州秋田權樓子村の農夫成田彌助と云もの來ることあり。予(松前廣長)も又兼て墾田の志ありければ、藩主に告て是春より右の福島村の中央をトし新田を開發せしが、初年なる故にや是年は甚不作せるにぞ、羽州の農夫も覺束なくや思ひけん、再び來らざりき。然れども凡廿人役ほども有るべき大新田を空く打棄んことの本意ならねば、翌庚子の年には津輕の農夫をして試みけるに、是歲は天幸にや二十俵餘の新米を得たり。今年辛丑春より再び早收の靱胤一種を以て試んと、今歲専ら用意をなせり。されば今秋の吉凶如何あるべくもはかり識りがたければ、年數を積まば、早收米に於ては決して大業成就すべきなり。白石が論する如く、土地只風氣多寒を恐るゝにあるのみ。故に地味自然と熟せば、年を経ずして永世の國益たるべきこと足を待て待べきなり。(松前志)



【九二】 金銀の輸入

田沼財政  
遣使伎倆

田沼意次は、少くとも毛色の異つた執政者であつた。彼は小身の出身であつただけに、能く世の中を解してゐた。而して財政の遣り繰りには、特殊の伎倆があつた。其中にても、彼が外國から貨幣の原料を輸入したることは、最も注意す可き一事であらう。

田沼白石  
の論を罵

日本の金銀の相場が、外國に比して、頗る廉價であり。その爲めに日本貨幣その物が、一種の貿易品となりて、海外に輸出したる事は、新井白石が、張膽明目して論じてゐる。或人曾て田沼意次に、白石の寶貨事略を示し、田沼に向つて、金銀輸出の莫大なる事を注意せんとした。田沼は一度は此の寶貨事略を見て、驚いた様子であつたが、扱て言ふやう、儒者の議論などは、役に立つものではないと。「辻善之助氏著、田沼時代」實は當時田沼も、既に此事に氣附てゐたのであつた。

海外寶貨  
取入策

彼は寧ろ我より進んで、海外から寶貨を取り入る、手段を講じた。支那商人によりて、金銀を輸入せしむるとを謀つた。乃ち寶曆十三年頃から、幕府では支那貿易に銀を用ふるを止めて、銀二百貫に、銅三十萬斤の相場で渡すととし、その中銅七分、俵物三分とした。俵物とは、海産物其他國産の俵詰の物を云ふ。而して大いに採銅を奨励したとは、既記の通りだ。「參照 八五」

俵物製造  
奨励

海産物は、支那貿易には、重要な貿易品であつた。されば明和元年、明和二年、安永七年、天明五年等、鮑、鱧の鱸、昆布、煎海鼠等の採收を奨励し、長崎から買集人を巡回せしめ、運上を免除し、製造を奨励してゐる。乃ち明和元年三月十一日には、

唐人向仕  
立稼方奨

一 於長崎、唐船に相渡候煎海鼠、干鮑の儀、從前々々諸國浦々に而相稼、長崎俵物請取之者、買取來候由に候得共、是迄生海鼠、鮑之漁獵不仕馴浦方も有之、又は唐人向仕之煎海鼠、干鮑に仕立方を不存、等閑に打過候浦々も有之由相聞候段、前々稼來候浦方は不レ及レ申、是迄



漁獵並仕方不致馴浦之者、仕方馴候近浦等聞合、專出方相増候様、無二油斷一可二相稼一候、尤長崎俵物請負人共、手先之者於二國々一申談可買取一候間、直段等は、浦方之相對次第たるべく候。御料所浦々、是迄運上相納來候浦之儀は格別、此度煎海鼠、干鮑之類、稼方始候新浦之分は、當分運上之不及二沙汰一候間、獵業相増候儀を、專一に可致候。

献上餘分亦賣渡す

一 浦方有之國々、其領主々により申海鼠、串貝之類致二献上候分も、献上並御殘之餘分之仕込不致、長崎廻し請負之者え賣渡候様に可被二申付一候。萬石以下私領之分も、浦方有之方は、右に可准候。右之趣、浦方有之國々、御料は御代官、私領は領主地頭より可相觸之候。

依物輸出數量

此れは一例であるが、何れも幕府は、熱心に俵物の増加を獎勵してゐる。畢竟此によりて海外から、金銀を輸入せんとする爲めであつた。當時南

賣上價額

松前地方から、煎海鼠、干鮑、昆布等の、長崎より輸出せられたる概略は、天明五年の長崎會所直買入取調書によれば、煎海鼠の産出十六萬九千五百斤、其代銀六百八十八貫百七十匁、干鮑十四萬八千五百斤、代銀四百三十貫六百五十匁、合計銀千八百八十八貫二百二十匁、之を金に換算すれば、一萬八千六百四十七兩となる。此れが賣上高にして、原價、荷造、其他の雜費一萬二千四百四十分を差引き、純益六千六百兩となる。昆布百二十一萬二千五百斤、其代銀四百〇四貫九百七十五匁、金にして六千七百五十二兩三分、原價其他金三千三百六十二兩一分、差引純益三千三百九十兩となる。此にて先づ其の概略が想像せらる。

輸入金銀數量

此の如く銅や、海産物を獎勵し、頻りに金銀の輸入を謀つた。而して其の輸入し得たる原料もて、新貨を鑄造したるは、既記の通りだ。(參照八一)今其の寶曆より天明迄、輸入したる金銀の概數を擧ぐれば、金百六十七貫三百五十二匁、銀八千二百十六貫八百一十一匁と云ふ。(辻善之助氏著、田沼時代)何れにしても、



田沼の積極政策は、此の方面に於て、若干成功したと云はねばなるまい。

### 第十七章 頹蕩氣分の横溢

#### 〔九三〕 旗本風儀の頹廢

糜爛其極  
に至る

翻つて田沼時代に於ける、旗本の風儀を見れば、實に糜爛、潰蕩を極めてゐた。此れは田沼意次其人の爲めと云ふでなく、固より一般の風氣の、然らしめたる所であらう。されど之を助長したるに就ては、田沼も亦た責任なしとせぬ。

淫風増長

一 義太夫節は、有廟（八代將軍吉宗）の御代より流行出しといへり。されば豊後ぶしの流弊、次第に淫風に移りて、遊士、俗人の風俗、あらゆるものに成行て、髪も文金風とて、わけの腰を突立、元結多く巻て、巻鬘とて鬘の毛を、下より上へかさあげ、月代のさはにて巻こみてゆひたり。衣類對の羽織を著、長きひもを先にちひさく結び、下駄の齒にかゝるやうにし、腰の物は落しざしにさし、懐手して、駒下駄はきて、市中をぶらりくと歩行たり。其は惇廟



腰物の華奢

(九代將軍家重)の御代はじめにて、繪にかきて人々笑ひ遊びけり。「賤のをた巻」此にて當時旗本の風儀が、如何に追々と頽れ來りたるかを、見る可きであらう。

一 腰物も、其比遊客、俗士のさしたるは、あながち身は吟味せず。疵ありても、なまくらにても構なく、細身にて切羽、鈕等も焼付にて、鈔などの吟味は勿論なし。三分糸の花糸などにて、花奢にまかせ、目貫も何にても貪著なく、只ななこの銀ぶちを専ら用たり。今も何にても銀ぶちをさす人あり。いかなる心なるか、理外のことなり。「同上」

旗本の士が、悉く皆な此の通りと云ふでもあるまいが、然も其の風儀の趨く所、以て見る可し。

腰應の贅

一 翁(森山孝盛)が小普請與頭被ニ仰付たりし時は、未だ御改正已前、田沼家發行の比なりしが、初寄合に同役廿三人招て料理を出す、終日の饗應なり。翁のみに不限、誰も極りて四十五兩づ、かゝりたり。尤肴一疋づ、と思ひても、廿三人なれば、入目もかゝる筈なれども、菓子を鈴木越後が方

樽禮

へあつらへて、其拂ひ廿金の餘を費したり。御役場へに極て取つけのもの有り、肴は何某ならでは不買、料理は何屋と云仕出し屋、菓子屋は鈴木越後ならでは、同役不殘不食となりしが……酒も數寄屋河岸の矢野の所の山の印ならでは、呑ぬといふにて、其酒を用ひたり。

と云ひ。又た、

一 翁が御番入したる比、相番五十人の宅へ行て、初て面會する筈なり。見習御番いろくといふ日限の有に、其外に不殘行て逢ふべしとの掟なり。短日の比などは、いかでか行届くべき。その上にも宅にて不殘内は、何ケ度も行て、宅にて一度は是非對面を交へべきよしの掟なり。翁が近所にて、いかにも兼て知る人なりけれど、伊丹彌兵衛といふ男の所へ、十五度行たりしが、終に不殘に仕廻たり。其外伊丹にかざらず、十七度いたり、二十度行たりとも、未達などといふやからあり。「同上」

當時の樽禮以て知る可し。



翁は元來次男に生れたれば、父の不勝手といひ、食物杯味を喰覚え、茶酒の好悪などを分覺たるともなし。有合にまかせて、只だ毒を喰ぬ計のとなりしに、小普請與頭に成て、永井求馬が同役被仰付て、師匠番は船田兵左衛門なり。(永井同役)初寄合の時、例の通料理、菓子も出て、首尾好退散したり。然るに重ねての寄合に、吾同役のいひ出したるは、此程永井が出したる菓子、鈴木越後にてはなしといふ。一人の同役、されば我等も左思ひつると云。又一人、あれは必定他の菓子司に申付たるなるべしと云々。其尾に付て不殘一同同じたり。

然らば差置がたし、其趣を尋ぬべしと云ことになりて船田、永井を座敷の中に取込、同役二十三人列座して詰り問ふ。(船田各齋にて、鈴木越後は高直なるをみて、金澤へあつらへたるなり。)終に船田が數年出入の金澤丹後へ誂へたるよし、申出しなり。さればこそ越後にてはなかりけり。ようかん龜し、越後は中々細にて、さる味にてはなかりけりと、口々に六ヶ敷なりて、船田、永井兩人

も公の御役人なるに、喰物のことにて、手を突てあやまらせたり。組支配を引廻して、與頭を勤る人の取計如斯、頑愚の翁などの了管には分らぬとなり。(同上)

此れが三河武士の名残かと思へば、實に世は様々に移り變るもの。若し大久保彦左衛門を起し來らば、彼は何と云ふ可きであらう。

〔九四〕 番頭共寄合の亂暴

今ま茲に幕府の役人、旗本などの、如何に腐敗してゐたかを示す一例として擧げんに、天明七年正月十九日、水上美濃守新たに西の丸の書院番頭を命せられた。其の同僚等に強要せられて、二月十七日、三番町の自宅に、藝者寄合を催ほした。當日には、神田佐柄木町の料理屋桃川から、勝手の働者七八人參つ



大久保持  
毒の菓子

た。其處へ藝者五人、宰領乗物四人、駕籠にて、駕舁とも都合十九人出で來つた。駕籠の者も下宿を申付、それに食物を與へ、駕籠代一艇に七百文宛、藝者も時刻が四つ(午前十時)を過ぎたならば、一人に付て、座敷料一分二朱づ、申受けたいと云うた。而して料理の献立等は、前に同僚等の指圖にて、既に取り極めてあつた。同僚小堀河内守、大久保大和守、酒井紀伊守、能勢筑前守、三枝士佐守、小笠原播磨守、内藤安藝守等、何れも集つた。

聽て酒宴を開いた。大久保は餅菓子を重箱に入れて來た。三枝は主人水上が膝元へすり寄り、此の菓子を箸に挟んで勧めた。水上は酒杯を手にしつゝ、あつたから、後にせんと傍に置いた。大久保は之を見て聲あら、げ、栗饅頭は持つて來ないぞ、酒の中でも、是非喰ろと言うたから、水上も餘儀なく之を喫した。栗饅頭とは、當時淺草馬道に住して、生花の指南をしつゝ、あつた潮田某が、栗饅頭に毒藥を入れて贈つたと云ふ、評判があつたからだ。即ち毒菓子は持つて來ぬと云ふ譯だ。

大久保等  
の亂暴

大久保の餘憤は猶ほ息まず、其の菓子を摘み出して、藝者の顔へ投げ付け、色悪口雜言をした。能勢も三枝も之に和して言ひ罵り、小堀、内藤も之に加はつた。而して大久保、能勢、三枝、内藤四人は、膳部とか、家具とかを、追々打毀はし初めた。而して御馳走の爲めに、繪師を招いて置いたが、其の繪師が將軍から拜領の繪具皿を打毀はし、水鉢や猪口を雪隠へ投げ込んだ。當日青山の火事にて、風筋の宜くないから、萬一の爲に具足櫃などを、床脇に措いて在つたのを、取り出さんとしたから、主人水上は、それには御朱印が入れてあると云うたから、御朱印なんかは入用ないとて、其儘にした。

器具破壊

脱糞放尿

亂暴は、底止する所を知らなかつた。床間に置いて在つた小鳥を庭へ逃すやら、庭に在つた水仙の鉢を打毀はすやら、其他猪口、盃は皆な投げ出し、先代が拜領したる手爐を火の儘、庭へ投げ、飛石で悉く打毀はした。

大久保は此處の酒には、醬油が這入つてゐるとして、自宅へ酒を取りにやり、玻璃の洋盃は、一の跡形がなくなつた。而して大久保は飯碗の中へ脱糞し、三枝



は茶碗の中に放尿した。而して其糞をば、三枝、小笠原等が箸に挟んで、其處へ投げ出すやら、亭主の脇差へ吸物の味噌汁かけるやら。酒にせよ、飯にせよ、汁にせよ、處構はず、蒔き散らし、遂ひに火鉢の火を取り出して、疊を焦すやら。能勢と三枝とは、膳の上を構はず、縦横に踏み散らし、床の掛物を外して揉み散らすやら、言語道斷の大亂痴戲を恣にした。而して大久保は、九時半(午前一時頃)頃に歸つたが、小堀と能勢と三枝は、此れから吉原へ行かうと言出し、水上の用人を呼出し、駕籠を七挺申し付け、亭主にも來いと云うたが、水上は明朝他に用事あればと理つたれば、能勢と三枝とは、散々悪口を放つて、遂ひに吉原行は中止した。

分狼藉者處

斯くて同年二月二十三日、小堀政弘、大久保忠元は、何れも書院番頭を解かれ、御前を止められ、寄合となり。同じく酒井忠聰、及び西城書院番頭水上正信、小姓組番頭内藤政範、能勢頼直、三枝守義、小笠原宗準、何れも御前を止めらる。小堀は三千石、大久保は六千石、酒井は七千石、能勢は四千八百石、三枝は七千五百石、小笠原は四千五百石、内藤は五千七百石、水上は三千石、何れも歴々の旗本であつた。而して彼等が斯る亂暴をしたのは、畢竟水上が新參であるに拘らず、剛直であつたから、故らに彼に向つて侮辱を加へたものであつた。此れは田沼時代の後の出來事だが、其餘波と云ふ可きものであらう。

博奕巾着切の横行

大島大明神祭禮の出來事  
盜賊白晝横行

近き頃は笑ひ盡と唱へ、今様の男女赤裸に成、尾籠至極の振舞せし委繪を大道に掛置て商ひ、又博奕は重き天下の御制禁なるに、年毎に霜月酉の日大島大明神の御祭禮とて、千住淺草兩所の社頭其路々所せきまでしきものしき、筵を張、長半、袴蒲一なんといふ博奕の場所一里餘りも立連ね、かゝる僻事好き給へる神の御心ぞ不審しけれ。夫のみならず御廊近き辻々にてお花のひつかへしなど名付し博奕白晝揮る景色もなく、夜は燒火高く照し、其所此所と其場所を設く。往來の人此に立寄賤からぬ者までも打交り群居する事夥し。ことに盜賊は古今に通ぜし大罪なるに巾着切といへるすつばども白晝に路行人の後に廻り、うつけ男の着なしたる羽織の下へ忍びより、己が頭には是を被り腰に下げたる巾着開の類盜取、仕たり顔して連立行、又奪ひ難きと見る時は、おのが友どち謂語らひ、いさかひに事寄せて或打合、たゞき合、其處に乗り何にてもあれ奪取ては逃出し、往來の人と顔見



すり見物

合せ笑を含み別れ行、其ありさまの傍若無人、外に何かは侍るべき。好事の者ども謂語らひ、今日またすり共の物盗むさま見はやとて、茶店などに立休、打見侍るも憚からず、其事の顯然たる如何にや〜と寄集り大息する人多かりき。(後見草)

〔九五〕淫蕩の風俗

自然の助長

必ずしも旗本と云はず、必ずしも町人と云はず、世の中一般に、淫蕩、放逸の風行はれた。此れは固より、田沼意次其人の責任のみと云ふ可きでなく、否な或は積極的に、その責任と云ふ可き程の事ではなかつたかも知れぬ。何れにしても、時代の風氣が、滔々として此に趨いた。而して田沼が、此の風氣を矯正せざるのみならず、之を傍觀し、寧ろ之を受け納れたる結果は、自然之を助長するに至つた。

三味線の流行

一 扱三味線の流行、おびたゞしきとにて、歴々の子供惣領よりはじめ、次男、三男、三味せん引かざるものはなし。野も山も毎日朝より晩迄、音の絶る間はなし。此上句、下かたといふものになりて、かぶさの芝居の鳴物の拍子を、素人がよりたかりてうつなり。其弊止みがたく、素人狂言を企て、所々の屋敷にて催したり。歴々の御旗本、河原ものの眞似して、女がたになり、立役、かたき役に、立さわぐ戯れなり。

女藝者の流行

同じく女藝者流行て、江戸端々遊所は申に不<sub>レ</sub>及、並の所にも藝者の二人三人なき町はなし。餘りつりて吉原品川の賣女の妨になるにより、賣女屋より訴へて、高繩邊の女藝者十二三人、被<sub>二</sub>召捕<sub>一</sub>たるとありけり。又其比は赤坂氷川明神の社地に隠し賣女有て、殊の外繁昌したる事なりけり。此場所、翁(森山孝盛)が子供の時分、三度迄隠賣女追拂れて、掃除地に成たるを覺え居たり。松平左近將監(武元)殿執政の比なり。其後田沼主殿頭どの執政になりし後は、運上地に成て、殊の外繁昌したり。自身番所を置て、御上納會所と

隠賣女



下駄屋甚兵衛上書

いふ札を打たり。天下の君、賣女の運上を取玉ふとて、巷説にが／＼しきとなりけり。〔森山孝盛著、賤のなだ巻〕  
此にて如何にも、當時の社會の一面が想像せらるゝ。當時三味線、素人芝居の類は勿論、賣女の流行は實に盛んなるものであつた。天明七年、松平定信の田沼に代りて、執政となるや、麴町十三丁目に居る下駄屋甚兵衛の上書がある。其の中の一節に曰く、

町々惡風

一 江戸寺社門前地、並御家人拜領地に而、賣女差置候義多御座候に付、折々御吟味に而、けんどと申儀にて、賣女被召捕、新吉原へ被遣、地面を御取上げに相成候儀、難有御政道と奉存候。然ば請負人右地面上納に相成候。而は、賣女を差置候事、表向に出候體に相成候故、所々に賣女屋多く出來候に付、町々の手代ども迄も、親方へ損毛掛り候義、數々町人も、自然と奢り強相成候故、家業怠り候様に成行申候。而、近所に右體之賣女屋御座候。而は、衣裳も花美なるを見習ひ、輕きもの、女房

中洲の繁昌

娘までも、衣裳はでに成候て、町人が賣女風と相成候故、次第に困窮仕り候に付、自然と賣買の利潤にも、無理なる事出來仕候様奉存候。町家之妻妾、下女に至るまで、行儀之亂も、賣女屋多く御座候故と奉存候。  
當時賣女屋所在地で、最も繁昌したのは、日本橋の中洲であつた。此れは安永年間、埋立てた土地で、大橋から南の方の河岸凡そ三町餘、川の中二町餘埋め立てた。而して此の地は、烟花の衢となり、茶屋、料理屋軒を並べ、賣女の集窟となつてゐた。而して當時隠し賣女は、隨處に是れありて、同向前、牛込赤城の社内、芝神明の社内、本郷の大根畑、丸山片町、深川の清住町、芝の田町、本所の龜澤町等は、其の尤なるものであつた。而して田沼時代には、何れも賣女税を徴收して、何となく政府が賣女を公認するばかりでなく、之を保護するかの如く見えた。尙ほ小普請組植崎九八郎が、松平定信に差し出したる、改革意見書の中に、

賣女公認の觀



只今迄は、其所々年賦上納地と成候得ば、其間は地境の杭にも、御上納屋敷と書付、或は挑燈、行燈杯にも書付置、御公義にて賣女家の尻持被成候杯と、悪口申者も有之、聞も残念至極之義に奉存候。

淫蕩放逸の極

と云ひ。又た、中には物堅き親も有之候得共、當時上立候程、女奉公人召抱候には、三味線小歌踊杯心懸け不申候ては、召抱不申候習しの様に成、世上大方娘さへ持候得ば、小歌三味線杯の類爲習、人中を見せ、行儀を覺させ候とて、却てばさら者と成候類、多く相見え申候し、又未だ奉公に出不申候内、手みぢかに、藝者に仕立、遊興を商せ、夫も手重く思ふ者は、名は藝者と呼べど、ろくろく三味線も不習、實は賣女同様の義、夫も面倒と有候得ば、地獄とやら名付、隠賣女のまた隠賣女とも可申事に候しと云うてゐる。何れにしても當時の風俗が、如何に淫蕩、放逸であつたか、思ひやらるゝ。

九六 京都に於ける役人の私曲

收賄大家の續出

收賄は役人一般の流行であつた。而して其の代表的人物が、田沼其人であつたのは、云ふ迄もない。(参照 五七) 而して其の股肱たる松本伊豆守、赤井越前守なども、決して其の長官を辱かしめない收賄の大家であつた。而して其餘波は、凡有る役人に及び、町奉行の輿力同心等さへも、町人に向つて、種々の難題、面倒を申し掛けて、賄賂を強求した。

時計流行の原因

近年時計世に流行して、諸侯方居間に二三十、少くして十ばかりもありといふ。……又時めく役人などは、諸侯の方を始め、手入とやらんに、何をがなと賄賂を争ひ贈る時節なれば、其人の好む品、又時にはやる物といへば、我おとらじと贈る程に、終に其數あまたにも有べし。此れは松平定信の燈前漫筆の一節だ。以て風氣の趨く所を見る可し。而して此風は、延いて京都に於ける諸役人にも波及した。波及と云はんよりも、或は同

京役人亦た同様



禁裡賄方  
文書偽造  
一件

檢舉著手

幕府の斷  
乎處分

時に發生したと云ふが、適當かも知れぬ。  
 其の大體は、禁裡に奉仕する賄方が、御賄の帳簿に附かけをなし、又は種  
 種の文書を偽造し、長橋局へ申達し、御拂金を掠め取つたと云ふ一件だ。  
 即ち高屋遠江守、田村肥後守、飯室左衛門小志、津田能登守、西池主鈴など申  
 す輩、相謀りて私曲を働いたので、安永二年十月官位を停め、獄に下した。  
 彼等私曲の事は、薄々江戸へ聞えたが、禁裡向奉仕の者共なれば、先づ見逃し  
 てゐたし、それをよきこととして、彼等は愈よ増長し來たから、愈よ檢舉に著手  
 した所、意外に其の連類が多くなつた。  
 此間天皇及び女院には、年來召し使つた者共であるから、何卒生命だけは助け  
 てやりたしとの、思召であり、特に女院は、當時櫻町天皇の御年回でもあれば、  
 猶更ら寛典に處する様との、御意であつたが、幕府では折角の思召なれども、  
 此度の儀は、朝廷を尊崇し、御爲めを謀りての次第なれば、斯る御沙汰は無き  
 ことに、御願ひ申上ぐとの御返事を申上げ、斷乎たる處分をなした。

斬首追放  
流刑人數

翌安永三年八月二十六日には、更らに禁中、仙洞、女院、女御等に奉仕する、私  
 曲の徒四十餘人を捕へ、入獄せしめ。翌二十七日、其の連累者總計百二十四人  
 を罪し、斬首より流刑、追放等、それぞれ其の輕重によりて處分した。尚ほ之  
 に關係した商人八百餘人を追放した。

從來禁中  
御物入常  
不足

翁草によるに、禁裡御賄頭田村肥後、御勘使津田能登、服部左門、御買物  
 役西池主鈴は斬罪。院御取次高屋遠江、禁裡御勘使藤井修理、女院御取次元  
 勘使關目縫殿は遠島。御賄頭飯室左衛門は、此度の一件速に申立候に  
 付、追放。其他重立たる御所方の役人四十人追放、以下の小役人、洛中洛外  
 並江戶構、又は叱等になる者百八十七人。藤井伊豫守、河井和泉守は押  
 込。御用達の町人は、所拂になる者四人、過料百三十四人なり。  
 從來禁裡の御賄は、禁中、仙洞、女院、女御等の各所、何れも其の定額あり。  
 御代官小堀數馬方にて御勘定を仕上げ、町奉行に持出し、町奉行にて算當し、  
 所司代を経て江戸に言上した。然るに頃々臨時御物入多く、禁裡御物成にては、



所司代訓令

始終不足であつたから、餘銀もて御取替いたし。其秋の收納にて、之を償ひ、其の殘餘を、其冬より春に至る迄の、御賄料とするも、此れもやがて遣ひ切になり、又た餘銀の御取替となる。斯る寛裕なる御取扱に狃れて、御賄の役人等、私曲を逞うし、明和、安永の頃、餘りに御物入の過多なる故、安永二年七月、山村信濃守罷登り、所司代土井大炊頭へ奉書もて下知これあり、遂ひに上記の如く處分せられた。而して所司代土井大炊頭より、京都町奉行山村信濃守良旺、禁裡附天野近江守正景に、左の如く達した。

一 御所役人取次以下、私欲之筋、此度吟味之上、夫々御仕置被仰付一候。一體御所向役人共、風儀不<sub>レ</sub>宜、私曲之儀をも、前々より仕來りと心得違ひ、不法の儀共多有<sub>レ</sub>之趣に付、以來御取締方之儀、兩人申談、是迄の仕來にても不<sub>レ</sub>宜儀は相改、御所役人共不正之勤方、正當に相成候様取計、都度御入用向之儀は、向々より所司代へ申立候分不<sub>レ</sub>依何事一兩人へ相達にて可有<sub>レ</sub>之候間、致吟味存寄之趣可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申達<sub>一</sub>候。依<sub>レ</sub>之此度江

戸より、禁裡御賄頭一人並勤使買物使兼役之者二人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>指遣<sub>一</sub>候。輕き役所へは、信濃守同心三人出役之積、猶御入用筋爲<sub>二</sub>吟味<sub>一</sub>、御勘定奉行支配、京都取調役人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>遣候<sub>一</sub>間、諸事兩人之手に付、致<sub>二</sub>指遣<sub>一</sub>圖御取締宜敷様申談可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>候。

此の如くして爾後、禁裡の御賄は、關東にて悉く取り締ることとなつた。



### 第十八章 人災と天災

#### 【九七】 關東に於ける百姓一揆

直接行動の流行

明和元年上武百姓一揆

其の原因

重税の爲め乎、天變地災の爲め乎。將た社會の紀綱弛んで、取締り無かつた爲め乎。何れにしても此の時代には、百姓町人の直接行動が、頗る流行した。今其の例證として、二三の事件を擧げんに、絹絲、眞綿、織物運上の爲めに、上武の百姓の騒動は、既記の通りだ。(參照 八四)然るに更に明和元年の十二月末から、同二年正月にかけて、上州武州の百姓共の蜂起した事件がある。それは明和二年四月、日光東照宮の法會に際し、親王方や、公家衆の日光參向の人馬不足の爲め、それを補ふ可く、近國から助郷として、人馬の繼所へ人馬を差出して、其用を勤む可く定りてゐる。それが通常百石に付、四十五匁位の課役であつたが、今度は定助郷の外に、三月から八月迄、百石に付、人足が六

人馬強徴

百姓嘯集

熊谷宿襲

人、馬が三四、一般に掛るととなつた。而して馬の拂底せる村には、金六兩二分づゝ出さしむるととなつた。然るに近年百姓困窮し、年々の上納にも差支へ。剩へ當年春も、朝鮮人來朝に付、臨時高百石に付て、三兩一分二朱の割を出さしめられ、稍くそれを濟したるに。重ねて斯る課役を被りては、百姓は生を聊せざる苦境に陥る次第なるに拘らず。勘定奉行小野日向守より此事を命令し、評定所留役倉橋與四郎、成瀬彦太郎等、村々の檢分に出掛けた。此に於て百姓共は爆發して、上州、武州、秩父、熊谷等、隨處に騒動を起し、江戸へ直訴せんとて、大勢嘯集し、各自に糧を包み、笠鎌を携へて出掛けた。彼等は先づ本庄宿に至り、市場を荒し、一部は歸郷し、一部は江戸を指して上つた。續いて深谷附近の百姓が蜂起して、深谷宿を襲うた。是より騒ぎは益々大きくなり、暴徒の一隊は熊谷宿に現れ、其市場を荒し、續いて其の本陣を襲うた。而して忍城から押への者出で來つた爲め、衝突を生じ、



手負百餘人、即死五人を見た。此事が追々と江戸へ注進せられ、防止の準備も、仰山となつた。而して遂ひに當時の名郡代、伊奈半左衛門忠宥に命じて、之を鎮撫せしむるととなつた。

伊奈半左の鎮撫

伊奈は百姓共に向つて、願の通り聞届くるから、何れも引取る可しと申渡し、百姓共は皆なその旨を領して、其の居村に還つた。然るに百姓共は、此度の課役は、畢竟街道筋の間屋役人共が、其筋宿々の負擔を軽減せん爲め、遠く五里十里隔りたる村々迄も、之をかける可く願ひ出でたものである。それに賛成した者が分つたから、此の序に押寄せて其怨を霽さんとして、明和元年閏十二月晦日の夜から、又ぞろ暴動を起した。

比企入間郡を荒らす

其の一隊は、北の町谷の名主半藏の家に押よせて、之を打潰した。翌正月元日は休息し、二日には、根岸村の松菴と云ふ醫師の居宅を打潰し、入間川の宿に入り、綿貫半兵衛てふ酒屋に入りて、亂妨をなした。又三日には、高倉村勘左衛門の宅をも打毀り、藤金村熊坂傳藏の宅に押寄せたが、傳藏は之を押へんとし

川越在に入る

て、散々に打擲せられ、生捕となり、其の居宅は、打毀された。又た他の一群は二日、川越より一里程西の鯨井村名主織右衛門の處へ押寄せ、残らず打潰し、轉じて平塚村の名主彌惣次方に押寄せ、それより天沼村の名主甚之丞方に押寄せ、その家を打潰はした。又た一里程北の組屋村の鳥見彦四郎方へ押寄せた。更に一隊は、曉に及んで、川越より十町ばかり北の、北田島村名主六左衛門方へ押寄せた。

暴徒多くは川越領

而して此の一群が、川越江戸町なる間屋九左衛門方へ押寄せんとする風聞の爲めに、川越城中より士卒を率ゐて、之を固めた。三日の早天には、石田村に打て出で、其内の百人ばかりを生捕つた。ところが何れも、概ね川越領内の百姓であつたから、之を放還した。斯くて翌四日の夜迄は、川越の町は、稍と静かであつた。

狐塚襲撃

然るに、川越の二里程北東の狐塚村なる甚左衛門の宅へ、凡そ二萬人ばかり押寄せた。甚左衛門は、豫じめ此事を知り、近村から二千人ばかりの加勢人を以て、



家を守り、何れも竹槍もて控へてゐた。寄手は先づ名主の宅を襲うて打潰はし、更らに甚左衛門方へ押寄せたが、甚左衛門は、長屋の家根から、豫て用意の灰や、石や、木を投げ落とし、寄手を苦めたから、寄手は四十人の即死者を残して引き揚げた。此の時又一群の暴徒は、押垂村の酒屋に押込んで、六尺桶四本の酒を呑み、其勢に乗じて、金谷村勘助の家を潰し、同村名主の家をも潰して退散した。然も尙ほ川越城下へ、押寄せ来る可しとの評判あつたから、警戒怠らず、御用の外、一切出入口を止めて、固く戒めてゐた。六日には聊か静まつた様だが、三四里四方の間、太鼓、法螺貝等にて、時々鯨波を揚げた。斯くて漸次に百姓共も退散した。此れは島原以來の大事件と、當時は評判であつた。(辻善之助氏著、田沼時代)

幕府

【九八】 百姓の騷擾と幕府の制令

幕府の騷擾  
鎮壓令

當時百姓共の動もすれば、騷擾を事としたる情態は、幕府が屢ば此事に付て、制令を出したるを見ても、分明だ。例せば、明和六年己丑正月九日には、

御勘定奉行え

一 上方筋百姓共強訴致し相集候趣相聞候間、可成丈取鎮、其上にも難レ鎮、様子に候はゞ、召捕可申候。領主限にては、難二行届一儀も可レ有レ之候間、御料私領共申合、御料他領のものにても、最寄次第人数差出し召捕、其上にて、御代官又は領主地頭え引渡候様可致候。併飛道具用候儀は可レ爲ニ無用一候。

更に強硬  
鎮壓令

右之通相達候間、代官えも可レ被ニ申渡一候。又た同年二月二十一日、左の如く布達した。

御勘定奉行え



種便取擧の弊

一 遠國百姓共願を合、所々にて寄合手段企、廻狀杯を出し、外村々之者は趣意は不辨して、不レ得ニ止事一罷出大勢集、村役人居宅又は遺恨に存候者共之家作、並諸道具を打損じ、吟味に相成候上にて、數ヶ條之願を申立候類も有レ之候得共、公儀を憚、領主にて申宥、穩便に相鎮候儀を專要に致し候故、百姓共がさつに相成、及ニ狼藉、不法之儀共有レ之候。百姓を憐み候儀は勿論之事に候得共、右體徒黨を結び、強訴を企及ニ狼藉候者共を、手よはく取扱候而は、外場所にても見習候様に可成行哉。以來御料所之百姓共騒立候は、最寄之領主より人數を出し、私領にて騒立候は、其領主又は其最寄領主より人數を出し、手強打散し、手に當り候者共はからめ捕、願之趣は不レ及ニ理非沙汰一取上不申、他所の引合有レ之ば差出し、一領限りに候は、其領主にて遠ニ吟味一仕置之儀可レ被ニ相伺候。萬石以下之知行所騒立候節も、同様可レ被ニ相心得候。右之通萬石以上え相觸候間、萬石以下にて、知行所百姓騒立候は、右に

強硬手段亦已むを得ず

准じ、最寄之領主え、早々懸合申合可ニ取計一旨、可レ被ニ相觸候。此にて如何に百姓共の強訴が手強く、其爲め領主や代官共の手に餘り、彼等の申分を穩便に通すとを取り計らひ、その爲め愈よ百姓共が増長して、其の風が一般に流行し出した模様判知る。幕府が強硬手段もて之れに臨む可く、斯く命令を發するに至りたる、蓋し已むを得ざるが爲めであつたらう。尙ほ又た同時に、

徒黨強訴一切不採用

御勘定奉行え  
一 諸國百姓共、願之筋有レ之候は、名主村役人等を以、定法之通可ニ相願候處、大勢致ニ徒黨一候段、不届に候。自今彌右之通相心得可レ申候。若心得違徒黨いたし候は、可ニ取上一願たりとも、理非之沙汰に不レ及、無ニ取上一急度仕置可ニ申付候。右之趣兼て御料私領百姓共え、御代官領主地頭より可ニ相觸候。右之通可レ被ニ相觸候。



三卿領知  
内の取扱

一 上方筋、御三卿領知、百姓共若徒黨及ニ強訴一難ニ取鎮一向寄之領主に被ニ相頼一候節、直に領主ニ被ニ申越一候ては、領主にて取扱等差支候儀も有レ之候ては、急成儀辨方相調中間敷候に付、向寄之御代官ニ被ニ相頼一御代官より譯合申達被ニ相頼一候様被ニ致度由に候間、此段御代官ニ被ニ申聞置一候。尤御三卿家老可レ被ニ談候。

是三家よ  
りの依頼

御三卿とは、云ふ迄もなく一橋、田安、清水の三家である。三卿などの如き位高く、力微なる知行所にては、百姓共の強訴が、頗る手に餘つたのであらう。然も附近の私領主に應援を乞うても、それが手蚤く間に合はぬ場合を豫想し。先づ附近の將軍領所の代官に依頼し、代官より私領主に、其の事情を盡くして、其の助力を請ふこととしたいとの、三家よりの申出にて、斯くは達したものであらう。尙ほ明和七年四月十六日には、村々に左の高札を建て添へた。

徒黨強訴  
訴人宛

何事によらず、よろしからざる事に、百姓大勢申合せ候を、徒黨と唱へ、

徒黨して強ひて願ひ事企つるを強訴と云ひ、或は申合せ、村方立除き候を、逃散と申。前々より御法度に候條、右類の儀、これあらば、居村他村に限らず、早々其筋の役所へ申出べし。御褒美として、

徒黨の訴人 銀百枚。

強訴の訴人 同斷。

逃散の訴人 同斷。

右之通下され、その品により帶刀苗字も御免ある可き間、たとへ一旦同類に成るとも、發言致候もの、名前申出に於ては、その科を許され、御褒美下さるべし。

一 右類訴人致す者なく、村々騒立候節、村内の者を差押へ、徒黨に加せず、壹人も差し出さざる村方これあらば、村役人にも、百姓にても、重もに取り鎮め候ものは、御褒美銀下され、帶刀苗字御免、さしつゞきしづめ候もの共も、これあらば、それ〴〵御褒美下しおかるべき者也。

徒黨不參  
加村役人  
褒賞定



明和七年四月

奉行

右之通、御料は御代官、私領は領主地頭より、村々え相觸、高札相建有之

源を杜が

以上記する所によりて、如何に幕府が百姓の騷擾に、腐心したかを知るに足らむ。然も其の源を杜がずして、其の末を斷んとす。彼等は畢竟飯の上の繩を追ふに過ぎぬ。百姓一揆は、實に當時の政治の腐敗、若しくは不正を裏書する證案だ。

【九九】米 騷 動

天明七年  
米騷動

騷擾は、必ずしも百姓のみではなかつたし、町人の間にも、往々之を繰り返した。而して其の重なる事は、天明七年五月の米騷動であつた。此れは田沼没落以後

先づ大阪  
に起る

の出來事であつたが、然も事件は、田沼時代の餘波と見る可きものであれば、茲に其の梗概を叙して置く。

騷動は先づ大阪から始まつた。それは天明七年五月十日から十二日に及び、大阪市中に於て、町人の一群が蜂起し、米問屋二百餘軒を打毀はした。同時に富豪の家にも亂入して、暴動を逞うした。同時に京都、奈良、伏見、堺、山田、甲府、駿府、廣島、其他中國、九州の各地にも、同様の騷擾があつた。然も其中にて最も激しかつたのは、江戸であつた。

江戸米價  
の騰貴

天明三四年以來、年々の凶作にて、米價が追々と騰貴した。天明七年の春には、江戸御藏前の張紙が、三斗五升入百俵に付、百八十兩、夏の張紙三斗五升入百俵に付、二百二兩と云ふ相場となつた。當時普通の米相場は、天明前後一石に付、五十匁乃至六十匁の間で、二百二兩を銀に換算すれば、天明七年の相場で、一兩が五十七匁であるから、十一貫五百十四匁となる。即ち一俵が凡そ百五匁餘となる。一石が凡そ三百三十匁ばかりであるから、普通相場の五倍乃至六



江戸暴民

倍以上に當つてゐる。天明七年五月十日、府下の小賣百文に三合五勺のところ、十八日には三合となつた。町々より賑施を、奉行所に願ひ出でたが、官よりは金二萬兩、米六萬俵を下げ渡し、此を以て飢民を救へとの事であつたが。其事の末々迄、行き届かざるに先ち、廿日の夜半過る比、暴民相合して赤坂門外なる、米屋二十三軒を打ち毀はし。此れより二百人、三百人隊をなし、鉦を打ち、大鼓を鳴して、市中を横行した。

諸所暴行

斯くて麴町にて五六軒、深川六間堀にて七八軒、本所邊にて十二三軒を打ち毀はし。場末に始まりて市中に及び、南傳馬町にて五六軒、廿一日の夜に入りて、鎌倉河岸の米屋は、残りなく打ち破られ、それより小舟町、伊勢町、小網町、茅場町、龜島町、鐵砲洲に及ぶまで、凡そ百五十軒程を打ち毀はした。而して後には米屋のみでなく、米穀を多く貯蔵したるもの、若しくは豪商の大丸などをも打ち毀はし、甚だしきは大家の堅く門を鎖したるを、大八車四五挺に、多

餘勢市外に及ぶ

人數取りつきて撞き破つた。此の如く其の餘勢は、内藤新宿、角筈、千住、小塚原邊に及び、其の打ち毀はしたる所は、衣服、器財、戸、障子に至る迄、何れも微塵となつた。廿二日には先手頭長谷川平藏はじめ十人に、其の追捕を命じ、町奉行も自ら出馬して、之を下知し、町々は皆木戸を打ち、柵を撃つて、互ひに應援したから、暴民も何時となく散亂した。

暴行直接原因

尙ほ此の暴民の蜂起は、米價騰貴に付、米商共は愈よ買占を事とし、幕府は又た其の買占めたる家々に封印を付け、勝手に賣るを許さず。伊勢町に於て、五日の間、庄屋、名主の切符もて、賣り渡すと云ふとにした。此れが爲めに却て買賣の道を杜絶し、遂ひに寧ろ餓死せんよりは、米屋を打毀せと云ふに至つたのであると云ふ。

暴民の種類

暴民は約二十四組で、其數五千人もあつた。而して何れも奉公人、或は浪人と云ふ可き風體の者共にて、中にも十七八歳の美少年が、其の指揮者となり、金



話よりも  
大きな騒  
ぎ

剛力士の如き大力にて、大八車もて戸を撞き破り、或は土藏造の金網を片手に引き破つた様は、目醒しかつたと云ふ。而して此の事件は、當時の目撃者が「江戸開發以來未曾有の變事地妖」と云ひ、「却て書付咄に致し候は、大層なるものに御座候處、此度の儀は、此方にてさへ咄に承り候より見候者の方、大に驚入、中々三ヶ一も認取兼候、誠に亂世同様に御座候。」と書いてゐるを見ても、其の騒ぎが、仰山であつたことが判知る。

江戸のうちこはし

米屋ども  
江戸中に  
閉す

翌年天明七丁未年五月、玄米兩に二斗五升、麥八斗、大豆六斗、同月十日比、白米百文に付三合五勺、豆七合、同廿八日比、百文に三合、御藏米三十七石に金二百五兩、一兩に七斗七升、錢兩に五貫二百、茲にいたりて米穀動かす。米屋ども江戸中に閉す。同月廿日の朝雜人共赤坂御門外なる米屋を打ち毀す（此時數十人の打こはしの中に美少年一人大入道一人まじりて、少年は飛鳥の如く飛び回り、入道は金剛力士の如くにて、目も絞なしと、見たる人語りき。こはあらびにつれて暴神の顯形したるなるべし）同日同刻京橋南傳馬町三丁目萬屋佐兵衛萬佐とてきこえたる米穀問屋を打ち

官令寂と  
して聲な

さすが江  
戸子

毀す。此の時おのれ十九歳毀したる跡を見たるに、破りたる米俵家の前に散亂し、米こまかしこに山をなす。其中にひき破りたる色々の染小袖、帳面の類、やぶりたる金屏風、こぼしたる障子唐紙、大家なりしに、内は見えずくやうに残りなく打ちこはしけり。後にきけば、はじめは十四五人なりしに追々加勢にて百人計りなりしとぞ。同夜中小網町、伊勢町、小船町、神田内外、藏前、淺草邊、千住、本郷、市ヶ谷、四ッ谷、同夜より翌日廿二日に至りて曉まで諸方の蜂起、米屋のみにあらず、富商人は手をくだせり。然れども官令寂として聲なし。廿二日午の刻、町奉行出馬並御先手方十人捕へ方の命あり。又竹館御免死骸酬に及ばざるの令、市中に降りしゆゑ、市人勢を得て、木戸くを切り、相識し言葉を作り、互に加勢の約をなし、柏子木をしらせとす。茲に至りて蜂起も又寂として聲なし。江都開發以來未曾有たる變事地妖といふべしと諸人いひけり。後に聞けば、大店の閉したるは大八車四五輛に大勢取り付き撞き破り打ち毀したるのち、酒食をむさぼりしが、同類盜を禁じたるは、いはゆる江戸子なるべし。されども蜂起散じたる跡には盜もありしとぞ。

〔蜘蛛の糸巻〕



【100】天災地禍

諸國大旱

田沼時代は、亦た天災と、地禍と、饑饉との時代であつた。明和七年から八年にかけては、諸國大旱であつた。上方は勿論、東國にかけても同様であつた。小田原などは一日に、人一人に水一升、馬一疋に水三升と定められた程であつた。

江戸行人坂大火事

明和九年は、所謂の迷惑な年と呪はれた凶歲であつた。二月二十九日から三十日にかけて、明暦以来の大火事が、江戸に起つた。同日朝より西南の風烈しく、土烟天を蔽ひ、日光朦朧であつたが、午の刻、目黒行人坂大圓寺より出火して、此れは同寺にゐた眞秀と云ふ悪僧の放火と云ふ。白金から麻布一圓に燃え擴がり、三田より狸穴、飯倉に及び、靈南坂に出た。一方は芝西久保から、霞關、虎門、櫻田門、日比谷門、馬場先門から常盤橋、神田橋方角に擴がり、其間にある、諸大名の邸宅は、悉く焼き拂うた。それから日本橋の方へ燃え移り、通り三丁目、四丁目から、西河岸の方へ出で、北は本町、石町、神田の町

翌日再發火

々、並に武家方一圓を焼いて、小川町へ出で、駿河臺から昌平橋、筋違橋、外神田に出で、聖堂から湯島天神、其の近邊一圓を焼拂うて、遂に上野仁王門から、山下の寺をなめ盡し、車坂から下谷廣小路、御徒町、入谷の方へ出で、金杉から箕輪、小塚原、吉原、千住大橋に至つた。淺草方角では、下谷の廣徳寺前から、阿部川町、鳥越、本願寺の堂を焼いて、淺草寺—本堂残る—から馬道、田町、新鳥越、橋場まで行つた。此にて濟むと思つてゐると、其日暮六つ時、本郷の丸山田町から火が出で、森川、追分、駒込、白山、傾城ヶ窪の入口に及び、千駄木、根津、谷中、根岸に至つた。更らに翌三十日、北風に變じ、常盤橋の外の火が南へ抜けて、大傳馬町から馬喰町、濱町、堺町、葺屋町、小網町、大坂町、浪花町、田所町、住吉町、伊勢町、駿河町、室町、日本橋、中橋、京橋邊に擴つた。而して未の刻(午後二時頃)大雨降り風静つたから、漸く鎮火した。此の火事は長さ六里、幅二里、類焼の寺社百七十八、萬石以上の屋敷百二十七

焼亡損失



諸國旱水  
風損

軒、中屋敷八百七十八、萬石以下御目見以上が、八千七百五軒、焼けた町數が六百廿八町、怪我人六千六百六十一人、燒死者は其數を知らずと云ふ。今尙ほ目黒の大圓寺に、供養の爲めに造りたる、五百の石羅漢が並んでゐる。江戸の大火と同時に、諸國では旱で苦んだが、秋頃には江戸から東海道、九州、奥羽にかけて、大風雨で、洪水が出た。

近年武家専ら收斂を以て先となし、衆下苛法に苦しむ。今年頻りに凶災あり。天暴厲を懲す歟。然り而して益不道を行ふ。萬人憤怒す。是れ偏に小人國柄を執の故也。

これは京都の公家、野々宮定晴卿の日記中の一節だ。此の風雨で、關東筋では、家が四千餘軒吹倒れた。斯くて同年十一月十六日に、明和九年は改元して、安永元年となつた。

年號は安く永しと變はれども、諸式高直今にめいわく。(明和九)

とは、當時の落首であつた。

疫病流行

淺間山大  
噴火

被害劇甚

安永二年には、三月頃から疫病が流行し、江戸中にて三月から五月まで、十九萬人の死者あつたと云ふ。其他安永三年にも、疫病が流行し、又た上方には大風雨、洪水があり、安永七年にも京都に洪水あり。同年から八年にかけて、伊豆大島が噴火し、八年の十月に至りて、櫻島の噴火があり、死者一萬六千、牛馬二千に及んだ。

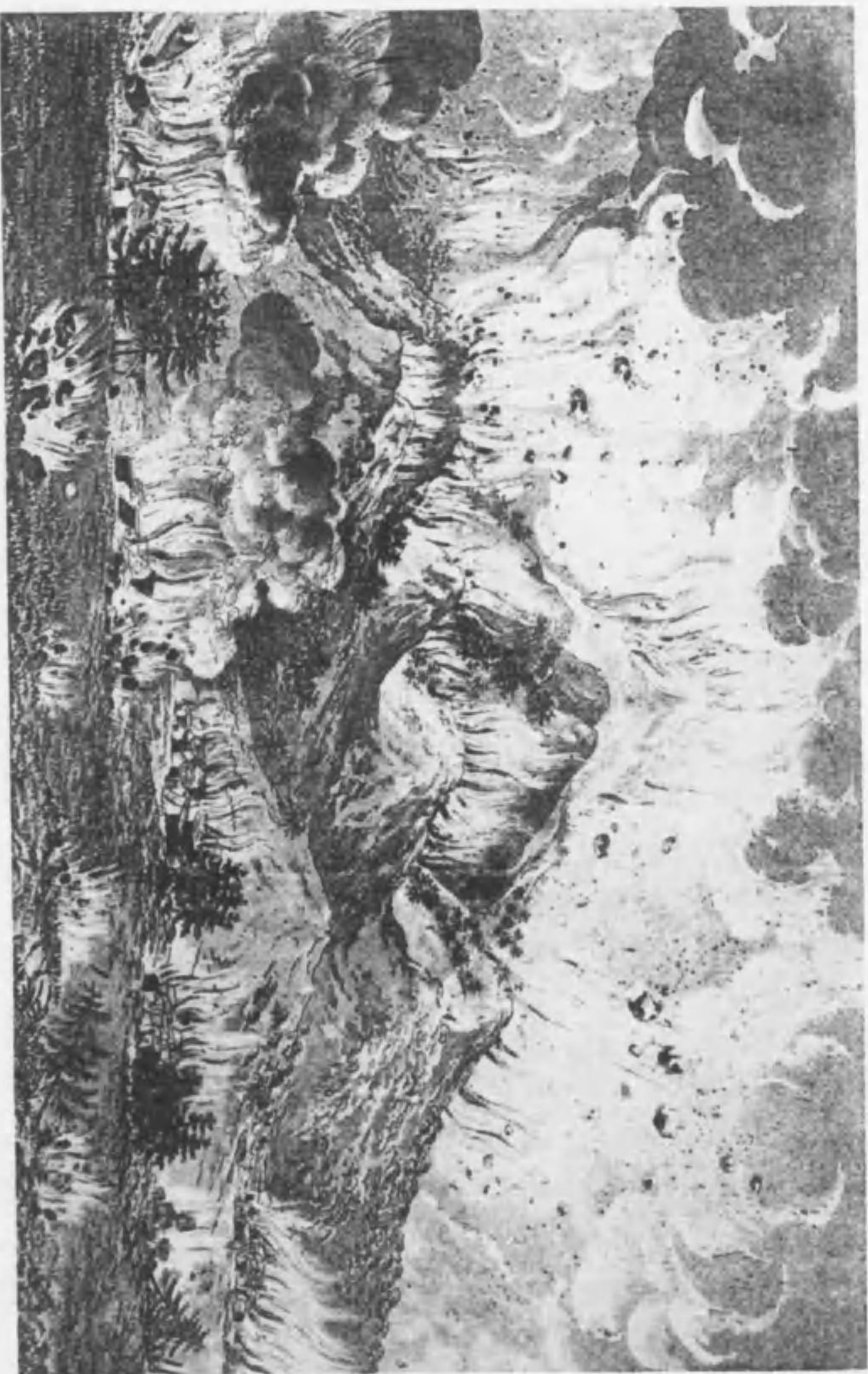
然もそれより大なる天災は、天明三年の淺間山の噴火であつた。淺間山の噴火は、春頃より恒に倍してゐたが、六月二十九日の頃、望月宿の邊から見れば、烟は雲の如く空を蔽ひ、火は電光の如く、恐ろしく凄じかつた。七月四日頃より、毎日雷の如く山は鳴動し、六日夕方から、青色の灰降り、夜中より翌七日の朝、愈よ甚だしく、正午過になり、掛目廿夕より四十位の輕石の如き小石降り、七つ頃(午後四時)より灰降出し、暗夜の如く、人顔を辨せず。其後は鳴動甚だしく、小石降り、八日朝に至つた。藤岡邊にて灰八九寸、高崎邊一尺四五寸、松井田にて三尺許り、輕井澤、杏掛、追分の邊迄二抱へ許の石降り、人家を潰



した。猪熊など出て、人馬を害し、又た吾妻邊の山から大蛇が出でた。九日巳の時（午前十時頃）利根川の上、吾妻川二時間ばかり水少くなつたが、やがて泥水山の如く出て來りて、人家を押し潰した。中瀬八丁河岸邊、樹木、家屋、人馬の死骸、流れ寄ること夥く、其外の川々焼石打込み、水は熱湯の如く、上州一圓の民、二三日途方に暮れた。信州から上州、熊谷邊迄、四五年の間、作物ならず。

損害死亡

此の噴火の爲め縦二十五里、横七八里、殆んど一物もなく焼失した。また川の砂地が埋つた爲め、泥を押し寄せて、損害を受けた場所の長さが三十五六里、村數百二十三。而して此の大噴火の爲めに、死亡したる總ての人は、或は二萬餘とも云ひ、或は三萬五千餘とも云うてゐる。（武江年表）



（載所傳軍將ダンナチ） 圖 火 噴 山 間 淺 年 三 明 天



〔101〕 饑饉、疫癘及び其の救方

東北大饑

死人の肉  
を食ふ

饑饉は未だ必ずしも、田沼時代に限つたのではない。然も天明の饑饉なるものは、最も惨烈の一であつた。中にも天明三年、東北地方に至りては、殆んど人人と相食むむばかりの惨状を現呈した。仙臺、南部、津輕に互りて、途上餓死者數へ難く、特に津輕の弘前の如きは、郡内の死亡者八萬千七百二人に及んだと云ふ。如何に金銀を貯藏しても、買ふ可き穀物なく、或は草蓆を購ひ、或は藁團子、松皮餅を喫し、犬一疋五百文、猫一疋三百文と云ふ相場にて、南部一ノ戸、十ノ戸の間は、死人の肉を屠食するに至つた程であつた。下野黒羽藩士鈴木武助の農諭の一節に曰く、

卯（天明三年）の饑饉も、此近國關東の内は、また大き、んとは云ふに至らず。……奥州等の他國にては、餓死にせしが多くありけり。別けて大き、んの所にては、食物の類としては、一色もなかりければ、牛や馬の肉はいふに及



一村皆死  
せるあり

ばず。犬猫までも喰ひ盡しけれども、つひに命をたもち得ずして、うゑ死にけり。其臺所にては、家数の二三十もありし村々、或は竈の四五もありし里々にて、人皆死に盡し、ひとりとして命を保ちしはなきもありけり。其のなき跡を弔ふ者なければ、命の終りし日も知れず、死骸は埋ざれば、鳥けだもこの餌食となれり。庭も門もくさむらも荒て、一村一里すべて亡所となりしもあり。

凄惨目も  
當てられ

亦た以て其の一斑が、想像せらるる。又た同書には、高山彦九郎が、當時奥州を旅行したが、山路にかゝつて、道を失ひ、とある人家を見つけて、其内を覗へば、白骨累々として、流石の彦九郎も、其の凄惨の狀に打たれ、漸く路を求めて、人里に馳せつゝいと記してある。尙ほ其の慘狀に就ては、草根木皮は勿論、死人の肉を食み、或は子供の首を切つて、其の頭の皮を剥ぎ去つて、それを火の上に炙り焼いて、頭蓋骨の破目に匙を差入れて、中の腦漿を抜き出し、之に草葉を和して食つたと云ふ。又た陸

疫癘流行  
と救療法

米賣情禁  
止令

奥地方で、或る橋の下に餓死者の屍が一個在つたが、それを切つて股の肉を、銘々の籠の中に入れて、持つて行く者があるから、何にするかと問うたら、之に草葉を雜へて、犬の肉と欺いて賣る爲めだと、答へたと云ふ話がある。饑饉は必ず疫癘を伴ふ。されば幕府は、享保十八年辛丑年十二月、望月三英、丹羽正伯に命じて、調査せしめたる救療方を、天明四年五月八日附を以て、右は享保十八辛丑年、飢饉の後、時疫致し流行一候處、奉行所え板行被仰付、御料所村々え被下候寫。右は當時諸國、村々疫癘流行致し、又は輕きもの、其雜食之毒に當り、相煩難儀致し候趣、相聞候處、前書享保十八丑年、村々え被下置候御藥法書付之儀、久敷事故、村々にて遺失致し候儀も有之候に付、此度爲御救、右之寫、村々え領主地頭より、相觸候様可被致候。而して米價の騰貴に就ては、又た左の如き布令を、天明四年閏正月十六日附にて出した。



御勘定奉行え

一 當時米穀直段高直に付、米穀所持いたし候もの共、貯置不申、賣出可申處、去卯年(天明三年)米穀賣買之儀に付、村々騒立候趣も有之、品風説等に恐、穀物所持之者も、容易に不賣捌、貯置候様相成候ては、彌直段も高直に相成、一統可及ニ難儀に付、米麥は勿論、諸雜穀共、其制限村役共、小前百姓所持之分、銘々家内人別に引合、夏作出來迄之手當を殘置、其餘之分は、其持主限、最寄々之市場、町場等え賣捌候様、村毎申合、小前迄も心得違等無之様可致候。若無謂風聞等に恐、米穀隱置候歟、又は米穀賣捌候者え、仇を致候者於有之は、可爲ニ曲事一者也。右之趣、關東筋、並陸奥、出羽、信濃國、御料は御代官、私領は領主地頭より、村々え不洩様、可被ニ申渡候。惟ふに斯る布達が、幾許の實効有つた乎。何れにしても、燒石に水であつたであらう。

第十九章 田沼時代の終焉

【一〇三】 田沼意知殿中に斬らる

田沼意次は、安永八年七月、松平武元死去以來、誰をも憚る者なく、全く幕政を専らにした。然も滿つればかくる世の習にて、天明四年には、意外の出來事が生じた。それは彼の長男田沼山城守意知が、江戸城中にて、佐野善左衛門に斬られた一件だ。意知が異常の寵榮を逞うし、不次に冒進して、御奏者番より若年寄となり、父は老中、子は少老、父子同時に、其の權勢を恣にしたる事は、既記の通りだ。(參照 二)而して其の異變顛末は、左の通りだ。天明四年の三月二十四日、九つ時頃(正午)意知が、同僚の若年寄等と殿中を退去せんとする際、新御番の佐野善左衛門は、桔梗間に控へてゐたが、俄然走り出て、意知に飛掛り、覚えがあらうと三度聲をかけ、中之間へ出る所にて斬付

滿つれば  
缺くる世  
の習

意知斬ら  
る



意知死す

け、肩先に長さ三寸許深さ七分許の傷を負はした。意知はそのまゝ、桔梗間の方へ逃出したが、善左衛門は之を追詰め、意知の倒れた所を、善左衛門は腹だと思つて突いたが、そは股であつて、三寸五六分の傷を負はしめ、深さ骨に達した。意知は遂ひに廊下の暗處に逃込んで倒れた。善左衛門は意知を見失ひ、中之間へ取つて返したところを、大目付松平對馬守が、走り出で、背から抱き止め、御目付衆と大聲に呼んだから、目付の者飛出し來りて、善左衛門から脇差を受取つた。意知は下部屋から、差遣はされた御番の醫者の藥をつけ、駕籠にて退出し、善左衛門は揚り屋に入られ、かくて意知は二十六日の曉、遂ひに傷の爲めに死した。

加害者切腹

四月三日善左衛門は、亂心と云ふとに定まつたが、然も意知が、彼の負はせた手疵の爲めに死したから、切腹を命せられた。善左衛門が審問に對する口上書によれば、三年前意知が、善左衛門の親族龜五郎なる者の方へ、佐野家の系圖を一見したしと申入れた。仍て龜五郎は之を貸したが、意知は此れは眞の佐野家

兇行原因

田沼の振舞若無人

金を捲上げらる

系圖でないから、善左衛門方の系圖を貸して呉れと申し込んだ。善左衛門も大切の家の系圖ではあるが、暫時の事と思ひ之を貸した。爾後度々其の返却を請うたが、一向挨拶もしなかつた。元來善左衛門の領分は、上州甘樂郡西岡村、高井村兩村にて、四百石の高を持つてゐたが、實收二千石計の所だ。其所に佐野大明神てふ社があり、神主をつけてあつたが、度々意知の差圖もて、田沼の家來入來し、佐野大明神を、田沼大明神と改稱して、之を横領した。又た佐野家の七曜の旗があつたが、意知が見たいと云ふことで貸した所、此れは田沼の定紋であるからとて、直ちに奪ひ取られた。田沼は元を質せば、佐野家の家來筋である。此頃に至つて自分の家も微祿したから、何かの役に有付きたいと思ひ、その旨を田沼の公用人に依頼した。然るに今度は何の役があいたから、召出さるゝであらうと、幾度となく知らせ、其度毎に多くの金を贈り、一昨年从今年に掛けて、總計六百二十兩取られた。



狩獵の功  
を奪はる

止むなく  
死行

然も是れ唯だ偽もて、金を捲き上げられたに止まる。又た昨年十二月、木下川筋に御成の時に、自分が御供に罷出て、鳥を射止めて矢を付けたが、意知は之を見て、是は善左衛門の矢付で無い、外の者が射止めたのだと云ふ事にし、遂に自分の手柄は、言上に及ばれなかつた。以上の如く、段々無念が募り、恐れ乍ら殿中をも辨へず、斬り付けたのだ。固より殿中の儀は、幾重にも恐れ入る事とは存じながら、御番所でなくては、私體の者が、意知に近寄る機會が無いから、一命を抛つて斬掛けた次第である。此れが彼の口上書の意味である。若し此れが事實とすれば、善左衛門が憤つたのも、無理はない。

【一〇三】 田沼没落の第一歩

佐野及傷  
影奪

所謂佐野  
條置十七

水野家奪  
取

佐野善左衛門が、田沼山城守意知を、殿中に於て斬つたのは、私怨にせよ、其の影奪は、實に深甚多大であつた。赫々たる田沼意次の勢力は、之を潮合として、愈よ没落に向うた。

當時佐野が、その宿所に認めて残し置いた、十七個條なるものがある。此れは固より他人の假託に出でたるものであらう。されど其の所記は、如何にも當時の人心が、言はんと欲する所を、道破してゐる。

- 一 主殿頭(田沼意次)身不肖にして、天下之執權職となる。安民すべきの所己か私欲を擅にして、御恩澤を忘れ、無道の行跡。其罪一つ。
- 一 依怙最良を以、諸士に立身を致させ、剩諸役人を己が黨に入。就中水野出羽守向筋之弟寛次郎を、松平源八郎跡目と致し、己か次男中務を以て、水野家を奪ひ取候。其罪二。
- 一 十七日は神祖の御忌日、然るに重役義の身分として、翫童卑妾を集め、酒宴遊興、亂姪致候。其罪三。



似金作り

- 一 歷々の御旗本へ、種生不正成上の己が家來之賤女を以、縁談取結せ候。其罪四。
- 一 蠻國之流金を以、後藤庄三郎へ、下役之者共へ誓狀を爲致、六割半之積を以、天下之金子を圖り上る。似金は天下之制禁、若又犯す者は其罪磔刑に成、權威を以、己は似金拵んと工む。其罪五。
- 一 倅山城守を、勤功の家柄の者を差置、天下御人も無之様に、部屋住より若年寄に致候。其罪六。
- 一 奥向を手入、御小納戸御吟味之節、御役にも不立者を、金子を取、勤功之者之息を差置申付、剩玉澤殿と申合、我儘を取計、女調を盛になし、君を穢し奉る。其罪七。
- 一 己が屋敷内へ御部屋様を請待し、陰謀を企、藝者河原者を相手に出し、亂淫をなさんと謀る。其罪七。(其七重複、原文此の如し。)
- 一 加恩之節、累代取來る大名、御旗本之領地、宜所を奪取引替、我儘

本家系圖  
借取

- の行跡。其罪八。
- 一 本家之系圖をかり、己が家を本家之様に致さんため、權威を以假取に致候。其罪九。
- 一 諸運上夥敷取立、諸民困窮爲致候。其罪十。
- 一 死罪に可成者を、己が依怙を以不致死刑、天下之定法を亂る。其罪十一。
- 一 金子を取集貯へ、利分を取、町人へ借付候。重役義不似合金出し方。其罪十二。
- 一 己が諸家中には、諸大名、御旗本法度を犯し、追出され候者吟味無之抱置、諸家侮られ候。其罪十三。
- 一 當正月御乗初之節、諏訪文九郎より、御代之御吉例、御乗初に被爲乗候御鞍を、御鞍共に拜領致し、神祖代々を不奉恐、己が乗鞍に致し。其罪十四。



武功の家

一 己開味無知にして、古を不知といへども、縁家士方家の先祖之名を、家<sup>いへ</sup>に其儘姓名を附置、家來に不敬を爲<sup>レ</sup>致<sup>ス</sup>候。其罪十五。

一 衆道を以<sup>テ</sup>己立身出世致し、武功之家を謾<sup>ル</sup>。其罪十六。

一 伴山城守若年寄被<sup>ニ</sup>仰<sup>テ</sup>付<sup>一</sup>候節、諸人困窮之時節、御高力米五千俵、天下之定法に背き、皆米にて下野屋十右衛門方へ請取<sup>申</sup>候。其罪十七。

右十七箇條、主殿頭一言申<sup>開</sup>無<sup>レ</sup>之所<sup>之</sup>重罪、幸に君寵を得て、大役に任ず。差置候はゞ、天下之可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>騷動<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>之<sup>不</sup>得<sup>レ</sup>已、殿中を不<sup>レ</sup>憚<sup>不</sup>願<sup>不</sup>敬、可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>殺害<sup>一</sup>之處、數年之勤仕を思ひ、且伴山城守を致<sup>ニ</sup>殺害<sup>一</sup>候得ば、自分親主殿頭同様に相成<sup>候</sup>事故、山城守殺害致<sup>候</sup>はゞ、只嚴科を相待而巳。謹言。

天明四甲辰年三月廿四日

新御番

佐野善左衛門政言 花押

是れ一種の假託

如上の罪あらば、常人意次を殺す可きが當然だ。然るに父の代りに子を殺すとは、如何にも不合理である。只だ此の一點を見ても、此の書置は、他人の假託であることが、立證せらるゝ。

佐野神とせらる

されど政言が、世直し大明神として、市井に持て囃されたのは、未だ必ずしも此の時節に、恰も米が下直となつたからばかりではあるまい。而して政言の帯びたる脇差が、二尺一寸の粟田口忠綱の作であつたから、爾後俄かに忠綱の相場があつたと云ふ。亦た以て人心の趨く所が思ひやらるゝ。

佐野の墓参者多し

斯くて政言の墓所、淺草の徳本寺には、有縁無縁に論なく、其の参詣者夥しく、その爲め寺社奉行の命なりとて、無縁者の参詣を禁ずる高札を建てたに拘らず、参詣者絶えず。其爲め本堂への参詣者の賽銭が、毎日十四五貫文にも上り、且つ諸所から政言の戒名を請ふ者多く、中には百疋、二百疋の謝禮をした者もあり、徳本寺は思ひ懸なき仕合を得たと云ふ。所謂一葉落ちて天下の秋を知るでなく、一子殺されて、田沼の秋は來つたのだ。



意知を斬つて佐野家斷絶

白及仇を斬る

天明四年の春、米價貴躍、同年三月廿四日、若年寄衆退出の時、新御番佐野善左衛門、田沼山城守殿を斬る。翌日死す。主殿頭長男。大目付松平對馬守殿佐野を組み留む。御目付柳生主膳正殿、佐野が血刀を奪ふ。同四月三日山河下總守殿檢使として上り、坐敷庭上にて切腹、家斷絶。父主殿頭は三日過ぎて常の如く勤仕、主殿頭は事なく職に坐す。佐野殿は淺草本願寺内徳本寺に葬る。香花を手向くる人、貴賤老若群をなせり。此年おのれ十六歳、柔術の師本間丈右衛門に従ひ徳本寺にいたりしに、先門前に庭を敷き花線香を賣る所三ヶ所、門に入れば、四斗椀に水をたくはへて手洗ふまうけとして錢を乞ふ。墓には花を立てしさま林の如く、地上線香煙り人を襲ふ。群衆開張場の如くなりき。かく有りつるゆゑに、寺社奉行の令として參詣を禁じ、ゆゑ、門を閉ぢけるに、夜中密にくぐりより參詣せしとぞ。かく群をなせし由は、佐野氏白及を揮ひし翌日より、高直なりし米價俄に下落せしゆゑ、佐野を世直し大明神と市中にて唱へしゆゑなり。是地妖といはゞいふべし。

〔蜘蛛の糸巻〕

世直し大明神のいは

〔一〇四〕 田沼と世間

意知葬儀

路人投石

乞食の悪戯

田沼意知を斬つた佐野善左衛門は、世直し大明神と持て囃されたが、斬れた田沼意知の葬儀は、極めて慘なものであつた。

其の葬式は、天明四年四月十二日、寺は駒込勝林寺であつた。葬列が神田橋の屋敷を出る時は、暮の六つ半であつた。三河町一丁目を通り掛る頃、乞食が八九人も出で来て、頻りに物を乞うた。然も一文も呉れない。そこで乞食共は怒つて石を投げつけた。斯くて乞食の中に町人なども雜つて、悪口をついたり、石を投ずる者が、追々と増加し、辛うじて勝林寺へ棺を納めた。

又た當時二人の乞食があり。一人は七つ星の紋(田沼の定紋)を著けた酒樽の古い菰を被つて、怪しき姿をして躍り出で。一人は鍾馗の姿をして、おのれ悪魔め、逃さじと追詰め、大刀にて切殺す真似をして、白晝江戸の町々を廻り歩いた。而して觀る者、何れも之を喝采して、痛快の事とした。



流行黄表紙

當時の落首中には、頗る奇抜のものもある。又た當時流行の黄表紙などには、此時を當て込みたる、「世直大明神」天下一面鏡梅鉢、「時代世話二挺鼓」などがある。その「時代世話二挺鼓」は、山東京傳の作、喜多川歌麿門人行磨畫にて、意知を平將門に、善左衛門を依藤太秀郷に擬したる趣向にて、其の弱りし所を、秀郷隙さず立寄て、首を刎ければ、不思議や切口より血沙虚空へ吹上、七つの魂飛去る。

七眼小藏

と記し。其の書には將門の首元から、心と書きたる七個の玉が、血潮と與に飛び騰りてゐる。此の七個の玉は、七曜なる田沼の紋に因みたるものであることは、一見誰しも會得するであらう。尙ほ當時、諷譏の一として、七眼小藏の戯書がある。

天明死大刀年  
山城院殿中劍難血五位下大居士  
三ヶ血二十四日

羅馬字の落首

是は遠州相良乃城に近年住たる化物、目が七つ、肩先兩股に口三ヶ所。諸人の金銀財寶を取喰、多くの人をなやまし、ひたひに角三本。誠に親の因果が子にむくい、此度御當地に於て、打留ました。善左衛門のはなしのたね、サア御老中ウ〜。

此にて其の書様は、自から想像が出来る。七つの眼は田沼家の紋、肩と兩股の口は、意知の負傷、額に三つの角は、山の字、即ち山城守だ。又た和蘭の長崎商長館チチングの著、將軍列傳の中には、當時の落首を、羅馬字にて掲げてゐるものが多くある。今其の標本として、一二を摘記すれば、

Ki ra re ta wa  
斬られたは

Ba kato si yo ri to  
ばか年寄と

Ki kou to fa ya  
Ki kou to fa ya



聞くとはや

Ya ma mo o si ro mo

山もお城も

Sa wa gu sin ban

さわぐ新番

又た、

Si yo dai mio

諸大名

Mou sio ni nikou mo ou

むしように憎む

Nanatsou bosi

七つ星

Ima si kou si re ba

今しくじれば

Si mo no si ya wa se

下の仕合せ

又た當時落首の中には、

劍先が田沼がかたへ辰のとし、天命四年やよひきのかな。

又た、

金とりて田沼る、身のにくさゆへ、命捨てもさのみおしまん。

如何に田沼意次が、當時の社會に不人氣であり、不人望であり、憎惡の標的であり、衆怨の焦點であつたか、思ひやらる。然も田沼意次彼自身は、毫も反省する所なく、依然其職に止まり、其の權を恣にした。

抑も如何なる宿報の致す所にかあらん。天道の盈るをにくみて、俄かに禍すと申すめる。意次わづかなる家におひたちて、天下の事を取りはからふ職にさへ至りしかども、尙ほ足るを知る心なかりしかば、その子先づ横殺にか



かりぬ。〔續藩翰譜〕

斯る場合に、意次は機を見て退くを知らず、遂ひに惨めなる没落を見ざる可からざるの、已むなきに至つた。

### 【一〇五】 田沼勢力凋落の象徴

兼惣意次  
一人に集

何れにしても、其子山城守意次が殿中で斬られたのは、田沼意次の勢力に對する一大打撃であつた。而して此れと前後して、淺間山の噴火や、天候の不順や、饑饉や、疫病や、百姓の一揆や、町人の騒動や、米價の暴騰や、財政の逼迫や、總ての凶事、悪事、難事、困事、皆な意次の爲す所と認められ、天下の怨は、悉く意次の一身に集まつた。

意次將軍

斯る場合にも、田沼が恃みとしたのは、將軍家治であつた。彼は左程の闇主で、

に世事を  
知らさず

はなかつた。〔參照 四〕唯だ田沼に一任して、世間の事を知らなかつた。而して田沼も亦た彼をして、世間の事を知らしめなかつた。彼は繪畫を好み、象棋を好んだ。意次は之を仕合として、彼を其の嗜好の方面にのみ導いた。而して少しく將軍に向つて、世間の事を語る者は、之を將軍の側近より遠け去つた。

山村良旺  
退けらる

少府郎山村良旺、讀書を好む。嘗て王(家治)に白して曰く、世に三河後風土記なる者有り、詳に神祖創業の始末を記す、殿下之を見たる乎。王曰く、未だ知らず。是に於て良旺之を懐にして、時々之を王の前に讀む。王之を聽く毎に、朝服色を正しくし、手を拱いて聽いて曰く、圖らざりき世に此の如き書の有らんとは。相良侯(田沼意次)之を聞き、俄に之を出す。是より郎中皆意次を懼れて、敢て言ふ無し。〔原漢文 續三王外記〕

松平定信  
出づ

然るに其の晩年には、田沼の密網をくぐりて、將軍に直接其の意見を上申したものがあつた。それは松平定信である。定信は、八代將軍吉宗の愛子田安宗武の子にて、白川城主松平越中守定邦の養嗣となり。天明五年十二月一日には、溜



間詰となつた。此れは定信の嫡母、宗武の正室寶蓮院の願によつたものと云ふとだ。抑も溜間詰は、時に老中と政務を議し、時に將軍の顧問に備はり、意見を上申するを得る地位にして、閑職に似て、然も其人の如何によりては、必ずしも閑職でない。知らず田沼は何故に、斯人を斯の場所に置くことに、同意した乎。

田沼の油断

田沼は未だ定信の何人であるを、氣付かなかつたの乎。將た彼の権力も既に退潮に傾き、之を支へんとするも能はなかつた乎。何れにしても、有力なる異分子が、御用部屋の附近に出で來つたとは、田沼に取りては、油断ならぬであつたが、然も彼は油断してゐた。

十二月朔日 松平越中守定信、これより後、出仕の時は、溜間に候し、月次は白木書院、五節には黒木書院にいで、拜賀すべしと命せらる。これ寶蓮院尼申請はるによれり。さればその家の例とはなすまじと、仰下されぬ。

(後明院殿御實紀)

田沼方小堀政方免

其の原因

此れにて見れば、極めて淡泊で、何等政治的意義は、加はつてゐない様だ。固より田沼も其の積りにて、之を看過したのであらう。

必ずしも定信が、溜間詰となつた爲めではあるまい。されど天明五年十二月廿七日、伏見奉行の小堀政方は罷められ、菊間椽詰に復せられた。此の小堀も亦た、田沼と同穴の狐と目せられた一人だ。

彼が伏見奉行となつた當座は、善政を施し、評判が好かつたが、やがて其の本心を暴露した。彼の家に、足利義政傳來の在中庵と名くる茶壺があつた。然るに彼が大阪城番の際、遊蕩の餘、曉に至りて家に還る事が露はれ、其の失體を蔽ふ可く、同僚に賄ふ爲めに、之を千兩の質物とした。然るに彼が伏見奉行たるや、京都所司代久世出雲守が、之を見んとを求めた。政方は困却した。然るに彼の妾半井芳子の入智恵にて、伏見の豪富二十餘人に御用金を課し、それに質より請け出し、之を久世出雲守に示すとを得た。此れより政方の其妾を寵する、彌よ甚だしく、遂ひに重税を伏見町民に課するに至つた。此れが爲めに



義民文珠  
屋九助

義民文珠屋九助の訴訟となり、それが容れられなかつた爲めに、九助は江戸に長年の間逗留して、其の疾苦を訴へ出でた。而して此に至つて其の目的を達したのだ。

田沼勢力  
凋落の徴

然も小堀は、田沼に拔擢せられた一人で、其妾と田沼の妾とは、姉妹の關係あり、その爲めに田沼が、小堀を庇護して、此に至つたと云ふ説がある。そは何れにしても、田沼拔擢の一人が、斯く罷められたのは、少くとも田沼の勢力の凋落を意味するものと、認めねばなるまい。

【一〇六】 田沼意次の失脚

定信久し  
狙ふ意次を

松平定信の溜間詰となつたのは、田沼没落の端緒であつた。田沼の勢力が衰へた爲め、定信は溜間詰たるを得たる乎、將た溜間詰となつた爲め、田沼の勢力

意次罷免  
直接原因

は衰へ始めた乎。そは互ひに因となり、縁となりて、此に至つたのであらう。定信は、曾て田沼意次が、幕府に不利なるを見て、之を刺殺せんと欲し、竊に短刀を懐にして出たどが、一再あつたが、然も自ら考へ直して思ひ止まつた。而して彼は故らに不如意の中から、賄賂を意次に贈り、其意を迎へ、意次をして其心を安んせしめ、世間よりは多慾の徒と思はるゝを意とせず、而して其志を行はんと心掛けた。

家治病氣

當時田沼の政治に慄らなかつたものは、親藩の三家を始め、何れも皆な然りと云ふ程にて、定信は寧ろ其の代表者とも見る可きものであつた。天明六年八月頃より、田沼の施設は、漸次廢止せられ、而して其の本人たる意次も、八月廿七日には罷められた。此れは將軍家治の病氣が、その原因と云ふ能はざる迄も、其の好機會を興へたからであらう。

十五日(天明六年八月) 御感冒のよしにて、外殿に出給はず。よて朝會の群臣皆大納言殿(世子家齊)に拜調す。……是迄さばかりの御患とも、人々思ひ奉ら



ざりしが、この日外殿に出まされぬと聞えければ、さてこそとてをしなべ驚き  
けり。御位につかれしより二十六年の間、朝會の日は、いかなる盛夏酷寒と  
いへども、怠り給はず。外殿に出でて群臣の謁見をうけ給ひしが、はじめか  
ゝる御事なりしかば、かろき御事にもあるまじと、人々申侍りしとぞ聞へし。

〔後明院殿御實紀〕

家治病氣益々漸む

斯くて病は益々漸んで來た。

さきに拜調ゆりたる市井の醫、日向陶庵某、若林敬順某を、田沼主殿頭意  
次推穀し、俄に内殿に召して、御療治の事に預らしむ。〔同上〕

十九日 日向陶庵、若林敬順、新に召出されて奥醫となり、ともに麩米二  
百苞づゝ給ふ。

廿日 御所には昨日より、若林敬順某が薬用給ひしかど、猶なやましくな  
り給ひしとて、再び敬順が薬を止めて、もとの如く大八木傳庵盛昭に奉ら  
しむ。

田沼施設漸次中止

廿二日 このほど大納言殿、日毎に本城に渡らせ給ひ、宮内卿重好卿、民  
部卿治濟卿も出仕あり、三家使して御氣色伺はせらる。又田沼主殿頭意次、  
病もて家にこもる。

廿四日 さきに命せられし寺社、農商より金銀を官に收めしめ、諸家にかし給  
ふべしといへる命令を停廢せらる。これこたびの水害により、農商等がうれ  
ひ申すによれり。これにさしつぎて、さきに命せられし大和國金剛山の金鑛  
尋ると、下總國印幡、手賀開墾のことも、皆な止められたりと云ふ。

廿六日 大八木傳庵盛昭處方より、聊かさはやかせ給など聞えしが、この  
曉よりまた重くなやませ給ふよし聞えて、内班の群臣、皆な上直して家  
に歸らず。

意次罷免

廿七日 宿老田沼主殿頭意次病により職免るされ、雁間詰にせらる。御側稻  
葉越前守正明は、思召あるにより、御側取次のとみな止められ、菊の間縁頗  
詰となり、去年賜りし増秩三千石を收めらる。



廿八日 けふ奥醫日向陶庵某、若林敬順某、さきに賜はる慶俸を收められ、職を放たる。〔同上〕

以上は、極めて乾燥無味なる記實であるが、自から田沼失脚の徑路が、此中より推測せらるゝ。

意次目論見失敗

初め意次王(家治)の疾大いに漸むを聞き、入りて側に侍し、若し晏駕せば、即ち命を矯め、己に與せざる者を、悉く貶黜し、以て大いに威福を張らんと欲す。近侍之を知りて阻て内れず。強ひて入らんと欲す。近侍某色を起して曰く、公聴かざれば則ち命に方ふ也。時に近侍比周して意次を刺さんと謀る。意次に其の非常あるを知り、懼れて而して退く。是より病と稱して朝せず。列相人をして之を風論せしむ。罷めんとを請ふ。之を許す。〔續三王外記〕  
或は傳ふ、將軍の薨は其實二十日にあり、秘して喪を發せず。故に田沼、稻葉を黜くるは、公の意に非ず、三家及び諸老のする所也と。事或は然らん、今得て詳にす可らず。〔徳川十五代史〕

實際の意次罷免者

何れにしても、將軍の病と、田沼の失脚とは、其中何かの因縁があるに相違あるまじ。

### 【一〇七】 田沼意次の罪案 (一)

將軍病氣と意次罷免關係

田沼の失脚は、少くとも既記の如く、家治の病氣と關係があつた。若し家治が健在ならば、或は彼が政治的生命は、今少しく延引したかも知れなかつた。併し將軍が健在にせよ、病氣にせよ、何れにしても、彼の末路は近いて來たには、相違なかつた。然もその病氣が、之を促進し、若しくは之を決行せしめた。今ま田沼主殿頭え被仰渡之趣と題して、彼の罪案二十六條がある。此れは固より何人かの擬作であるが、然も當時の田沼に對する輿論を、代表したものと云ふも、過當であるまい。故に之を採録する。

擬作罪案二十六條



君主を愚  
にす

申渡之書付

田沼主殿頭

一 其方儀、積年御側近相勤、格別蒙ニ御懇意、拔群之御渥恩以、追々結構之身分に候得者、責而者、寸忠建、御學文を御勸申上、何卒御政事も御自身之知召、已後者、御先々代様御同様之御成、長にも被レ爲在、上下一統御仁徳を奉ニ感戴一候様、いかにも心付、諸事御傳教可ニ申上ニ處、無ニ左者一して、御讀書之儀は勿論、本朝古來之義士勇士、忠臣諫臣が、議論等にも拘り候義、御側向より御咄も不ニ申上ニ候様、嚴敷制禁申付、譬ば小兒同様に御仕立申上、御政事之砌合は、夢にも御存知不レ被遊、天然之御物好計りにて、世の中いつ迄も、殷富與而已被ニ思召、其物好之處え、阿諛を以付入、追々巧智を廻らし、近年詮擧進途之權家は、皆其方親族之者計りにて、其方之召仕之妾を願望の媒となし、度々登城仕らせ、殊に數日逗留、其節に莫大之金帛相贈り、内外之親睦を結置候儀、人口をも不願致方に候。其上悴事は、年功も無レ之處に、右之巧智を以、若年寄に經上り候事、是亦才徳有

親族のみ  
登用

書齋仕方

ありさう、無ニ餘儀一事に候得共、闇愚の生質に而、親之權威を假候而、諸家之金銀寶物等を貪り集、既佐野何某之爲遂ニ横死一候程之惡行跡、恥辱無ニ此上ニ事に候。其節愁傷恐惶之顔色少も無レ之、公然たる勤方、言語に絶し、甚だ以人情に遠き様子に候。尤其已前より、年々權威相募、既に一天下之御政務、其身一人に歸候に隨ひ、惣而御儉約と申名目を立、御膳部より初、御召物其外一切之御用不殘減少に相拘、自然と龜薄に相成候。是等は誠に以冥加至極、恐敷儀に候。扱儉約と申候は、聖人之大徳に而、至而宜事に候得共、上たる御一人、又は親身たる者之上に而、兎角君親たる人々の行候道に候。臣子たる者より、君親たる人之行候道にては無レ之候。其上誠之儉約と申仕方無レ之、吝嗇之筋に候へば、下々より自然與上を奉レ恨様に成行候。此段文盲故、儉と吝と表裏候儀、不ニ相分、吝之筋を儉約と心得違、下之痛に成候ても、上之御利益付候へば、諸事無ニ遠慮、興行申候。依レ之姦智之者共、近年吝嗇之筋より立身、諸大



夫に至り候人も間々有之候。是等は民之油をしぼり、上之御仁徳を損じ候事、不忠不義、可レ申様なき次第に候。各齋之筋よりは、御代々御傳來之御武器等、年々御手入も不レ仕、見分之處、御上直ちに候得ば、實之御用にも不レ相立御品數多有之候。是等は其掛りに而、心得有之諸役人之、不レ堪ニ數息一事。

火消屋敷の破損

伊勢神宮傳通院破損

一 十ヶ所御火消屋敷之儀は、火事之節、御手當與は乍レ申、其實は御深慮有之候。御大切之御役屋敷に候。然處御儉約と申名目故、十六年以前、辰之年（安永元年壬辰）大火以後、別而御普請龜末に相成、時々御修復無レ之、近來壁土等も落損じ候而、外より内之様子見透候所も有之候事。

一 伊勢天照大神宮之御社は、二十一ヶ年目には、新に御造營有之來候處、度々願出候而も取上レ仕候。傳通院は御先祖様格別之御由緒有之候寺に而、近年破損に及候故、度々願出候得共、是亦不レ取上一打捨置候儀、御宮柄、御寺柄故、賄賂金差出候儀無レ之故、聞届けも不レ仕、追々

右の要略

大破に相成候。此外も右に准じ候儀は、種々有之候得共、右二ヶ所は、重典共可レ申、何某之御用差置候而も、第一に御普請無レ之候而は、不レ叶事に候。秋毫も不レ留ニ心頭候へば、自然と上之御徳輝も薄く成候事。

上記は意次が、將軍の聰明を壅蔽し、將軍をして徒らに其の嗜好、物數寄を逞うせしめ、人主たる學問などは、一切なさしめず。而して唯だ田沼親戚一味の者共の、便宜のみを計り、賄賂を以て、大奥に結び、而して却て儉約を名として、武器の手入れや、必要の火消の屋敷や、伊勢神宮、傳通院の造營、修繕等も等閑にし、而して却て上を利し、下を損し、下民を誅求する事には、抜目がない事を非難したるものだ。

【一〇八】 田沼意次の罪案 (二)



田沼住所  
の華美

彈劾は尙ほ詳細に涉つた。

一 其方御役屋敷内之儀、同席と違、格別之美麗を盡し、衣食並翫木石に至迄も、天下比類なき結構に而、居間之長押釘隠等は、金銀無垢に而作り、是亦銀座之者共より、賄賂に而相贈候由、是等に准じ候儀は、其餘一々舉に不遑候。木挽町屋敷には、唐木作り座敷有之、物見座敷前通り堀、御用託、凌申候。濱町屋敷は、御當代初より無之花美を極三方より堀、是又御用託、凌申付、其上當春類焼之後、間も無之、以前より格別之再造營申付、大火後御家人初、一統夥敷及三難儀候義、眼前能も乍存、其痛も不願、自分壹人之娛樂を極候儀、役柄不相應之心得に而、其身は勿論、召仕之妾、自由自在之驕奢、家來重立候者共も、榮耀權勢、日々起立、非理非法を以、公法を破り候事も、間々有之候。上之御威光年々に衰る事、其方一人之權勢、日々盛に相成候。たとへば、上様に萬事御儉約のみに而、其方始家來之者共迄も、莫大奢美麗を極候事、

一族家臣  
の驕奢

賄賂にて  
官位取持

如何相心得候哉。

附り

一 諸大名官位之儀は、天聽え奏達も有之、至而重き儀に御座候處、金銀を以賄賂に候得ば、容易取持、世話仕候義有之、溜之間席之儀は、御輔佐役に而、時に取候而も、重き御政事にも相加り候得ば、雖爲二家柄、若年又は行跡不正之人々、其用捨可有之處、金銀に而賄賂に候得ば、其選も不仕候、而差別無レ之事。

一 家柄之諸侯金紋之儀、賄賂に而取持、彼是取繕、願之通り被二仰出一候上に而、亦々被二御指止一候儀、其方一存之取計に而、金銀に迷候致方顯然候。

峰岡牧場  
寛廢

一 峰岡之儀は、良蔭之清流、岩石之地に而、御先々代様、御深慮に而、ハルシヤ馬御取寄、厚く御世話被遊候御牧場に而、年々繁昌に候處、是亦山師共より、賄賂金を以、御爲、御益と申名目に泥、樹木を伐り出し候



御貸付金の不都合

故、日蔭薄く、清流も乾候而、牧馬夥及ニ死失一候。

一 近年御用金と申名目に而、吳服所より諸大名衆え御貸付金有之、尤御金は吳服金之由に而、其利金を以、月々御召物之料之代金に相成候由、縦令如何程御儉約に相成候而、御爲とは乍申、御貸付之利金を以、御吳服料之代金相補候儀、卑劣之至り、言語道斷之事。其上右貸付之名目に而、諸權門並家中金銀儲居候者共よりも指加、畢竟上之御威光にて、元利無滞取立、損金無之様に、姦商之巧にはまり、上之御徳を穢候事。

貸付金姦曲

一 近年町人共に御貸付金之儀に付、種々姦曲之儀有之、其上預り候町人共、殊之外迷惑におよび候事。

金座者帯刀の事

一 金座之儀は、御由緒有之候得共、元來町家之儀に候得ば、家業柄と申へいざいたるに曾而不及不申候處、是亦賄賂金を以取扱平生帶刀に而相勤候様に相成來、因茲御家人惣而信服不仕候事。

百姓帶刀濫授

一 百姓町人帶刀之儀は、重き御制度に而、古來より員も大方相定候

賄賂にて帶刀取持

處、御領御代官より爲差儀も無之候を、兎や角申出候得ば、爲御褒美、御銀被下候而、宜可ニ相濟處、帶刀御免被仰付候は、金銀を以賄賂より相調候事。

一 御用達町人共之内、家業柄又は御由緒之者共も、年來知行御扶持被下、拜領屋敷等有之者は、格別に候得共、身元慥成と申計を以、被仰付候。中奥之御用達之者共之内、火事場え道中帶刀之儀、賄賂差出候得ば、取持候而御免有之候事。

殿中熨斗目著用

一 於殿中熨斗目著用之儀は、雖御家人、不ニ容易候處、御用達町人共之内、是亦賄賂金差出取扱候故、御免被仰付。尤是等は一統之御用達に候得ば、一同に可被仰付一處、一人亦是或三人に限り候儀、全く賄賂金に而相調候事、顯然明白に候事。

浪錢の事

一 浪錢之儀、目方近來別而輕く相成、依之通用之位年々相減候。是等は最初姦猾之者之深巧に候へば、眞實之明智無之故、諸人之難儀、世上の衰微



南銀の事

に相成候儀、少も心付不申、當然之賄賂金に迷候事。

一 南銀之儀、表に八片を以、小判一兩に換と申名目之有レ之候得共、全體  
愈狷之者之巧故、性方不レ宜、唯今に而は、愈怪敷相成、中々八片に而小判  
壹兩に換候儀、後々成間敷候。是亦上より下を御欺被遊候に相當

新鑄錢の粗悪

候。畢竟賄賂金取候而、御爲御益と申筋より被行候得ば、後代衰微之  
階と相成、其上近年通用之新鑄錢は、づく泥土を交候故、通用之内、年  
々何程か碎散り候儀不レ相知候。寛永通寶と申、大切之文字をさへ、文錢  
同様に通用被仰付候儀、全く御威光に而、下を御欺被遊候無理至極  
に候得共、是亦賄賂金より相調候事。

一切賄賂

以上一として賄賂が、其の骨子ならざるはなし。要するに田沼の政治は、賄賂  
の政治であつた。善も悪も、悉く皆な賄賂の爲めであつた。賄賂は田沼政治  
の生命とも云ふ可きものであつた。

【一〇九】 田沼意次の罪案 (三)

彈劾は更らに、微に入り細を穿つた。而して綿々として盡きなかつた。

賄賂にて  
張出普請  
許可

一 御曲輪内屋敷等、地面廣め張出し候普請有レ之、並火除地俄に新屋敷  
出來候も、賄賂金差出し候へば、近年願之通被仰付候事。

火除地拜  
領許可

一 中橋廣小路之儀は、古來火除地に而、其上爲ニ通用一先年御城迄堀割之儀  
も被ニ仰付、御内吟味等も有レ之處、近年御用達町人共より、賄賂金差出候  
而願候へば、追々拜領被ニ仰付候事。

藏米火除  
地賣出

一 淺草御藏米火除地、格別之御用地に候へ共、近年は町人え賣渡被ニ仰出  
候。全く其方賄賂金に相調候事。  
右數ヶ條之儀は、畢竟金子貪り候爲、公之御制度、並御用地すら、權威  
を以、賣物に仕、相當り、其罪深重之事。

以上は田沼意次が、賄賂を以て、一切の施設を做すとを、具體的に彈劾したる



もの、前文〔參照 一〇八〕「附り」より此所迄が、それである。本文「右數ヶ條」とは、如上の各條を意味する。

大切國々等閑

一 駿遠參之三ヶ國は、御譜代閥閥之地に而、必交代相勤候場所候處、御役之者は、在所に罷在候而は、御役替之間に合不申敷、金銀を以取拵へ。大方は古來より大切之國々に而候處、等閑之事に相成候事、如何相心得候哉。畢竟賄賂金迷、此趣より諸觀定混亂に相成候事。

鐵座紊亂

一 近年諸國產物鐵之儀に付、大坂表え鐵座被仰付候砌、賄賂金差出願候分は、鐵座之外に賣出候様に被相成一事。

訴訟偏頗

一 九州邊より近年川境爭論有之、已に双方より重立候役人、出府有之候程之儀に候。是をも最初賄賂金取候而、片落偏頗之取計より事起候事。

家來の無法

一 其方家來潮田典膳奴僕、先年神田橋之御門番所にて、夜中狼藉之節、以威無法之取捌にて、稻葉何某家來當番之重役、不調法に相成候。依之

不學醫師登用

列座之諸侯甚だ及二憤怒一候事。一 近來不學兇術之醫師共、賄賂金を差出候得ば、容易御目見之仰付候事。是等は重々不届之至に候。第一司命職に候得ば、如何様にも厚く遂二吟味、學術共相勝候へば、御撰にも可然之筈之處、其處心付不申、甚だ不實之至候。就中、其方之妾宿許之儀は、醫師右内縁を以、一門文不通之眞醫を、奥醫師え出候儀、世上一統及二嘲弄一候事。是等は上之御格録を、任二權威一奪候に相當り候事。

平地を膏腴田と取替

一 其方御加増拜領之采地、近隣又は遠境にて、諸侯方之累年傾し來り候膏腴之良田と引替候故、從來困窮之諸侯方は、彌以及二難儀一候。依之其方え遺恨を、含候儀、數多有之候事。

物産買上役所

一 八丈島産物之義は、多年問屋有之、年々前金差遣、所々にて數人渡世仕來。然處、此度、上より新規御買上之御役所相立候。依之是迄之問屋共より差出置候前金、皆損亡に相成、家業に放れ、困窮に及候。其上以後は



諸役人皆  
金銀私慾

御役人之働にて、定而長崎にて、唐船荷物御買上同様に、下直に可相成一事、如指二掌中一候。江戸問屋共之家業を、御奪被遊候に相当候。惣而人々之家業を權威を以奪候は、亂世之基可相成一事、古來より其證據有レ之候得ば、無二是非一沖中にて拔賣等仕候儀、顯然に候。其節は公法を以、罪科に被仰付一儀も可有レ之候。是は全く下之金銀御しほり被成候筋にて、聚斂之臣あらんより、寧ろ盜臣有レとの聖言、不恐慎より之取計に候。苛政は虎豹より恐ろしとは、今世之中之事を言ならん。

右之外、金銀賄賂請候而、彼是筋も無之、其權勢を以取計候に付、家來重役人等、是亦金銀私欲に迷ひ、公法を破り候故、夫を見習、諸役人初輕み下々之役儀有レ之者迄、金銀私欲計、第一と心得、依估量員を以、萬事取計ひ候。一人之私欲より、天下之士情を失ひ、唯今にては、武士之義理すたり果候而、人々金銀を聚、身不相應之驕奢を極候儀、能事と人々相心得居候様に、自然とケ様之惡風俗に押移候儀、其根本、其方一人之

賄賂一生  
始終

大罪、不可遁候事。

一 原宗兵衛企之一件、被行候は、誠に以天下亂謬たると必定之事。右之外、上州絹運上、無人島蝦夷、印旛沼之儀は不レ及ニ沙汰一候事。天明七丁末十月申渡す。

以上は原告側の申分にて、若し被告たる田沼意次をして、口を開かしめば、必ず多少の申譯はあつたであらう。されど彼が賄賂を以て、一生を始終したる一事は、到底其の辯解の言葉はあるまい。

### 田沼意次の懲罰

意次宣告

田沼意次の職を罷められたのは、天明六年八月二十七日、將軍家治薨去が九月七日の夜、而して同年閏十月五日、田沼意次は、左の宣告を受けた。



田沼主殿頭

名代堀帶刀

先達而御役御免被仰付一候得共、思召有之、兩度之御加増二萬石被召上、差控被仰付。大坂に有之藏屋敷被召上。尤只今迄の居屋敷家作共被召上。段、於ニ牧野越中守宅、井伊掃部頭御老中御列座、御同人被仰渡之。大目付岩本内膳正立合相渡。右居屋敷之儀も、明後七日迄に引掛可申段、被仰渡之。

松本秀持

而して彼の同類たる松本秀持も亦た、左の宣告を受けた。

御勘定

松本伊豆守

思召有之に付、御役御免、二百五十石被召上、小普請入、逼塞被仰付。旨、備後守宅に於て、若年寄衆御出座、御同人被仰渡。旨、神保喜内、井上助之進被達之。

家人に家具を具

田沼が屋敷を引き拂ふに際して、平戸城主松浦清の甲子夜話に、斯く記してゐる。

田沼氏老職にて、御不興の御沙汰もて、免職の即日、御役屋敷を引拂ことなりしに、俄なることにて、數多き家器持運とて、騷動一方ならず、器什は車に載せ、夜に入り、蠣殻町の下屋敷へ幾車ともなく、運行しに、其中に宰料として行ける一人あり。此男は田沼氏小身より稍貴くなる頃に、召抱たる者なりしが、才幹もありとて、目をかけ氣にも入り使はれしより、委任して、此事に用ぬ。然に財寶を山の如く、車に積り率行く途にて、思廻らすには、此許多の財皆一時權威に由て、諸方より賄賂として集りし物なり。今此極に至る、我も亦譜代の人にあらず。始め其權威を頼て、所得もあらんとて、奉公せしなれば、主人と俱に零落せんも本意なしとて、其家財を奪ひ、中途より遁去る。此如きの時なれば、田沼氏より搜索す可きやうもなく、その儘にてありしとぞ。



田沼の勢  
及ぶ家臣に

世人の失  
脚禮迎

とある。其の蕭條たる有様、以て想ふ可し。

田沼の盛時に於ては、「田沼様には望みはないが、せめてなりたや將軍様に」との俚諺もありたる通にて、其の赫々たる權勢は、延いて其の家來にまで及んだ。嘗て田沼氏執政の時、其の家老井上伊織、殊更に時めきたり。其一を擧て言ふに、阪大學と云輪王寺宮の家司、貸財融通のことにて、伊織の宅に往き、謁を請しが、取次云には、主人出勤まへにて、灸治を爲し居候。因て今朝は逢がたしと答ふ。大學急ぎ候ことなり、如何やうにても不苦、推て目通仕たくと云へば、さらば通られよと云ゆゑ、入りたるに、伊織は出勤前故、繼上下を著て、物に腰をかけ、三里に灸をしめたり。灸をすゆる人を見れば、御船手頭向井將監なり。又羽箆を持って灸灰を持居たる人を見れば、御勘定奉行松本伊豆守なり。大學も大に駭き退出したりとなり。これ後に大學が直話にせしことなり。此頃の世態聞ても、愕然に堪へざる計なり。「甲子夜話」

斯る調子なれば、田沼の失脚は、世上一般に快心の事として、驩迎せぬものはなかつた。

斯くて田沼意次は、天明七年十月二日、更らに左の嚴命を被つた。

田沼氏改  
易

田沼主殿頭意次へ、仰下されしは、勤役の中、不正の事ども追々相聞へ、如何の事に思召しぬ。前代御病臥のうち、御聽に達し、御沙汰もありし事により、所領の地二萬七千石を收納し、致仕命せられ、下屋敷に蟄居し、急度慎み、在べしとなり。又嫡孫龍助意明同じ事にて、前々代御取立の事により、前代にも御容恕あれば、家繼がしめられ、一萬石を下されて、遠江國相良の城は收められ、御前を止めらる。その家人共へも、同じこと令せられて、意明未だ年稔の事なれば、家士どもはからひ、諸事つゝしみ、念入るべしとなり。

三日岡部美濃守長備、遠江國相良城請取、且警衛すべしよし命せらる。

〔文恭院殿御實紀〕

收歛財貨  
ほと吐出

龍助へ給はつた地は、越後及び陸奥にて、一萬石と云ふも、實收は其の半にも